

19. 信教の自由

概観

- 19.01 米 국무省が 2009 年 10 月 26 日に発表、2008 年 7 月 1 日から 2009 年 6 月 30 日までの期間を扱った「世界各国の信教の自由に関する年次報告書 (USSD IRF Report) 2009 年度版」によると、その導入部で以下のような見解が述べられている。パキスタンは:

「...イスラムに基づく共和国である。イスラム教を国教とし、憲法上、イスラムの教義と抵触しない法律を執行する旨が規定されている。憲法の規定により「すべての国民は、法律、公序、道徳の範囲内において、自らの信仰につき、これを告白、実践および伝承する権利を有する」とされているが、実際には政府が信教の自由につき何らかの制約を課した。憲法上、言論の自由は「神聖なるイスラーム(the glory of Islam)」の利益の下、法律の規定により合理的な範囲内で一定の制約を受ける」とされている。パキスタン政府は、本年次報告書が対象としている期間中に、宗教上の少数派に対する扱いについて、その向上を図るべく何らかの措置を講じた...(が)深刻な問題が依然として解決されないまま残った。法執行官は拘留中の宗教上の少数派に属する者たちを虐待した。治安部隊およびその他の各政府機関は、少数派に対する社会的な虐待について、これらを防止あるいは解決する十分な措置をとらなかった。差別的な内容の法律が存在すること、さらには政府が異なった宗教上の信仰を実践する者を敵対視する社会的な集団に対して何ら措置をとらないことから、宗教上の少数派に対する不寛容、暴力的な行為および脅迫を助長することとなった。宗教上の少数派に対して差別的な内容の特別法としては、反アフマディー法(anti-Ahmadi)やイスラームもしくはその預言者を汚した場合に死刑を適用するとの規定をおく冒とく法(blasphemy laws)が含まれる。アフマディー教徒は、ひき続き政府および社会一般から差別を受け、さらに、宗教上の信仰を実践する際にも法律の壁が立ちはだかった。イスラム教の他の宗派に属する者たちも、政府による差別を受けたと主張した。宗派間の関係は緊迫していた。宗教上の少数派に属する人々に対する社会的な差別が広範に認められ、さらにこうした集団に対する社会的な暴力も発生した。テロリストならびに過激派の各グループおよび個人をはじめとして、非政府主体が、宗教上の集会を標的にした。」 [2n] (Introduction)

- 19.02 同上の報告書によると「パキスタン政府は、同報告書の対象期間において、FATA(連邦直轄部族地域)のクッラム管区(Kurram Agency)でのスンナ派、シーア派の双方間での暴力行為につき、交渉および和平協議を通じてその終結をはかる等、信教の自由に資するあらゆる措置をとった。パキスタン政府は、キリスト教徒の Shahbaz Bhatti 氏を少数者問題担当相(Minister for Minorities Affairs)に任命、同じくキリスト教徒の Jamshaid Rehmatullah 氏をラホール高等裁判所(Lahore High Court)の判事に任命した。少数派の各グループは、こうした一連の動きを好ましい兆候であると捉えた」とした。[2n] (Section II) 上記以外にも好ましい兆候について言及したものとしては、パキスタン人権委員会(Human Rights Commission of Pakistan)が 2009 年 4 月 1 日に発表した「パキスタンの人権状況 2008 年(HRCP Report 2008)」と題した報告書のなかに以下のような記述があった。「(2008 年)1 月、連邦政府は、シーク教徒に限定された仲間内の法(Sikh personal law)に則った婚姻について、

その届出を認める旨の 2008 年シーク婚姻令(Sikh Marriage Ordinance, 2008)を承認した。」[27e] (p75, Freedom of thought, conscience and religion) 信教の自由に関する合衆国委員会(United States Commission on International Religious Freedom)が 2009 年 5 月 1 日に発表した年次報告書 2009 年度版(USCIRF Report 2009)にも、以下のような記述があった:

「2008 年 11 月、パキスタン政府は、少数者の人権を擁護すべく活動を行っていることで世間的に広く知られた、Shahbaz Bhatti 氏を、少数者問題担当相(Federal Minister for Minorities)に任命した。Bhatti 氏は、ザルダリー(Zardari)政権が冒とく法(blasphemy laws)の規定を再考すること、さらには、政府職員への雇い入れの際に、全採用枠の 5%を非イスラム教徒に割り当てる措置を実行に移すことをはじめ、宗教上の少数派に属する者の権利を擁護する方針であることを公約した。政府は 2009 年 3 月、キリスト教徒の裁判官をラホール高等裁判所の判事に任命した...」[53b] (p65)

- 19.03 HRCP(パキスタン人権委員会)は、HRCP Report 2008(HRCP 年次報告書 2008 年)の中で、以下のことが依然として懸念されるとした:

「... 狂信者による宗教上の迫害行為が看過できない程度にまでなっていること、さらには宗教上の各武装勢力による暴力行為に限らず、あらゆる脅威がその度合いを増していることが依然として懸念される。当局は概して、こうした事態に関して依然として無関心であり、法執行職員も概ね、宗教上の各グループもしくは武装集団に対して何らかの措置をとることに消極的である。主として女性および宗教上の少数派グループが、宗教的な過激派集団による襲撃等の標的とされる一方で、男性およびイスラム教徒の双方ともにそうした不利益を被ることはなかった。芸術家、音楽家、さらには芸術活動に携わる者たちが、同国の全域、とりわけ NWFP(北西辺境州)において、何らかの脅威にさらされている。宗派間での暴力および冒とく法(blasphemy law)の規定に則った処罰がひき続き見られた。同国全土においてアフマディー社会が標的にされたが、とりわけ国内で人気のあるテレビ番組のトークショーにおいて、アフマディー教徒を殺害することはイスラムの規範に則り許容されるとする発言が流されて以降、事態がよりいっそう悪化した。こうした事態の深刻化は、9 月にシンド州(Sindh)において 3 名のアフマディー教徒が殺害された事例からもうかがえた... 宗教上の少数派に属する者の多くが、イスラム教徒に倣った名前に改名するよう強要され、さらには、世間一般からの嫌がらせ等を恐れて、自らの信仰を公にしないことを余儀なくされていた。」[27e] (p74, Freedom of thought, conscience and religion)

- 19.04 アジア人権委員会は、2008 年 12 月 11 日に発表した「パキスタンの人権状況－2008 (AHRC Report 2008)」と題した報告書のなかで、次のように言及している:

「パキスタン国内での信教の自由は、依然として大幅に制限されている。宗教上、少数派に属する者は 2 等級の国民とされ、同国において主流派もしくは正統派とされるイスラム教徒が有する各権利を自らも享受すべく躍起になっている。地元の政府もその管轄地域内で、少数派に対して断固たる措置をとることで、大衆の支持をとりつけようとする傾向にある。かつての植民地時代に制定された旧態依然の冒とく法(blasphemy law)を引き合いに出すこと

も往々にして見られる。当初は、法律の規定により、宗教の別を問わず、それらに対する侮蔑は一律に禁じられていたが、1986年、当時のジア＝ウル＝ハク(Zia-ul-Haq)陸軍参謀長が、その規定をイスラム教に対する侮蔑にかぎり適用するように改めた。それ以降、連邦シャリーア裁判所(Federal Sharia Court)は、ナワーズ・シャリーフ(Nawaz Sharif)首相の在任期間中に、冒とく行為については死刑の宣告を義務付けることとした。差別的な内容の当該法律は、キリスト教徒、さらにはアフマディー教徒をはじめとした同国内でも非主流派とされるイスラム教徒に対して最も頻繁に適用されている... パキスタン国内において、さしたる罰則が適用されることもなく、宗派間の憎悪が公然とかきたてられる状況が依然として続いている。」 [52b] (p8)

下記 [Ahmadis](#) および [Christians](#) に関するsubsectionを参照のこと

- 19.05 米務省の国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)に、次のような見解が述べられている。「イスラム教から他宗教への改宗を行なったとの疑いをかけられている者が、報復および報復を予告する脅しを受けた。宗教的少数派に属する者たちが、暴力や嫌がらせの標的とされ、警察が時折こうした行為を防ぐ手立てを取らなかったり、加害者を訴追することを拒否することも見られた。こうしたなか、刑事上の責任が不問に付されるというながれが次第に形成されていった。」 [2k] (Section 2c)

- 19.06 USCIRF Report 2009(信教の自由に関する合衆国委員会が作成した年次報告書 2009 年度版)には、以下の記述があった:

「今年(2008年)に入っても、概して、国内外での暴力行為に関与しているメンバーらで構成された、宗教上の動機に駆られた過激派組織による攻勢および影響力の拡大に歯止めはかからず、一部地域では、パキスタン当局が急進的なイスラム思想を掲げた反政府武装勢力に実効支配を奪われているという状態である。上記に加えて、本委員会が過去に報告した同国での信教の自由に関する一切の重大な懸念が解決されないまま、なお残る。宗派に絡んだおよび宗教上の動機に基づいた暴力行為がひき続き発生し、なかでも特にシーア派のイスラム教徒、アフマディー教徒、キリスト教徒およびヒンドゥー教徒を標的にしたものが相次いだ。政府の対応は相変わらず不十分であり、そればかりか、一部にはこうした暴力行為に政府が加担する例まで見られる。アフマディー教徒の権利を制限する内容のもの、および冒とくにあたる言動を犯罪行為とする内容のものをはじめとして、同国のあらゆる法律によって、往々にして禁固刑に処せられることになる。宗教もしくは信仰、および/または(and/or)被告人に対する自警的な性格の暴力行為(vigilante violence)の理由で... 一部、改善等がわずかに見られたものの、依然として、1979年に発布され、同国の世俗の法制度と並存するかたちで実行されているイスラム法令である、フドゥード令(Hudood Ordinances)が、イスラム法の規定に反した際の、手足の切断や石投げによる死刑等、厳しい罰則を規定している。」 [53b] (p65)

第8節: [Security Situation](#)も参照のこと

- 19.07 同上の報告書によると、2005 年中頃以降から、パキスタン政府が、同国内のすべての宗教教育の専門機関(マドラサ: madrassas)をその管轄下に置き

(register)、さらにはそこに在籍する国外の学生たちを放校処分とすべく尽力したにもかかわらず、「...報告によると、政府によるこうした取り組みは、依然として急進的な内容で、かつ暴力を促す言葉(exhortations to violence)を随所を含む当該学校のカリキュラムに、たとえあったとしてもほんのわずかの影響しかもたらさず、さらに、マドラサ(madrassas)の財源に関しては、依然として政府の管轄は及んでいない。」 [53b] (p66)

第 24 節. Children – Education – Madrassas も参照のこと

宗教上の分布(Demography)

19.08 直近となる 1998 年のパキスタンの国勢調査に基づき、USSD IRF Report 2009(米 국무省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)は、同国の宗教分布について以下のように言及している:

「...国民のおよそ 97%がイスラム教徒であった。全人口の 2%もしくはそれ未満の者のなかには、ヒンドゥー教徒、キリスト教徒、さらにはアフマディー教徒をはじめとする他の宗徒がいた。同国においてイスラム教徒の多数派を占めるのはスンナ派であり、他方、シーア派が占める割合は 20%ほどであった。少数派問題担当省(Ministry of Minorities Affairs)によると、シーク教(Sikhs)の信者が約 30,000 名おり、仏教徒も 20,000 名ほどいるとしている。パルシー教徒(Parsis)(ゾロアスター教徒)の数について、在カラチ・パルシー教徒コミュニティセンター(Parsi community center in Karachi)によると、2006 年 6 月時点で 2,039 名いたのに対して、2009 年には 1,822 名まで減少したという。バハイ信徒の話によると、バハイ信教は現在パキスタン国内で支持を広げており、およそ 30,000 名の信者がいるという。アフマディー教団(Jamaat-e-Ahmadiyya)によると、パキスタン在住のアフマディー教徒の数は、およそ 600,000 名であるとしているが、彼らは自らをイスラム教徒であると認識(identify)することを法律上禁じられている一方で、その大半の者が自らを非イスラム教徒であると認識(identify)することはしないことから、同教徒の数を正確に概算することは困難である。バローチスタン州(Balochistan)および北西辺境州(NWFP)に在住の部族のなかには、旧来のアニミズム信奉者もいた。この他にも、カラーシャ(Kalasha)、Kihals および Jains 等の信者がいた。

「1998 年の国勢調査によると、パキスタン全人口の 0.5%にも満たない者が、自らの宗派を明かさないかあるいは特定の宗教上のグループには属していないと答えたとした。世間一般からの圧力が相当なものであることから、いかなる宗派にも属していないと答える者は、ほとんどいなかったものと思われる。」 [2n] (Section I)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

憲法および国内法

19.09 USSD IRF Report 2009(米 국무省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)に以下の記述があった:

「憲法上、イスラム教を国教とする旨が定められており、さらに、宗教上の少数派に属する者についても、自らの信仰を自由に告白し、これを実践する上で適切となる条項を設ける旨が規定されている。しかしながら、実際のところ、政府は、とりわけアフマディー教徒をはじめとして、こうした者たちの信教の自由につき制約を課している... 上記以外の各宗教の信者らは、概ね自由に自らの信仰上の教えを遵奉することができたが、その一方で、宗教上の少数派に属する者は、法律の規定により、ある特定の宗教を表象するようなものを公の場に掲げることが制限されている。さらに、こうした者には、差別的な内容の法律および世間一般からの圧力を恐れるあまり、進んで自らの信仰を告白することを躊躇することが往々にしてある。」 [2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

19.10 同上の報告書によると:

「パキスタン政府が推し進める政策には、多数派、少数派の双方いずれの宗教グループについても、これらを等しく保護・支援するほどの余力はない。宗教担当省(Ministry of Religious Affairs, Zakat, and Ushr)は、主としてハッジ(Hajj)をはじめとするイスラムの教えに則り行われる巡礼の実施に際してこれらの計画・準備を担当しているが、信教の自由を保障することに加えて、同省の年間予算の30%を経済的に恵まれない少数派に対する支援、少数派の礼拝所の修復、小規模ながらも少数派が主体となって運営する開発プロジェクトの確立(establish minority-run small development projects)および少数派の祭礼の儀式を執り行うこと、以上の目的のために拠出すると公言している。宗教上の各少数派グループは、自らの故郷である地元や村では基本的な公共施設も整備されていないとして、宗教省による上記の主張を疑問視した。一方、同省は「イスラムが唯一、神に受け入れられている宗教である」とのコーランの一節を第一義に掲げてみている。」 [2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

19.11 USCIRF Report 2009(信教の自由に関する合衆国委員会が作成した年次報告書 2009 年度版)の記述によると、過去数十年にわたり差別的な内容の法律が制定されたことで、異教徒を受け入れる雰囲気次第に失われていき、さらに、シーア派、アフマディー教徒、ヒンドゥー教徒およびキリスト教徒の各共同体に属する者をはじめとして、宗教上の少数派の社会的かつ法的地位が徐々に損なわれていった。さらに同報告書中の記述によると「政府職員らは、こうした宗教上の少数派に属する者たちを世間一般での暴力行為から保護するうえで適切な措置を講じるようなことはせず、さらには少数者に対する襲撃を行った加害者が法廷の場において裁きを受けることもめったにない」とした。 [53b] (p65)

19.12 さらに USSD Report 2008(米商務省の国別人権報告書 2008 年度版)によると「憲法上、大統領および首相はイスラム教徒でなければならない旨が規定されている。首相、大臣、副大臣さらには上下両院の選出議員(非イスラム教徒の議員を含む)は、建国の礎である「イスラムの思想を心に留めておくよう努力する」旨を宣誓しなければならない」という。 [2k] (Section 2c)

冒とく法(Blasphemy laws)

19.13 AHRC Report 2008 には以下のような記述があった:

「パキスタン国内外を問わず、冒とく法(blasphemy laws)の廃止を要求する声が高まっているにもかかわらず、パキスタン政府はこれに応じた実質的な措置をいまだにっていない。それどころか、多くの国民が、当該法に則り、逮捕、起訴、さらには処刑されている。多くの事例において、当該法律の規定が個人的な恨みを晴らしたり、あるいは土地を奪い取る手段として悪用されている。冒とく法(blasphemy laws)は、同国の主流派であるイスラム教徒と他の宗教を信仰する国民との間に建設的とは言えない緊張関係(destructive tension)をひき続きもたらすばかりか、宗教上の保守派層を勢いづかせて、宗教に関して寛容的な考えをもつ者たちに対して影響力を振るう上で利用されている面もある。」 [52b] (p8)

- 19.14 英国議会人権擁護グループ(Parliamentary Human Rights Group)が 2007 年 1 月に発表した「Rabwah: A Place for Martyrs?(殉教者たちの場所?)」(PHRG Report 2007)と題する報告書に、冒とくにあたる行為およびそれに適用される罰則を表にまとめたものが掲載されていた:

パキスタン刑法	犯罪行為	刑罰
298a	宗教上高位にある人物について侮蔑的な発言等を行うこと	3 年の懲役もしくは科料またはその両方
298b	アフマディーヤの信徒である者が、宗教上高位にある特定の人物もしくは特定の聖地に与えられた敬称、肩書きおよび地名等を誤用すること	3 年の懲役および科料
298c	アフマディーヤの信徒である者が、自らをイスラム教徒であると称すること、または自らの教義を説くもしくは広めること、またはイスラム教徒の宗教的な思想を踏みにじること、またはイスラム教徒を装うこと	3 年の懲役および科料
295	宗派の如何を問わず、他者の宗教を侮辱する意図をもって、礼拝所を滅失させることまたはその神聖さを汚すこと	最長で 2 年の懲役もしくは科料またはその両方

295a	宗派の如何を問わず、他者の宗教もしくは宗教的信条を侮辱することを通じて、その者の宗教的な思想を踏みにじることを意図した故意および悪意のある行為	最長で 10 年の懲役もしくは科料またはその両方
295b	聖書コーランの神聖さを汚す等の行為	無期懲役
295c	聖なる預言者について侮蔑的な発言等を行うこと	死刑および科料

[51] (p10, Section 2.3, Blasphemy Laws and First Information Reports)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

- 19.15 USSD IRF Report 2009(米商務省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)によると「表現の自由は「神聖なるイスラーム(the glory of Islam)」の利益の下、「合理的な」範囲内で一定の制約を受ける」とされている」という。同報告書によると、冒とく法(blasphemy laws)は、いかなる宗教であってもこれを保護するものとしていたが、宗教的少数派に属する者の思想が侮辱を受けた際に、当該法律の規定が執行された例はほとんどなく、これに関連した訴訟案件もごくたまに裁判所で審理されるにすぎなかったとした。[2n] (Section II: Legal/Policy Framework)
- 19.16 同上の報告書はさらに以下のように言及している:

「世間一般からの圧力によって、裁判所にとっては、日常的に、少数者の権利を保護することが難しい状況となっており、さらには、同国において正統な信仰とされるイスラム教スンニ派につき、これを侮辱すると思われるいかなる言動に対しても、裁判官が厳しい措置をとらざるを得ない状況となっている。宗教上の少数派に対して差別的な言動を行ったとする内容の告訴は、法廷の場に持ち込まれることはほとんどなかった。複数の NGO の話によると、本報告書の対象期間において、キリスト教徒やアフマディー教徒を被害者とする(訴訟)事件の件数にひき続き増加が見られたとしたが、その一方で、司法当局は、たとえ下位の裁判所であっても、こうした事件を扱う際に、前年にも増してより慎重に対応するようになったとした。NGO が報じたところによると、キリスト教徒およびヒन्दウー教徒の双方の地元の各コミュニティを当事者とする(訴訟)事件がひき続き確認できたとしたが、その件数はそれほど多くなく、さらには、こうした信者に対する世間一般の差別が依然として根強かったとした。正式に訴えを提起してから開廷までの間に、相当の期間を要することがほとんどであった。下位の裁判所は往々にして、脅迫、訴訟の滞留等の問題を抱え、さらには、過激派からの報復を恐れるあまり保釈請求を認めないこともあった。冒とく罪にかかわる訴訟事件においては、原審が大抵の場合、死刑を宣告される(可能性の高い)被告人に逃亡のおそれがあるとしてその者の保釈請求を認めなかった。同国での訴訟事件の大半において、数多くの被告人が、保釈を却下とする旨の決定を不服として訴

えを提起したが、公判前に保釈が認められない例は往々にして見られた。」
[2n] (Section II: Restrictions on Religious Freedom)

- 19.17 USCIRF Report 2009(信教の自由に関する合衆国委員会が作成した年次報告書 2009 年度版)には、以下のような記述があった:

「冒とく行為に関する申立て、それらは虚偽のものである場合が多いのだが、いずれにしても、アフマディー教徒、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒、他の宗教的少数派に属する者、さらにはイスラム教徒にいたるまで、こうした者たちに対して、長期に及ぶ拘留や、時として暴力などの不利益をもたらすものとなっている。法律の規定により、こうした冒とく行為に関する申立てが為された後に証拠の提示が求められていないこと、申立人の側に犯行動機の立証責任がないこと(no proof of intent)、虚偽の申立てを行ったことに対して罰則が適用されないことから、こうした申立ては、宗教的少数派に属する者および過激派の者たちが敵視している人物に対して、こうした者たちを脅す手段として、過激派の者たちによって日常的に利用されている。こうした申立ては、ただ単に復讐を果たしたいとか、他人より有利に立ちたいとする無節操な者たちによっても度々利用されている。」 [53b] (p68)

- 19.18 2005 年に、冒とく法(blasphemy laws)の規定に修正が加えられたことに関連して、USSD Report 2008(米国務省の国別人権報告書 2008 年度版)に以下の記述があった:

「...大統領は、虚偽の内容の訴えを一掃すべくその取り組みの一環として、冒とく行為にかかわる申立ての扱いに際してその手続きを改める旨、さらには、かかる事件につき警察幹部職員による独自の調査を要求する旨の法案に署名、同法案の法制化が実現した。しかしながら人権および信教の自由に関して活動を行っている各団体の話によると、警察幹部職員には上記のような事件を調査するうえで必要な情報が上がってこないことから、今回の一連の取り組みは有効ではなかったとした。2007 年において、裁判所は、冒とく法(blasphemy laws)に基づき、2 名の者を有罪、他の 2 名につき無罪との判決を下した。同年末時点において、71 件の訴訟事件が係属中であった。」 [2k] (Section 2c)

- 19.19 同じく、冒とく法(blasphemy laws)の規定に修正が加えられたことに関連して、USCIRF Report 2009 によると、「2004 年 10 月、より悪意の感じられる犯罪行為の発生件数を抑制することを狙って罰則が改められたものの、手続き上の変更が軽微にとどまったことから、当該修正は、同国での冒とく法(blasphemy laws)の適用のあり方に然したる影響を与えてこなかった」とした。 [53b] (p68)

- 19.20 USCIRF Report 2009 には、以下の記述もあった:

「冒とく法(blasphemy laws)がもたらす負の影響であるが、こうした事件を扱う訴訟手続きにおいては法に基づく適正手続きが確保されていないことから、その影響はさらに悪化の様相を呈している。これに加えて、冒とく行為にかかわる審理の際に、イスラム系の武装グループが度々法廷に押し掛け、さらに無罪の決定が下された場合には、世間一般に対して暴力による脅しを仕掛けることも行われている。以上のような脅しがあったとする主張は、そ

れが時に暴力を伴ったものに発展したことからも、信憑性があると思われる。今日までに、実際に冒とく法(blasphemy laws)の規定に則り国家によって処刑された者は1人もいないが、一方で、死刑を宣告された者は存在する。冒とく法(blasphemy laws)に基づき告発された者のなかには、警察の留置所内での事例を含めて、暴力的な過激派組織によって襲撃、時には殺害されることもあった。正式な罰則を免れたり、あるいは過激派による襲撃から逃れた者は、時として本国から逃れることを余儀なくされる。」 [53b] (p68)

- 19.21 2007年7月から2008年6月までの期間に、冒とく法(blasphemy laws)に基づく逮捕の件数が53件報告された。(USSD IRF 2008) [2i] (Section II) さらに、National Commission for Justice and Peace(NCJP)によると、2008年7月から2009年6月までの間に「冒とく法(blasphemy laws)に則り、申立てのあった24件で、何らかの不利益を被った」とされる者が少なくとも75人に上ったことが報告された。同期間において:

「パキスタン国内での冒とく行為にかかわる申立てや訴訟事件について、パンジャーブ州(Punjab)内でなされたものが最多であり、全体の67%を占めた。シンド州(Sindh)での申立てや訴訟事件が全体に占める割合は21%であった。告訴された75名のうち、26名がイスラム教徒、6名がキリスト教徒、2名がヒンドゥー教徒と特定された。アフマディー教徒の人数については明らかではない。2008年中に告訴されたアフマディー教徒に加えて、パキスタン警察はさらに、2008年6月、Rabwah および Kotli に暮らすアフマディー教徒の全住民につき、同教団の創始者ミールザー・グラーム・アフマドの没後100周年にちなんだ祝賀行事を執り行ったこと、さらには同地区にモスクを建造したとして、冒とく行為を行なったとの容疑をかけた。この件に関して、NCJP は次のように述べた: 「当該被疑者らの安全を考慮した上で、同委員会としては、原則として、これらの者の釈放を要求しないものとする。冒とく行為の被疑者らは、往々にして、警察による監視の下、刑務所内において、他の収監者らと比べても身の安全が確保されている。」 (USSD IRF Report 2009)[2n] (Section II: Abuses of Religious Freedom)

- 19.22 フリーダム・ハウス(Freedom House)の「世界自由度報告書 2009 年度版 (*Freedom in the World 2009*)国別報告書・パキスタン」のなかには、以下の言及があった:

「下位の警察職員が、アフマディー教徒、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒、時として他のイスラム教徒に対して、こうした者が冒流行為を犯したとの虚偽の申立てをするにあたり、当該申立てを受理するに際して、賄賂を受け取る事例が相次いでいる... 現在までのところ、控訴審が、下級審が下してきた一切の冒流行為に関する有罪判決をくつがえしてきたが、被疑者は通常の場合、刑務所内で長期にわたる拘留を余儀なくされ、そこでの虐待を受けやすいとされる。釈放後も、こうした者たちは、ひき続き宗教上の過激派の標的にされる。米 국무省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書によると、2005年に、こうした冒流に関する事例につき、警察幹部にその調査を求める旨の修正が行われたことを受けて、こうした事例の件数は毎年数十件程度が報告されるにすぎないといった具合にその後著しく減少していった。(この件に関して、比較のため上記の第19.18節を参照されたい)」 [19a]

第 11 節, sub-section [Blasphemy Laws](#) を参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

冒とく容疑についての法律上の手続き

- 19.23 英国外務連邦省(FCO)は、パキスタン国内のキリスト系人権団体、全国正義と平和委員会(National Commission for Justice and Peace: NCJP)から、アフマディー教徒を冒とく行為の容疑で起訴するまでの手続きについて意見を聞いた。2008 年 10 月 2 日、英国国境庁(UKBA)の質問に対して、NCJP の法律専門家は下記の回答を寄せた:

「UKBA: ある者が直接、治安判事裁判所に対して、アフマディー教徒(またはそれ以外の者)を正式に訴える際の手続きとはどのようなものか?

「NCJP: 何らかの違法行為によって、権利を侵害された者、または、ある犯罪(行為)に関しての内情を知っている者(anyone privy to information about a crime)は、警察に対して申立書(FIR)(First Information Report)を提出することができる。または、第 1 発見者が偶然にも警察官であった場合、当該警察官もまた同様に申立人となる。

「警察が申立人からの FIR の受理を拒否する場合、県裁判所(district judge)およびセッションズ裁判所(sessions judge)(治安判事裁判所を含まない)は、パキスタン憲法第 199 条/刑事訴訟法第 154 条に基づき、(警察に対して)FIR の受理を命じることができる。それ(FIR)は、調査/捜査報告書によって裏付けられた告発(の) ...(事由)である(which is the prosecution['s]... [account] to be substantiated (sic) by inquiry / investigation report)。「Challan」とは、訴訟に掛かる費用のことである('Challan' is the formal charge framed in a court)。

「刑事訴訟法第 196 条は、ある特定の類型に区分される FIR につきこれが受理されるうえで警察幹部職員(senior police officer)による調査を要求している旨、より厳格な要件を課している。(第 295 条 b 項および c 項に該当する FIR については警察署長(superintendent)による調査を要求(本条 b 項および c 項はそれぞれ、コーランの神聖さを汚す行為および「預言者」に対して侮辱的な発言を行う行為に関して規定している))

「しかしながら、冒とく行為に関する申立ての場合、なんだかんだと言い訳して、こうした法律上の規定が守られなかったり、手続きが無視される例がこれまでに目撃されてきた。

「UKBA: いったんこうした訴えが提起された後の裁判所での手続きとはどのようなものか? またそれに要する期間は通常どれほどか?

「NCJP: 容疑がでっち上げられたものである場合(The charge is framed)、被告人は当該容疑を否認することができる... (これをうけて)...通常の手続きに入る...当事者による証言、参考人による証言、反対尋問が行われることになる - 容疑のかかった当該犯罪行為が保釈可能なものである場合、裁判所は、請求があり次第、当該被告人の保釈を認めることができる。(保釈の決定は)...裁判所の判断 - その必要があると思われる場合に、評決を不服として申立て

られた上訴請求一(を受けて下される)([This is followed by]... the judgement, [and an] appeal against the verdict if felt necessary)。

「一方、刑事訴訟法第 298 条 c 項に規定のある犯罪行為については、当該被告人がその容疑が根拠を欠くものであると主張し得ないかまたはそれを立証し得ない場合、保釈が認められない。それ(This)は、取り調べもしくは審理の段階で行われる。

「UKBA: 当該訴訟事件を担当する裁判所が、かかる申立てに関連した文書等を発行できる相手とはいったい誰か?

「NCJP: 当該訴訟事件のすべての当事者に、裁判所が発行する文書等を入手する権利が与えられている。各報道機関も FIR および判決文の写しを入手することができる。」 [11i]

Section 12: Arrest and Detention – Legal Rights も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

フドゥード令(Hudood Ordinances)

- 19.24 USSD IRF Report 2009(米商務省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)によると 「...フドゥード令(Hudood Ordinances)は... 強姦、婚外での性交渉、財産をめぐる犯罪、飲酒および賭け事を犯罪(行為)として規定している」との言及があった。同報告書によると、こうした規定は、イスラム教徒および非イスラム教徒とを問わず等しく適用されるとするが「聖書コーランの規範(Qur'anic standards)が適用された場合、イスラム教徒および非イスラム教徒、男性および女性間で、その証言の重みに差異が生じることになる」とした。[2n] (Section II: Status of Religious Freedom)
- 19.25 USSD IRF 2006 によると、各事件が、場合によっては厳しい罰則が科せられるおそれのあるイスラムの規範の下で扱われる例はなくなったとした。その一方で:
- 「...非宗教的な手続きに倣い、各事件が首尾よく起訴されるにいたった。こうした世俗の手続きにおいては、各人の証言はそれぞれ同じ重みを持ち、さらに刑罰として懲役刑や科料が科せられるようになった。政府は 2005 年 1 月、フドゥード令に基づく犯罪の容疑で女性を拘留する際には、事前に裁判所の許可を得る必要がある旨を規定した新法を採択した。本報告書の対象期間の末時点(2006 年 9 月)において、フドゥード令(Hudood Ordinances)に基づき収監されていた女性がおよそ 246 名いたが...ムシャラフ大統領は、こうした女性全員を対象にその釈放を命じた」とした。[2a] (Section II: Status of Religious Freedom)
- 19.26 2006 年に女性保護法(Women's Protection Bill)が制定されたことを受けて、「... フドゥード令(Hudood Ordinances)が修正され、強姦および姦通に関わる訴訟事件が、シャリーア法廷(Shari'a courts)から非宗教的な通常の裁判所へと移されることになった。以前には、フドゥード令(Hudood Ordinances)の規定により、イスラムの教義に基づいた厳格かつ差別的な解釈、ならびにイスラム教徒、非イスラム教徒の別を問わず等しく適用される証言のあり方および

罰則が往々にして採用されていた。」(USSD IRF Report 2009) [2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

Hudood Ordinances について記述した第 11 節、および第 23 節: Women, subsection Women's Protection Act を参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

反テロ法

- 19.27 USSD IRF Report 2009(米務省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)の中に、以下の記述があった

「反テロリズム法(Anti-Terrorism Act)に基づき、宗派間の憎悪[対立]を煽ることを意図した一切の行為は、言論によるものも含めて、最高で 7 年間の懲役をもって罰せられる。当該法の規定により、当該被告人が有罪であるということ信じることにつき、担当の裁判官が合理的な理由を有する場合には保釈は認められないが、一方で、このような場合においても、当該法律上の保釈に関する規定が例外的に(selectively)適用されることもある... パキスタン政府は、宗教上の過激派組織およびテロ組織による活動、ならびにこうした組織への加入を禁じてきた。反テロリズム法が施行されたことで、政府が暴力的な犯罪行為、テロ行為、宗派間の憎悪[対立]を煽ることを意図した言動、および国家に対する犯罪行為については例外的に裁判上の手続きを簡略化することが可能となったが、こうした一連の流れのなかでも、政府が非合法化した組織の多くが依然として活動を続けていた。」[2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

第 11 節: Judiciary, subsection Anti-Terrorist Act and Courts も参照のこと

背教[棄教]

- 19.28 英国外務連邦省(FCO)在パキスタン英国高等弁務官事務所(Office British High Commission in Pakistan)が英国国境庁宛に作成した、2009 年 1 月 9 日付の背教[棄教]に関する回答(書)によると、パキスタン国内において背教[棄教]行為は違法とはされていなかったものの、自らの信仰を変える者は通常、冒とく行為およびイスラムを侮辱する行為を行なったとして非難されるとした。FCO は「通常、上記に該当するのは、全く異なった流れを汲む宗教に転向した場合(たとえば、キリスト教の信者になること)のことを言い、スンナ派のイスラム教徒がシーア派に転向することは、おそらくは、同一の宗教内での改宗にあたると思われる... (ただし) 本省は、現在のところ、冒とく行為に関して、スンナ派によるシーア派に対する訴訟手続きの事例につき把握していない」とした。[11d]
- 19.29 USSD IRF Report 2009 に記述の通り「他の少数派の宗教への改宗は、大抵の場合、社会的な反発を避けるべく密に行われた。」[2n] (Section II: Abuses of Religious Freedom)
- 19.30 Asianews(アジアニュース)が 2007 年 5 月 9 日に報じたところによると、第一読会(first reading)のかたちで提出された背教に関する法案の草案が、パキスタン下院で採択されたことを受けて、下院の常設委員会での審議に移された

とした。記事によると「6 者からなる宗教政党諸派の連合党である統一行動評議会(Muttahida Majlis-i-Amal)もしくは MMA が上程し、パキスタン政府が当該委員会に送付した 2006 年背教法(Apostasy Act 2006)は、イスラム教徒が背教行為を犯した場合、男性は死刑、女性は終身刑に処する内容となる見通しである。同法にはさらに、財産の没収および子どもの監護権の剥奪の規定も含まれる見通しである」という。[54] 英国国境庁 COIS 公式資料局(Country of Origin Information Service)は、本文書作成時(2009 年 12 月)においては、当該法案がすでにパキスタン下院を通過したかどうかにつき把握していない。一方で、USCIRF Report 2008(信教の自由に関する合衆国委員会が作成した年次報告書 2009 年度版)には、「これは重要なことだが、イスラム宗教政党諸派の連合党である... 統一行動評議会(Muttahida Majlis-i-Amal: MMA)は、(下院定数 342 議席から留保の 70 議席を除いた)計 272 議席のうち 56 議席を占めていたが、改選後にはわずか 6 議席と大幅にその議席を減らした」との記述があった。[53a] (p162)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

異宗派間での婚姻

- 19.31 FCO(英国外務連邦省)の在イスラマバード・英国高等弁務官事務所(British High Commission: BHC)が作成した 2008 年 6 月 24 日付の書簡によると、イスラム教の下では、イスラム教徒の女性と非イスラム教徒の男性との婚姻は認められていない。仮にかかる夫婦が子を授かった場合、当該夫婦は法律上婚姻したものと認められないことから、その子は非嫡出子と見なされることになる。万一、イスラム教徒の女性が非イスラム教徒の男性と結婚した場合、姦通したものと見做されうるとした。さらに同書簡によると、イスラム法の下、姦通罪に適用される刑罰は、石投げによる死刑(stoning to death)であるが、実際のところ、少なくとも長期に及ぶ懲役刑が宣告され、これに加えて「世間一般から相当の程度の汚名を着せられること(considerable social stigma)」になるとした。[11h]
- 19.32 キリスト教人権監視団体、International Christian Concern(ICC)は、2008 年 6 月 6 日付の記事のなかで、ある 1 人のイスラム男性が、キリスト教徒の男性とイスラム教徒の女性との婚姻に際して、その立会人を務めたことを理由に、イスラム過激派から殺害を予告する脅迫状を受け取ったとする件に関して報じた。当該男性は「イスラムの教えに反する行動」として非難され、さらにはこの男性にとっては不利益な内容となるファトワ(fatwa)が地元の礼拝堂の長から発せられた。ICC は「イスラム社会では、父親の側に、子の信奉する宗教を決定する権限があり、それゆえキリスト教徒の男性がイスラム教徒の女性と結婚することは、イスラムに対する公然たる侮辱にあたる。その一方で、イスラム教徒の男性がキリスト教徒の女性と結婚することについては何ら問題ないとされている。婚姻ひとつをとってみても、このようにルールにおいて整合性がはかられていないのも、イスラム教を他の宗教による影響から保護しようとした表れといえる...」とした。[43]
- 19.33 ラホールに本拠を置くキリスト教徒の支援団体「法的支援・紛争解決センター(Centre for Legal Aid, Assistance and Settlement)」は、仮にイスラム教徒の女性がキリスト教徒の男性と婚姻する場合、こうした行為が当該女性の家族の「誇りと名誉(pride and honor)」に反する行為にあたるか否かについて記

述した記事を発表した。同記事によると「たとえキリスト教徒の少年とイスラム教徒の少女がお互いに恋に落ちたとしても、家族の者や宗教的な過激派による圧力を恐れて、結婚には踏み切ることとはできないものと思われる」とした。さらに同記事が付言したところによると、(女性側の)家族はこうした「犯罪行為(offence)」を「...大変深刻なものとして捉え、仮に当該男女が駆け落ちという強硬手段に出た場合、その家族は彼らを見つけ出し、当該男女およびそのキリスト信者である男性の家族も含めて殺害する。(女性側の)家族が、相手側の少年/男性およびその者の家族を、娘への誘拐を働いたとして告訴し、こうした者たちに対して禁固刑を求刑することもある」とした。[46]

- 19.34 非アフマディー派イスラム教徒とアフマディー教徒との宗派間での婚姻に関して、カナダ入国管理局(Immigration and Refugee Board of Canada)は、2009年11月19日付の「情報の照会に対する回答書(Response to Information Request)」のなかで、次のように述べている:

「在カナダ・アフマディー派イスラム協会(Ahmadiyya Muslim Jama'at Canada)・Eastern Canada Regional Amir は、2009年10月28日、調査局(Research Directorate)との電話でのインタビューに応じ、そのなかで非アフマディー派イスラム教徒とアフマディー教徒との間の婚姻は稀であると語った... Ahmadiyya Anjuman Lahore 事務局長(General Secretary)の話によると、パキスタン国内において、アフマディー教徒は非イスラム教徒とされてきたことから、非アフマディー派イスラム教徒とアフマディー教徒の間の婚姻は「法律上、婚姻として認められない」とした(2009年11月2日)。同事務局長(General Secretary)はさらに続けて、法律上に限らず、同国内社会一般においても、かかる婚姻は有効なものとは見なされていないとも言及した(Ahmadiyya Anjuman Lahore 2009年11月2日)。これとは対照的に、National General Secretary および在カナダ・アフマディー派イスラム協会(Ahmadiyya Muslim Jama'at Canada)Eastern Canada Regional Amir の双方は、パキスタン国内においては、非アフマディー派イスラム教徒とアフマディー教徒との婚姻は合法とされているとした(Ahmadiyya Muslim Jama'at Canada 2009年11月3日; 同上 2009年10月28日)。その一方、Eastern Canada Regional Amir は、パキスタンの法廷の場においてはかかる婚姻は合法とされるが、宗教上の指導者らは「こうした裁判所による判断を気にかける様子はない」とも言及した(2009年10月28日)。同様に National General Secretary によると、かかる婚姻は「宗教上の聖職者らからの非難を浴びることになりかねず ...さらには、判断に偏りのある裁判官によって無効が宣告される可能性も否定できない...」という(同上 2009年11月3日)。Ahmadiyya Anjuman Lahore 事務局長(General Secretary)の話によると、アフマディー教徒は婚姻を届け出の際の独自の制度を整備しており、これにより男女一組の夫婦がアフマディー教団(Ahmadiyya authorities)に対して正式に婚姻を届け出ることが可能となっているという(2009年11月2日)。」[12m]

- 19.35 同上の回答書はさらに続けて:

「宗派間での結婚によってもたらされる結果に関して、Eastern Canada Regional Amir は、家族の者が婚約者に対して結婚を思いとどまるよう働きかけたり、場合によっては、宗教上の指導者に要請してさらに圧力をかけてもらうような場合もあるとした(Ahmadiyya Muslim Jama'at Canada 28 Oct.

2009)。National General Secretaryによると、宗教上の聖職者らが宗派間での婚姻に踏切った子らを勧導するよう家族の者に対して圧力をかけることもあるとした(同上 2009年11月3日)。Ahmadiyya Anjuman Lahore 事務局長 (General Secretary)の話によると、パキスタン当局が宗派間での婚姻の事実につきこれを把握するに至った場合、当該夫婦は迫害を受けるか、さらには当該婚姻につきこれを「無効と宣告」されて、その結果、3年間の禁固刑に処される可能性もあるとした(Ahmadiyya Anjuman Lahore 2009年11月2日)。National General Secretaryの話によると、こうした宗派間での婚礼の儀式の際に Islamic terminology が使用されることから、冒とく法(blasphemy laws)第298C項が適用されるとした(Ahmadiyya Muslim Jama'at Canada 2009年11月3日)。パキスタン刑法第298C項は、以下のように規定する:

「カーディヤーン派(Quadiani group)もしくはラホール派(Lahori group)のいずれかの分派に属する者(彼らは自らを「アフマディー教徒(Ahmadis)」と称している...)は何人であっても、直接的もしくは間接的に問わず、イスラム教徒としてふるまい、自らの信仰がイスラムのものであると口にし、自らの信仰を説いたりもしくは普及させ、あるいは、他者に対して口承もしくは書物またはそれと認識できる手段を通して自らの信仰を受け容れるよう勧めたり、あるいはイスラム教徒の宗教的な思想を踏みにじる言動を行った場合には、刑法の規定により最高で3年の禁固刑および罰金刑に処せられる。(Pakistan 1860)

「Ahmadiyya Anjuman Lahore 事務局長(General Secretary)および National General Secretary の話によると、宗派間での婚姻を行った夫婦は、家族の者および世間一般から排除されることもありうるとした(Ahmadiyya Anjuman Lahore 2009年11月2日; Ahmadiyya Muslim Jama'at Canada 2009年11月3日)。さらに National General Secretary の話によると、宗派間での婚姻に踏み切った場合、殺害を予告する旨の脅しを受けるか、あるいは実際に殺害されるおそれもあるとした(Ahmadiyya Muslim Jama'at Canada 3 Nov. 2009年11月3日)。National General Secretary の話によると、宗派間での婚姻に起因してもたらされる事の重大性は、当該者の社会的な地位に依るとした(Ahmadiyya Anjuman Lahore 2009年11月2日)。National General Secretary はさらに続けて、宗教上の聖職者らがアフマディー教徒を対象とした虐待行為を後押ししていると語った(Ahmadiyya Anjuman Lahore 2009年11月3日)。Eastern Canada Regional Amir の話によると、宗派間での婚姻を行った夫婦の多くが、その子の信仰を決定する際に、さまざまな困難に直面することになるという(同上 2009年10月28日)。非アフマディー派イスラム教徒とアフマディー教徒の間の婚姻の儀を執り行った司式者が実際に被った不利益に関する情報については、調査局(Research Directorate)が接触した各情報提供者からは得られなかった。」 [12m]

subsection [Ahmadis](#) も参照のこと

19.36 HRCP Report 2008 には、次のような記述があった:

「少数派(非イスラム教徒)の少女が誘拐されるという大変深刻な事態に増加の傾向が見られた。伝えられるところによると、シンド州(Sindh)では、数多くのヒンドゥー教徒の少女が誘拐され、無理やりイスラム教に改宗させられ、

さらにはイスラム教徒の男性と結婚させられた。こうした少女たちは、家族のもとへ戻ることも、両親や家族の者と連絡を取り合うことさえも許されていなかった。こうした動きは同国全土にわたって強まっており、ヒンドゥー教徒にとどまらず、それ以外の宗教上の少数派グループにも広がっていた。こうした深刻な問題に対処するうえで有効となる法律は整備されておらず、かかる事例に対してとられた法的措置も概して成果を上げることができなかった」 [27e] (p137, Children: Kidnappings and trafficking)

第 23 節: [Women](#) および 第 24 節 Children: [Forced marriage](#) も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

ファトワー(FATWA)

19.37 カナダ入国管理局(Immigration and Refugee Board of Canada: IRB)の 2007 年 11 月 20 日付の「情報の照会に対する回答書(Response to Information Request)」の中に、ファトワー(fatwa)(plural fatawa)について以下のような定義が記されていた。「...(ファトワー(fatwa)とは)質問者に対する回答としてムフティー(mufti)によって発せられる「勧告的な意見(advisory opinion)」...ムフティー(mufti)とは、イスラムの法および伝統の権威者であり、同国の司法制度とは離れてその職分を果たす...他の情報源のなかには、ムッラー(mullah)(すなわち、宗教上の聖職者もしくは宗教的な教養を身につけた人物)...もまた、ムフティー(mufti)と同様、ファトワー(fatwa)を発することができるとしているものもある...」 IRB が作成した同上の回答書は、エモリー大学(米ジョージア州)でイスラム研究を行っている教授の言葉を引用しながら、「ファトワー(fatwa)とは...ムフティー(mufti)によって発せられる拘束力を持たない解釈もしくは裁定[決定(ruling)]である。それはあくまで意見にすぎない。ファトワー(fatwa)はその内容を執行する部門を持たない」とした。 [12k]

19.38 IRB が作成した同上の回答書はさらに続けて:

「ファトワー(fatwa)は、日常生活上のあらゆる問題に限らず...法的かつ宗教的問題をも解決するものとする...それらは、「はい」もしくは「いいえ」といったたった一言の返事の長さのものから、「論文(book-length treatises)」に相当する長さのものまで様々であるという...上述のイスラム研究を行っている教授の話によると、ファトワー(fatwa)もしくは質問に関して下される判断(rulings)は、イスラム法解釈の系譜(Muslim schools of law)ごとで異なる可能性があるという...シーア派の分派としては 3 つ、一方のスナ派の分派としては 4 つのものが存在する...これらのいずれの系譜も聖書コーランから派生してきたものだが、それぞれが独自のファトワー(fatwa)の伝統を確立し、先例を積み上げてきており、したがってそこで下される判断(rulings)も各流派で異なったものになる可能性がある。同教授によるとさらに、ファトワー(fatwa)の発布は「非常に流動的(very dynamic)」であり、同様の内容の質問に対して下される判断(rulings)が質問者ごとに異なる可能性もある(すなわち、当該質問者個人を取り巻く状況等を理由に)...伝えられるところによると、イスラム国家では日常的に「数百」もしくは「数千」ものファトワー(fatwa)が発せられているという...」 [12k]

- 19.39 ファトワー(fatwa)の効力に関して、IRB が作成した同上の回答書には次のように述べられている:

「ファトワー(fatwa)の効力は、それを発する人物が有する名声(stature)に左右されるという...さらにはファトワー(fatwa)自体の通俗性または実用性にも左右されるという...既述のイスラム研究を行っている教授の話によると、ファトワー(fatwa)を求めて、それを発する人物のもとを訪れた者は、その解釈もしくは判断(rulings)に従うことは可能だが、一方で、これらに従うことは義務ではないという。別のムフティー(mufti)のもとを訪れ、異なる判断(rulings)を求めることも可能である。同様に、トロント大学法学部教授の話でも、ファトワー(fatwa)は、法的根拠をもたない意見にすぎず、これを無視するかもしれないもしくは恭しく受け入れるかはその当人次第であるという...既述のエモリー大学でイスラム研究を行っている教授の話によると、ファトワー(fatwa)の内容が政府の利益に反する場合には、当局によってこれを無効とする旨が言い渡されることもあるという(たとえば、ファトワー(fatwa)が「過激派」グループによって発せられた場合等)。同教授によると、一部のファトワー(fatwa)には、「政治指導者たちにとって無益なもの(unhelpful for political leaders)」と見做されて、政府によって阻止されるものもあるという....しかしながら、同教授の話によれば...一般的に、ファトワー(fatwa)は、ある特定のグループ(たとえば、穏健派もしくは「過激派」グループ)の利益を代弁しているという。たとえファトワー(fatwa)が政府によって承認されなくとも、これを発した当のグループは、これを恭しく受け入れることになる。このような場合、ある個人に対して発せられたファトワー(fatwa)が、あたかも当該個人に対する政府による措置のような危険を惹起させる可能性がある。」[12k]

- 19.40 上記のものと別に、IRB が作成した 2008 年 1 月 11 日付の RIR(情報の照会に対する回答書(Response to Information Request)) には、パキスタン・イスラム教条協議会・執行部委員長(the Chairman of the Government of Pakistan's Council of Islamic Ideology)が同入国管理局に対して提供した以下の情報の記載があった:

「パキスタンでは、ファトワー(fatwa)を発することは、国によって認められていない。同国の非公式の機関がそれぞれ独自にファトワー(fatwa)を取り扱っている。宗教に関連した公式の機関としては、中央および各州内にパキスタン宗教担当省の各庁舎が置かれているが、これらはファトワー(fatwa)を扱う機関ではない。憲法の規定に基づき設置された、イスラム教条協議会(Council of Islamic Ideology)が、イスラム法に関して政府に助言を行っているが、同協議会もまたファトワー(fatwa)を発するものではない。パキスタン国内にはファトワー(fatwa)を発する正式な機関は存在せず、ファトワー(fatwa)に関する正式な形式等も一切存在しない。ファトワー(fatwa)を発する公式の機関もしくは公認のムフティー(mufti)が存在しないことから、政府はファトワー(fatwa)を一切発布していない。」[12d]

- 19.41 同上の RIR には、以下の記述もあった:

「ファトワー(fatwa)は、人々が信頼を寄せている様々な学者たちによって、非公式に発せられている。通常は、同国各地に存在する数多くの宗教的な教育機関(マドラサ: Madrasas)が、それぞれその監督下に、ファトワーを発する

機関(organizations of fatwa)を内部に抱えている。(こうした宗教的な教育機関には)ファトワー(fatwa)を発する学者たちも在籍する。しかしながら、ムフティー(mufti)もしくはファトワー(fatwa)について、これらを公認する動きは一切ない。人々は、こうした組織および個人それぞれが有する知識や世間での評判を頼りに意見を伺いに赴く。

「ファトワー(fatwa)の受認(acceptability)が公認によるものや公式の機関によるものではないことから、1個のファトワー(fatwa)の影響が及ぶ範囲を特定することは困難である。1個のファトワー(fatwa)の影響が及ぶ範囲は、各個人の認識に委ねられる。さらには当該ファトワー(fatwa)を照会した者が所属する(当該)宗教グループの意向等にも依る。

「パキスタン政府は、ファトワー(fatwa)の発布については、全く関与していない。ファトワー(fatwa)を編纂もしくは規制する旨の法律は存在しない。理論上は、ファトワー(fatwa)には拘束力がなく、法律に根拠をおく判断とは同列に扱われるものではない。何人も、同一の案件(question)につき、複数の学者からファトワー(fatwa)を求めることができる。ムフティー(mufti)は、sources の解釈について自らに誤りがあったことを気付かせる新事実もしくは新たな証拠の発見につながる情報を含めて、様々な諸事情を考慮した上で、自らが発したファトワー(fatwa)を無効にすることができる。修正が加えられたファトワー(fatwa)は、当該修正の経緯を説明した注記を添えたうえで発せられる。」 [12d]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

選挙権

- 19.42 米国務省が 2004 年 9 月 15 日に発表した「世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2004 年度版」には、以下の見解が述べられていた:

「2002 年 1 月、パキスタン政府は、宗教的少数派集団と人権団体側、政府側の双方間で長きにわたり議論的となっていた、宗派に基づく選挙区割りのあり方を撤廃した。今回の措置により、宗教上の所属を問わず、当該地域の住民全員を代表した、地理的な選挙区割りへと改められることになった。各少数派のリーダーたちは、今回の変更について、当局者らに少数派が抱えている問題に目を向けさせることに資するものと考えている。地域ごとに宗教的少数派集団の分布に偏りがあったことから、いくつかの選挙区においては、彼らが無党派層として大きな影響力を持ちうることもあった。旧来の選挙区制の影響がなお残っており、宗教的少数派集団が選挙事務所を開設・運営するうえで一定の制約があることから、非イスラム教徒のなかに、国内主流派の各政党に積極的に働きかける者はほとんどいない。」 [2c] (Section II)

- 19.43 同上の報告書はさらに続けて:

「少数派グループの指導者らのほとんどが、宗派に基づく選挙区割りのあり方を撤廃する今回の措置を歓迎したが、その一方で、被選出議席に一定数の

留保を設けていたこれまでの措置が撤廃されたことを受けて、少数派が推す候補者が選出される可能性が絶たれるとする不平・不満も寄せられた。これを受けて、政府は2002年8月、少数派である非イスラム教徒に下院の議席を留保していたこれまでの措置を復活させる意向であるとする声明を発表した。現在、非イスラム教徒は、地理的に区分けされた選挙区内の候補者、さらには自らが所属する宗教上のグループの代表者、以上の双方につきこれらの者を選出する権利が与えられている。」 [2c] (Section II)

- 19.44 2008年にパキスタンで行われた総選挙に関して、HRCP Report 2008(パキスタン人権委員会・年次報告書 2008年度版)には次のような記述があった:

「ECP(パキスタン選挙委員会)は、アフマディー教徒に限って、同国内の他の全ての有権者とは切り離すかたちで、別個の有権者名簿を作成していた。全くの宗教に基づく差別にあたる行為であることに加え、こうしたアフマディー教徒に限った別個の有権者名簿を作成する行為は、パキスタン憲法に沿ったうえでの選挙区割りのあり方の理念、さらには国際的に確立された人権上の保証規定を全く意に介しないものであった。前回の総選挙の際にそうであったように、アフマディー教徒は今回の総選挙についても参加を自粛した。」 [27e] (p105, Political participation)

subsection [Ahmadis](#)も参照のこと

- 19.45 2002年法的枠組み令(LFO)により、憲法第51条が修正され、非イスラム教徒(キリスト教徒、シーク教徒、ヒンドゥー教徒、パールシー(ゾロアスター教徒)およびアフマディー教徒を含む)にパキスタン下院の被選出議席数のうち10議席が留保されることになった。LFOの発布を受けて憲法第106条も修正されるにいたり、各州議会についてもバローチスタン州(Balochistan)およびNWFP(北西辺境州)ではそれぞれ3議席、パンジャーブ州(Punjab)では8議席、シンド州(Sindh)においては9議席といった具合に非イスラム教徒に議席が留保されることになった(ただし、バローチスタン州(Balochistan)においては、少数派への議席の留保の措置の対象から、アフマディー教徒が除外されている)。(国家再建局(National Reconstruction Bureau); 2002年法的枠組み令, 2002年8月21日) [29j]
- 19.46 上記4つの州議会において計23議席が非イスラム教徒に留保されていたが、うちキリスト教徒に9議席、ヒンドゥー教徒に7議席、シーク教徒、仏教徒およびパールシー(ゾロアスター教徒)の各宗派あわせて4議席、アフマディー教徒に3議席がそれぞれ割り当てられていた。(1985年の戒厳令解除による1973年制定憲法復活, 2009年12月7日閲覧) [29p]
- 19.47 ACHR(アジア人権センター)が作成した「南アジア人権状況指数 2008年度版(South Asia Human Rights Violator Index 2008)」には以下の記述があった:

「宗教上の少数派(非イスラム教徒)は、パキスタン選挙委員会(Election Commission of Pakistan)が2007年6月12日に新たに発表した有権者名簿から、意図的に除外されていた。アフマディー教徒は同名簿への掲載から切り離されていた。パキスタン少数民族連盟(All Pakistan Minorities Alliance)は2007年7月、非イスラム教徒の有権者全体の20%に相当する者が今回新た

に発表された有権者名簿から除外されていたと主張した。北西辺境州では、少数派に属する全有権者のおよそ 18%の者が、同上の名簿に登録されていなかった。」 [67b] (p73)

- 19.48 アフマディー教徒に関して、USSD IRF Report 2009(米務省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)に以下のような記述があった:

「パキスタンでは、パスポートに所有者本人の宗派が記載され、さらに身分証明書発行の申請の際には、申請者本人の宗派が問われることになる。パキスタン国民は投票の際に身分証明書を所持[携行]していなければならない。イスラム教徒としての登録を希望する者は、預言者ムハンマドこそが真の預言者である旨の誓いを立てる必要があり、これに加えて、アフマディー教団の創設者については偽の預言者、その信者らについては非イスラム教徒としてこれらの者を公然と非難することが求められる。こうした規定はアフマディー教徒を差別することを意図したものである。以上の事情から、アフマディー教徒はひき続き選挙をボイコットした。」 [2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

アフマディー教徒

概観

- 19.49 Encyclopaedia.com の検索ページに「アフマディーヤ(Ahmadiyya)」もしくはアフマディー運動(Ahmadi movement)と入力したところ、以下の説明が画面上に表示された(2008 年 6 月 1 日閲覧):

「(アフマディーヤもしくはアフマディー運動とは)...インド・パンジャーブ州出身のミールザー・グラーム・アフマド(Mirza Ghulam Ahmad)(1839-1908)カーディヤーン派(b. Qadiyan)によって(1899 年に)創始された救世主の存在を信ずる現代版のメシア信仰(a contemporary messianic movement)である。1880 年には、彼の著作「バラヒーネ・アフマディーヤ(アフマディーヤの論証)(Barahin-i Ahmadiyya)」が初めて出版され、やがてイスラム社会に好意的に受け入れられた。彼は 1889 年に忠実な信者たちの忠誠(the allegiance of the faithful)であるbayaを神に代わって受け容れる旨の啓示を受けたとした。彼はのちに(1891 年に)自らをMahdi (Messianic deliverer)と称し、さらには、その到来を待ち望まれていたイスラムの救い主(masih)であると主張した。インド、Sufi、イスラムおよび西洋の要素を取り入れた彼の教義は、キリスト教プロテスタント(の影響)およびヒンドゥー教の再燃といった逆境の最中、イスラムの再興を試みたものであった。

「彼の死後、信者らは Mawlana Nur ad-Din を後継者(初代カリフ)に選んだ。Nur ad-Din が 1914 年に亡くなると、やがてアフマディーヤ(アフマディー運動)は 2 つの分派に分かれた。大半の者がカーディヤーン派(Qadiyan)にとどまり、グラーム・アフマド(Ghulam Ahmad)を預言者(nabi)として受け容れた。カーディヤーン派(Qadiyani community)が掲げる根本的な教義は過去、現在と変わらず一貫して、同派こそが「真のイスラム(True Islam)」を体現した唯一のものである、というものである。創始者の息子、Hadrath Mirza Bashir ad-Din Mahmud Ahmad (1889-1965)は、カーディヤーン派(Qadiyan)— 同派は今

日では(アフマディーア・イスラム(改革)運動: Ahmadiyya Movement in Islam)(jamaat-i ahmadiyya)として知られている — によって、Khalifatul-Masih(caliph of the Messiah)に選ばれた。彼の半世紀にわたる指導の下でアフマディー運動が次第に形作られていき、1947 年以降、その活動の範囲を Rabwah 市(アフマディー運動発祥の地であり、聖書コーランを想起させるような文言が市名となっている(gave a Qur'anically inspired name))からパキスタン国内の各地に広げた。アフマディー運動は各学校および病院からなるネットワークを築き、これを統括してきた。これまでグラーム・アフマド(Ghulam Ahmad)の後継となる者は、同氏の子孫から選ばれてきた。現在(2003 年～)アフマディー運動を率いるのは、Mirza Masroor Ahmad である(b. 1950)。

「もう一方の分派は、カーディヤーン派(Qadiyan)に比べさらに自らをイスラム主流派と区別することに消極的であるが、グラーム・アフマド(Ghulam Ahmad)を改革者(mujaddid)として認識しており、やがて同派は ahmadiyya anjuman ishaat-i Islam movement in Lahore(ahmadiyya anjuman ishaat-i ラホール・イスラム改革運動)、あるいはラホール・アフマディーヤ運動(Lahore Ahmadiyya Movement)との名称で知られる存在になった。両派ともに、ナイジェリア、ケニア、インドネシアおよびインド亜大陸において、布教活動を精力的に行なっている。」[8]

19.50 同上のサイトには以下の記述もあった:

「正統派とされるイスラム教の信者らは、グラーム・アフマド(Ghulam Ahmad)の考えを決して受け容れてこなかった。パキスタン国内のアフマディー教徒はこれまでに宗教的および政治的な面での攻撃を受けてきた。さらに同教徒たちは、同国の宗教的および政治的な指導者層によって背教者あるいは非イスラム教徒扱いされることまでであった。1984 年にパキスタン政府が発した命令の下、アフマディー教徒はイスラムに則った礼拝を行うことが禁じられた。メシアの 4 代目カリフ(the fourth Khalifatul-Masih)は 2003 年に没するまで英国・ロンドンでの亡命生活を余儀なくされた。イスラム圏のアフマディー運動(Ahmadiyya Movement)の信徒の数について、一般的に 1,000 万人という数値が最もよく引用されるが、この数は 1980 年代当時のものであり、アフマディー共同体の公式統計によると、現在では、はるかに多くの信徒が存在するとしている。」[8]

19.51 ラホール・アフマディーヤ運動(Lahore Ahmadiyya Movement)およびカーディヤーン派(Qadiyani)もしくはアフマディーヤ運動(Ahmadiyya Movement)の両派をそれぞれ比較した研究によると、カーディヤーン派(Qadiyani)のアフマディー教徒は、預言者としての地位の究極(性)(finality of the prophethood)を信じるイスラム主流派とは異なり、預言者はムハンマドが唯一のものではなく、彼の後にも再び現れると考えており、ミールザー・グラーム・アフマド(Mirza Ghulam Ahmad)がそれにあたるとしている。一方のラホール・アフマディーヤ運動は、ミールザー・グラーム・アフマド(Mirza Ghulam Ahmad)は預言者ではなく Mujaddid(改革者)にあたると主張しており、とりわけこの点において、カーディヤーン派(Qadiyani)のアフマディー教徒とは一線を画している。(イスラム教の普及のためのラホール・アフマディーヤ運動: Lahore

Ahmadiyya Movement for the Propagation of Islam, 2008 年 3 月 6 日資料入手) [9]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

Demography

- 19.52 1998 年実施の直近の国勢調査によると、(同調査時の)パキスタン全人口が 132,325,000 人であったのに対して(パキスタン国勢調査局: Population Census Organisation)[58a]、アフマディー教徒はおよそ 291,000 人と、全人口の 0.22% を占めるに過ぎなかった。(パキスタン国勢調査局: Population Census Organisation) [58b] USSD IRF Report 2009(米 국무省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)によると「...法律の規定によりアフマディー教徒は自らをイスラム教徒であると特定することが禁じられていることから、正確な概算値を得ることは困難ではあるものの、Jamaat-e-Ahmadiyya が示した数値によると、およそ 60 万人存在すると思われるアフマディー教徒のほとんどが、自らが非イスラム教徒であるとは認識していない」とした。[2n] (Section I), 一方、USCIRF Report 2009(信教の自由に関する合衆国委員会が作成した年次報告書 2009 年度版)によると、パキスタン国内に 300 万~400 万人のアフマディー教徒がいたとした。[53b] (p67)
- 19.53 USSD IRF Report 2006(米 국무省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2006 年度版)によると、アフマディー教徒の住民は Rabwah 市近辺に集中していたとした。[2a] (Section I), 政府の公式統計によると、同市の人口はおよそ 70,000 人である。(PHRG Report 2007) [51] (p2, Section 1, Introduction)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

アフマディー教徒にとって差別的な内容の法律

- 19.54 USCIRF Report 2009(信教の自由に関する合衆国委員会が作成した年次報告書 2009 年度版)によると、アフマディー教徒は:
- 「...法律上の規定が壁となって、自らの信仰を制約なく実践することができなかった。パキスタン憲法の規定により、アフマディー教徒本人らは異を唱えているにもかかわらず「非イスラム教徒」とされている。アフマディー教徒は、法律上、イスラム教徒を「装うこと(posing)」が禁じられているため、自分たちの礼拝施設を「モスク(mosques)」と呼ぶこと、非アフマディー寺院(non-Ahmadi mosques)もしくは全てのイスラム教徒に開かれた公共の礼拝施設(public prayer rooms which are otherwise open to all Muslims)において礼拝を行うこと、イスラムの祈りの言葉を唱えること、公の場においてイスラム式の伝統的な挨拶を交わすこと、聖書コーランの一節を引用すること、あるいはイスラムの教義を肯定する意思を表に出すこと(display the basic affirmation of Muslim faith)、以上の行為が禁じられている。アフマディー教徒が公の場で教えを説いたり、改宗を勧めたり、または自らの信仰にかかわる資料等を作成、出版もしくは配布することは違法とされている。」 [53b] (p67)
- 19.55 USSD IRF Report 2009(米 국무省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)の記述によると、「宗教的少数派にとって差別的な内容の特

別法としては、反アフマディー法(anti-Ahmadi)やイスラム教もしくはその預言者を汚した場合、死刑を適用する旨を規定した冒とく法(blasphemy laws)が含まれる...」とした。[2n] (Introduction) 同報告書はさらに:

「1974年に発布された憲法改正令にはアフマディー教徒を非イスラム教徒とする旨が明記されている。一般的に「反アフマディー法(anti-Ahmadi laws)」と称されている 298(c)節には、アフマディー教徒が自らをイスラム教徒であると名乗ること、自らの宗教的信条がイスラムのものであるとすること、自らの宗教的信条を説いたりもしくは普及させること、他人に対してアフマディーの教義を受け容れるように勧めること、あるいはイスラム教徒の宗教的な思想を侮辱すること、以上のことを禁じる旨が規定されている。同節(section)の規定に違反した場合、最高で3年の禁固刑および罰金が科されることになる...」[2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

19.56 同上の報告書には以下の記述もあった:

「アフマディー協会の指導者たちは、パキスタン政府が同協会の同胞たちを宗教上の理由で罰するうえで通常の刑法の規定まで持ち出してきたと主張した。当局はアフマディー教へ転向した背教者たちを、冒とく行為を働いた、反アフマディー法(anti-Ahmadi laws)の規定に反する行為を行なった、あるいは他の犯罪行為を行なったとして幾度となく非難した。政府はアフマディー教徒を嫌がらせや攻撃の対象にすべく反アフマディー法(anti-Ahmadi laws)を都合よく利用した。アフマディー教徒たちが直接的もしくは間接的に自らをイスラム教徒であると特定することを禁ずる規定の文言が曖昧なことから、当局職員にとっては、イスラム式の挨拶の有無や子どもにムハンマドと命名しているかどうか等の基準まで持ち出して、アフマディー教徒に対して容疑をかけることも可能となった... (Section II: Abuses of Religious Freedom) 1983年以降、アフマディー教徒は、公での協議会もしくは集会を開くこと、さらには年次協議会を開催することを禁じられてきた。アフマディー教徒は自らの教義を説くことを禁じられており、さらには、ハッジ(Hajj)もしくはその他の巡礼を目的とした、サウジアラビアへの渡航を禁じられていた。アフマディーヤに関する出版物は、大衆への販売を禁止されていたが、一部の地域では大量の部数が出版されていた。」[2n] (Section II: Restrictions on Religious Freedom)

Blasphemy Laws および Voting rights に関する上記のsub-sectionsも参照のこと

パスポートおよび身分証明書

19.57 USSD IRF Report 2009(米商務省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)の記述によると「パキスタンでは、パスポートに所有者本人の宗派が記載され、さらに身分証明書発行の申請の際には、申請者本人の宗派が問われることになる。パキスタン国民は投票の際に身分証明書を所持[携行]していなければならない」という。[2n] (Section II: Legal/Policy Framework) その一方で「パスポート発行の申請書や有権者登録届を含めて、政府が扱うあらゆる書類において、何人もイスラム教徒として登録されることを希望する者は、アフマディー教の創始者を公然と非難することが求められた。」(USSD Report 2008) [2k] (Section 2c) 「...パスポートの申請の際に、申請者本

人の信仰する宗派を記入すること、さらにはアフマディー教の創始者を公然と非難することが求められていたことから、アフマディー教徒は自らをイスラム教徒であると名乗ることもかなわず、ハッジ(Hajj)を目的とした渡航を制限されることとなった。」(USSD IRF Report 2009) [2n] (Section II: Restrictions on Religious Freedom)

[Voting Rights](#) に関する上記のsubsection, 第 31 節: Citizenship and Nationality; [National identity cards](#); および第 33 節: Exit/entry procedures; [Passports](#) も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

Khatme Nabuwaat

- 19.58 PHRG は、その報告書「PHRG Report 2007」のなかで、Rabwah において行った Khatme Nabuwaat (預言者としての地位の究極(性)を確定する委員会: Committee to Secure the Finality of Prophethood)との面談の様子を記述している:

「...Khatme Nabuwwat イスラマバード支部のメンバーたちが PHRG の現地派遣団に対して語ったところによると、Nabuwwat は、ムハンマドこそが究極の[唯一の]預言者(final Prophet)であることから、彼の後に預言者は決して現れないとする信条を掲げているとした。同メンバーらの話によると、これに異を唱える者は何人であっても無信仰者[不信心者(infidel)]であり、彼らの主張は誤りであり、根拠を欠いたものであり、さらには反道徳的行為(crime)にあたるとした。したがって、Khatme Nabuwwat の使命とは、預言者の究極(性)(the finality of the Prophet)に関する知識を、説教や書物を通じて人々に広めることにあったとした。彼らが語る限り、自分たちはあくまでもアフマディー教徒を含めたあらゆる宗派の者を人間として尊敬しているとした。その一方、アフマディー教徒は預言者の究極性にかかわる理を受け入れようとしないことから、同教徒は自らをイスラム教徒であると主張するべきではないと、Nabuwwat は考えている...Khatme Nabuwwat の目的は、預言者の究極(性)(the finality of the Prophet)を受け容れない者たちに不利な行いをし、こうした者たちの主張に反駁し、さらには自らの信条を受け容れるよう諭すことにある.... 彼らが PHRG の派遣団に語った内容を勘案してみても、Khatme Nabuwwat は、とりわけアフマディー教徒を(相当)意識しているものと思われる。Khatme Nabuwwat (Islamabad Chapter)によると、アフマディー教徒に敵対する動きは、1974 年に Rabwah 市内の鉄道駅において、イスラム社会の市民らがアフマディー教徒によって襲撃されたことを機に見られるようになったとした。彼らが同派遣団に語った言葉では「アフマディー教徒は過去現在において(その実態は)テロ組織である(Ahmadis were terrorists, and they are terrorists today)」という。[51] (p8, Section 2, The role of Khatme Nabuwwat (Committee to Secure the Finality of the Prophethood))

- 19.59 さらに同上の報告書によると、Rabwah 市内にあるアフマディー協会(Ahmadi community)の代表者らが、主に Khatme Nabuwaat のメンバーもしくは支持者らが、アフマディー教徒およびこの者たちが所有する財産に対して攻撃の手を加えていると語ったという。[51] (p8 Section 2, The role of Khatme Nabuwwat (Committee to Secure the Finality of the Prophethood))

- 19.60 Persecution.orgの公式サイトwww.thepersecution.org上に掲載された2009年10月の「月例ニュースレポート(Monthly Newsreport)」の中に、パキスタン国内のアフマディー社会を取り巻く数々の懸念について記した「アフマディー教団に対する迫害」と題する記事があった。それによると、2009年10月15日、16日の両日、「Khatme Nabuwat派に所属するムッラー(mullah)が再び当局からRabwahにて大規模な協議会を開催する承認を得た。同市はアフマディー教徒が多数派を占め、同教団の本部まであり、その一方で非アフマディー教徒は市人口の5%にも満たない。Rabwahでのこうした大集会の開催が毎年承認された。特記すべきことは、アフマディー教徒は、自分たちが多数派を占めるここRabwahにおいて、こうしたかたちの年次総会の開催が認められていないということである。」[60b]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

アフマディー教徒に対する暴力および差別

- 19.61 ヒューマン・ライツ・ウォッチの「2009年世界レポート(World Report 2009)」によると、2008年を通してアフマディー教徒がひき続き攻撃の対象にされたとした。同レポートはさらに続けて「同年中に発生した冒とくにかかわる事件が、アフマディー教徒にとっては不利なことで、当局によって記録され、さらには、衛星放送 Geo TV で宗教を扱ったトークショー番組の名物司会者である Dr. Aamir Liaquat Hussain が、アフマディー教徒が殺害の標的とされることはイスラム法に基づくと妥当であると思われる」と発言した後、シンド州で2名の同信者が殺害された」とした。[13a] (Discrimination) Dr Hussain の発言に関して、USSD Report 2008(米 국무省の国別人権報告書2008年度版)には以下のような言及があった。「パキスタン医学会(Pakistan Medical Association)は同殺害事件に関して当局による調査を要請したが、同年末時点において、政府はなおも調査に着手していなかった。地元のメディアおよび各人権団体は Geo TV の当番組が宗派間での暴力行為を扇動したとしてこれを非難した。」[2k] (Section 1a)
- 19.62 パキスタン人権委員会(HRCP)が2008年7月9日に報じたところによると、2008年6月8日、Rabwah市内のアフマディー住民数千人分の届出[申立書(First Information Report: FIR)]が警察に提出されたとした。これらのFIRは、パキスタン全域、なかでも Rabwah 市内において盛大に行われたアフマディー共同体内の公式祝賀行事の後に提出された。FIRの中には「... 全国各地のアフマディー住民らがこうした祝賀行事に参加し、花火、電飾および(教義に倣い)互いに挨拶を交わすこと(greeting each other)」との記載があった。(これらは自らの信仰を説く行為に相当するものとされ、同国の異論の多い法律に則ると、犯罪行為である)。」[27d]
- 19.63 アフマディー教徒側の主張によると、宗教に関連した各国内法の規定に基づきもしくは信仰する教義を理由として、刑事責任を問われた同教徒は、2009年4月時点で、88名にのぼるとした。(USSD IRF Report 2009) [2n] (Section II: Abuses of Religious Freedom) 上記の数だが、2007年7月から2008年6月までの間は45名にとどまっていた。(USSD IRF Report 2008) [2f] (Section II) 2009年4月までに行われた上記88名に対する告発のうち、18名については、冒とく法(blasphemy laws)の規定に基づくものであった。その他68名が

アフマディー教徒に限定した特別法(Ahmadi-specific laws)の規定によるもの、残り 2 名が他の法律の規定に基づくものであったが、両名ともにアフマディーの教義を理由にしてのものだった。(USSD IRF Report 2009)[2n] (Section II: Abuses of Religious Freedom)

19.64 USSD IRF Report 2009 には、さらに次のような記述もあった:

「アフマディー教徒の指導者らが提供した資料によると、米務省の本報告書(USSD IRF Report 2009)の対象期間(2008 年 7 月から 2009 年 6 月までの間)の末時点において 12 名のアフマディー教徒が刑務所に収監されており、このうち 1 名については終身刑が言い渡されて服役中、3 名については死刑が宣告されたとした。他の者については、冒とくの容疑をかけられ逮捕された者が 5 名、残る 3 名は公判を控えている状況であったとした。今回の逮捕のほとんどが Rabwah、Kotli、ナンカナ・サヒーブ(Nankana Sahib)、Kotri およびサルゴダー(Sargodha)で行われたものであった。アフマディー教徒側は、これらの逮捕は、いわれのない嫌疑をかけられたもの、あるいは宗教的信条のみを理由にしたものであると主張した。米務省の本報告書(USSD IRF Report 2009)の対象期間中に、殺人から財産に対する滅失行為に至るまで、アフマディー社会の中でも世間的に広く知られた人物を標的とした犯罪事件が、複数件申立てられた。しかしながら、これらの事件は依然として起訴されておらず、これらの事件の被疑者らには保釈請求が認められていた。」 [2n] (Section II: Abuses of Religious Freedom)

19.65 Persecution.orgの公式サイト www.thepersecution.org 上に掲載された 2009 年 11 月の「月例ニュースレポート(Monthly News Report)」によると、同年(2009 年)において 11 月現在で 11 名のアフマディー教徒が殺害されたとした。[60c] Persecution.org が作成した「アフマディー教徒に対する迫害(Persecution of Ahmadi in Pakistan)」と題した 2008 年度の概要によると、1984 年から 2008 年 12 月までの間に、94 名のアフマディー教徒が殺害され、これとは別に未遂に終わったものも 108 件あったとした。[60a] (Annex II, Summary of other violations) その一方で、USSD Report 2006 には、殺害されたアフマディー教徒の数について上記とは異なる数値が示されており、さらにこの件に関して次のような記述があった。「アフマディー教徒側の主張によると 1988 年以降に 171 名の信者らが殺害されたとしているが、パキスタン政府はこうした殺害行為さらにはその他の宗派間での暴力行為につきこれらの事件に関与した者たちを法の裁きにかけるあるいは遺族や被害者の家族の保護を図る等の措置をほとんどとらなかった。」 [2b] (Section 1)

19.66 2009 年 4 月 13 日に閲覧した Persecution.org の公式サイト www.thepersecution.org 上に掲載されていた 2008 年度の概要の中に、1984 年 4 月から 2008 年 12 月 31 日までの間にアフマディー教徒に対して申立てられた刑事事件の数々が一覧のかたちでまとめられていた。当該一覧には、「イスラム教徒のふりをし(posing as Muslims)」たとしてアフマディー教徒が告発された例が 434 件、説教を行なったとして告発された例が 679 件、さらには「冒とく法(Blasphemy Law)」、すなわち PPC(パキスタン刑法) 第 295 条C項の規定に基づいて告発された例が 258 件あったと記載されていた。同概要によると、宗教上の理由でアフマディー教徒が告発された事例が、全体で 3,636 件に上ったとした。上記に加えて、同報告書によると、2008 年 6 月

8 日、Rabwah市内の全住民 (60,000 人超)が、刑法第 298 条C項の規定に基づき告発されたとした。[60a] (Annex II, Updated Summary of the Police Cases, April 1984 to 31 Dec 2008) USSD IRF Report 2009 によると「... 警察は 2008 年 6 月、RabwahおよびKotliに暮らすアフマディー教徒の全住民に対して、アフマディーヤの創始者、ミールザー・グラーム・アフマドの没後 100 周年を記念した行事を催したことおよび同共同体内にモスクを建設したことを理由に、冒とく行為を働いたとの嫌疑をかけた」とした。[2n] (Section II)

19.67 国連人種差別撤廃委員会(UN Committee Against Racial Discrimination)が 2007 年 8 月に発表した「パキスタン: 宗教版アパルトヘイトおよび強圧的な正義が幅を利かせる土地(Pakistan: The Land of Religious Apartheid and Jackboot Justice)」と題する報告書に関連して、アジア人権センター(ACHR)は以下の事例を紹介した。「伝えられるところによると、パキスタン警察は 2007 年 1 月 26 日、アフマディー教徒の子ども 5 名が Jamaat-e-Ahmadiya 発行の子供向け月刊誌 *Tasheezul Azhan* を購読していたとして、Maintenance of Public Order Ordinance Section 17 に基づき、クシャブ地区(Khushab district)内の Chora Kalan 警察署において、上記 5 名に対する捜査・取調べの手続きを開始したという。」[67a] (p5: Persecution under blasphemy laws)

19.68 USSD IRF Report 2009(米 국무省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)の記述によると、アフマディー教徒は礼拝所の建設を制限されていたとした。同報告書によると、パキスタン当局は「... ひき続きアフマディー教徒およびその関連施設に対する監視を怠らなかった。伝えられるところでは、いくつかのアフマディー教の礼拝堂が閉鎖され、この他にもその神聖さを汚されたり、建設が中止に追い込まれたものもあった」とした。同国の少数派に属する者のすべてが、政府職員の雇い入れの際に何らかの差別的な待遇を経験したとしたが、なかでも特にアフマディー教徒にその傾向が見られ、「... 彼らの主張によると、いわゆる「ガラスの天井(glass ceiling)」という無形の障壁によって上級職[管理職]への昇進の機会を奪われており、これに加えて、政府内の一部部署では、アフマディー教徒の雇い入れもしくは雇用のつなぎ止めを拒否するところもあった」という。[2n] (Section II: Restrictions on Religious Freedom)

19.69 PHRG の使節団のメンバーが 2007 年、Rabwah 市内にあるアフマディー協会(Ahmadi Community)の代表者たちに対して行なったインタビューに基づいて作成した報告書によると、アフマディー教徒を加害者とする(被害)届出書(first information reports)(警察に寄せられた告発状/申立書)は、Khatme Nabuwwat のメンバーらによって申立てられたもの、警察もしくは政府による働きかけがあって浮上してきたもの、個人的な恨みもしくは敵対心を晴らす手段として申立てられたもの、以上の 3 通りのものが見られたとした。[51] (p12, Section 3, Potential Risk Factors Faced by Ahmadi in Rabwah)

19.70 アフマディー協会(Ahmadi Community)の代表者らが PHRG の使節のメンバーらに語ったところによると、彼らは、Rabwah において警察もしくは裁判所による保護を当てにすることはできないとした。同代表者らはさらに続けて、警察がこれまでに Rabwah 市内のアフマディー教徒の住民に対して何らかの保護に関する措置をとったとの事例を挙げることはできないとした。PHRG が作成した報告書にはさらに次のような記述が見られた:

「アフマディー協会(Ahmadi Community)の代表者らが、使節団に対して語ったところによると、アフマディー社会の中でも高位にある人物、もしくは金曜礼拝が行われる(市内の)中央のモスクを除き Rabwah 市内にあるモスクに対して、国家が何らかの保護に関する措置をとることはないとした。アフマディー協会(Ahmadi Community)の代表者らが語ったところによると、Rabwah での Khatme Nabuwwat による協議会の開催期間中、警察官が通りに配置されていたが、Khatme Nabuwwat のメンバーらが「卑劣かつ汚いスローガン」を声高に叫びながら町中を練り歩き、アフマディー教徒の財産を破壊するという蛮行に出るのをただ傍観しているに過ぎなかったとした... インタビューの締めくくりに、アフマディー協会(Ahmadi Community)の代表者らが口にしたことは、故郷において襲撃を受けるおそれがあるとして Rabwah に逃げ込んだとしても、警察による保護を期待することはできないということであった。実際のところ、アフマディー教徒らは、警察について、ムッラー(Mullah)およびその信奉者らを積極的に保護しているとの印象を持っている。」 [51] (p21, Section 4.2, State protection)

- 19.71 PHRG の使節は、同協会以外にもインタビューを行ったが、同じような見解が示された:

「アムネスティ・インターナショナル・パキスタン支部の代表である Faiz ur Rehman 氏の話によると、パキスタン警察はアフマディー教徒に対して保護の手を差し伸べようとはしないことから、Rabwah を含めて、同教徒にとって安全な場所はないとした。Rabwah において警察が同国内の他の場所とは違った対応をとる可能性もあるのではないかと尋ねられて、Rehman 氏は、可能性としてはありえないことではないが、ただこれまでのところそうした例は見られなかったとした。同氏の話によると... 比較的高位の地位にあり、かつ教育や訓練を積んだ地元の警察官であっても、アフマディー教徒が当事者となる事件を扱う際には、上司(superiors)の意向に従わざるを得ないと悟る(find)ものだとした。」 [51] (p21, Section 4.2, State protection)

- 19.72 USSD IRF 2007 Report には、以下の見解が述べられていた:

「アフマディー社会の信者および団体は、長い間、主に宗教上の過激派組織が煽動した暴力行為の犠牲となってきた。アフマディーの共同体の指導者たちは前々から、一部の好戦的なスンナ派ムッラー(Sunni mullahs)およびその信奉者らが、パンジャーブ州(Punjab)の中央部に位置し、アフマディー住民が大部分を占めており、かつ彼らの精神的な拠りどころでもある Rabwah 市の各通りにおいて、反アフマディーを掲げた暴力的な行進を計画的に実施したとして非難していた。伝えられるところによると、ムッラー(mullahs)が、100 人ないし 200 人からなる群集の支持を集めて、アフマディー教徒およびその創始者を公然と非難したが、時としてこれが暴力行為を招くこととなったという。アフマディー教徒の主張によると、大抵の場合、上記のような反アフマディー的なデモ行進が行なわれる際には警察が出動していたが、暴力沙汰になってもこれを制止すべく介入するわけでもなかったとした。ただし前年とは異なり、本年度の報告書の対象期間中にはこうした事態が発生したとの報告はなかった。」 [2f] (Section II)

- 19.73 国内移住および Rabwah 市内での状況に関して、PHRG は、アムネスティ・インターナショナル・パキスタン支部代表、Faiz ur Rehman 氏から、以下の話を聞いた:

「... アフマディーヤ信徒が住民の多数派を占めるのは、Rabwah のみであり、それゆえ同教徒らは、国内の他の町や村と比べて、同市内において、多少なりとも身の安全を実感することができるかもしれない。こうした背景から、故郷の町や村において危険にさらされている信者が、Rabwah に移り住むことも考えられる。一方、Mr Rehman 氏の指摘によると、Khatme Nabuwwat は Rabwah 市内に事務所を構えており、それゆえ Rabwah に逃れてきた者は、当面の間は安全を確保することができるかもしれないが、Khatme Nabuwwat による恐怖は相変わらず存在するとした... Rehman 氏は、アフマディーヤ信徒にとっては Rabwah 市内が同国内の他の大半の地域において居住するよりも安全であるとする HRCP(パキスタン人権委員会)の説明には大筋では賛成しつつも、同市内においても暴力行為の事例は存在するとした。パキスタン国内の他の地域において虐げられる対象にされてきた者たちが Rabwah 市内では身の安全を手にすることが可能なのかと尋ねられて、HRCP は、当該アフマディーヤ信徒が同国内全域でその身を狙われている場合には、Rabwah 市内においても迫害者の手に堕ちるおそれがあるとした。上記の点を明確にしたうえで HRCP は、Rabwah において安全が確保されるかどうかは当該迫害の性質または迫害実行者の影響力に左右されるとした... HRCP は、アフマディーヤ信徒が自らの身を守る上で取り得る最善の方法は、自らの信仰を明かさないことであるとした: Rabwah に移住することは、Khatme Nabuwwat の活動の拠点があり、さらには同市内に居住することは自ら進んでアフマディーヤ信徒であることを宣言しているようなものであることから、逆効果であるとした。」 [51] (p20, Section 4.1, Community protection)

社会的な差別

- 19.74 アフマディーヤ信徒の社会的な事情を考慮したうえで、PHRG Report 2007 には、以下のような記述があった:

「HRCP(パキスタン人権委員会)の話によると、こうしたアフマディーヤ信徒らに対する不当な扱いは、同信者らの社会的な地位または経済的な成功に根ざした面もあるという。同委員会の指摘によると、アフマディーヤ共同体と同様、同国においては少数派であるヒンドゥー社会は、経済的に見て底辺に属する者で構成されているが、世間からあまり注目されることもなく、それゆえ、こうした者に対する差別も限定的であるとした。一方のアフマディーヤ信徒は、全般的に教養があり社会的にも成功した者が多く、歴史的に政府内で重要な役職にまで上り詰め、民間でも重要な地位を占めてきた。状況が変わり今日においては、アフマディーヤ信徒は国防もしくは民間の各部門での重要な役職への登用の機会を奪われている。Faiz ur Rehman 氏(アムネスティ・インターナショナル・パキスタン支部代表)も同様の見解を示した: 1974 年以前は同国の行政機関の中枢に数多くのアフマディーヤ信徒が登用されていたが、現在では状況は一変してしまった。政策立案者、裁判官もしくは教育専門家にアフマディーヤ信徒はいない。」 [51] (p6, Section 2, Position of Ahmadis in Pakistan)

19.75 同上の報告書はさらに続けて:

「British High Commission(BHC)は、メディアによる影響についても言及した。HRCP は、パキスタン国内の地元の報道には、次第にアフマディーヤ信徒に対して敵意が感じられるどぎつい内容のものが含まれるようになったとした。国営テレビ放送局の各番組には「アフマディーヤ信徒は死に値する」等といった、反アフマディーヤ的な文言が随所に含まれている。伝統的にリベラルな論調とされる英字紙でさえ、記者がアフマディーヤ信徒を擁護した場合、襲撃を受けるおそれが増していることから、信教の自由を訴えることは次第に困難になりつつある。BHC の話によると、アフマディーヤ信徒に関して、国内での各報道を通じて次第に形成されていった国民一般の考え方は保守的であるとした。キリスト教徒の権利についてはこれを擁護する論調も一部見られるが、アフマディーヤ信徒に関しては皆無であるとした。こうした論調がもたらした影響であるが、パキスタン国民の大多数がアフマディーヤ信徒はイスラム教徒ではないとする命題を受け容れるに至ったこと、この点に尽きる(this is as far as they take the issue)。しかしながら、影響はこれにとどまらず、一部には、個人的もしくは政治的な利益を手にする機会を得るために、同国の国民の間に根付いたアフマディーヤ信徒に対する差別を利用する者も出てきた。」 [51] (p6, Section 2, Position of Ahmadis in Pakistan)

19.76 同上の報告書には以下の記述も見られた:

「HRCP の話によると、アフマディーヤ信徒を取り巻く今日の状況は非常に過酷なものであり、しかもその状況は年を追うごとに悪化しているという。同国にて全般的に偏狭な宗派間での対立が強まる傾向にある中で、HRCP の指摘によると、特にアフマディーヤ信徒を取り巻く状況が最も深刻であるとした: 宗教に関する同国当局の政策の下、アフマディーヤ信徒らは不利益を被りやすい状況へと追い込まれている。アフマディーヤ信徒に迫る脅威は、地域ごとに異なる: 一部の村では彼らが平穏な暮らしを送ることも可能だが、その他の地域においては、事実これまでに排除されてきた歴史がある。暴力行為に関する報告の件数も年毎に増減が見られるが、全般的な傾向として、アフマディーヤ信徒に対する暴力行為はその深刻さを増しつつある...アフマディーヤ信徒を受け容れないとするこの狭量な状況 — 同信徒に対して暴力を振るうこうした加害者らは、(同国内の圧倒的多数の国民によって)(逆に)不当に扱われてきた当事者たち(injured parties)として描出される(場合が多い) — は次第にその度合いを強め、政府がアフマディーヤ信徒を保護しようとしなくても間接的ながら災いしている。3年前には司法当局もしくは政府内にも、暴力に対しては反対の立場を表明し、あるいは報道の随所に見られる攻撃からアフマディーヤ信徒を保護すべくこれに積極的に介入しようとする向きもあったが、今ではこうした例は皆無である...」 [51] (p7, Section 2.1, Social and political environment)

19.77 BHC は次のように言及した:

「...ムシャラフ大統領(当時)が「良識に沿った穏健な(enlightened moderation)」方針を採ると表明して以来、現在の政治をめぐる情勢は、近代化を推し進めようとする者たち(modernisers)と過激派の間で抗争が繰り広げられる等、不安定である....ムシャラフ大統領および当時の首相は宗教的な寛

容を推し進める政策を精力的に実施した。しかしながら現実には、こうした政策はほとんど奏功しなかった。宗教はひき続き、相手よりも優位な立場に立ちたいとする者たちによって都合よく利用された。冒とく法(blasphemy laws)の規定の濫用を阻止しようとするムシャラフ大統領による試みも、実際のところ目立った成果を上げることは出来なかった... BHC が言及したところによると、この点に関しても(even within this context)、アフマディーヤ信徒を取り巻く問題につき、世論にはその認識にズレがある。国内世論は同教徒にとっては不利な方たちで形成されてきた。アフマディーヤ信徒のアイデンティティの扱いをめぐる微妙な問題が含まれることから、(あえて議題に取り上げられるようなことはなく)同信徒は社会的に排斥された状態に追いやられている。Rehman 氏(アムネスティ・インターナショナル・パキスタン支部代表)の見解では、アフマディーヤ社会はパキスタン国内で最も抑圧された共同体であるという。キリスト教徒も様々な困難に直面しているものの、彼らは同国内に profile を有しており、支援を得ることも可能である。アフマディーヤ信徒の利益のために何らかの影響力を行使しようとする者などいないのである。」 [51] (p7, Section 2.1, Social and political environment)

- 19.78 PHRG Report 2007 には、BHC が言及した以下の内容についても記述があった:

「...アフマディーヤ信徒を標的とした迫害の発生件数は過少に報告されており、その数を正確に把握することは困難である。そうはいうものの、BHC はアフマディーヤ信徒が被る不利益を深刻な問題として捉えている。パキスタン政府が、アフマディーヤ信徒に降り懸かる様々な問題を多少なりとも解決すべく何らかの措置をとることは皆無に等しい: アフマディーヤ信徒を取り巻く問題の解決に自ら積極的に取り組むことは「政治的な自殺行為(political suicide)」に等しいといえ、さらに、政治家たちは宗教上の寛容性について自らの主張を展開する際、アフマディーヤ信徒の事例を取り上げようとはしない。政府上級顧問(Senior Government Advisor)も同じような結論を導いている: アフマディーヤ信徒を取り巻く状況を変えることは、今や政府の手には負えなくなっている... パキスタン全国民の意識を変えるには法律を修正するだけでは不十分である: まずは世間一般に共有される意識の改革こそが図られなければならない。しかしながら... パキスタン国内において、アフマディーヤ信徒に関する討論を主導する心構えのある政党もしくは団体は存在せず、それゆえ、この件に関する世間一般の態度の変化は当分の間、望めそうにない。」 [51] (p7, Section 2.1, Social and political environment)

- 19.79 USSD IRF Report 2009 によると「本報告書の対象期間中...アフマディー教徒に対する差別はなおも存在したが... 各大学や医学校への入学申請の際には... 同教徒に対する差別の報告はなかった」とした。[2n] (Section II: Restrictions on Religious Freedom) しかしながら、Persecution.org の公式サイト www.thepersecution.org 上に掲載されていた 2008 年度の概要によると、2008 年 6 月 5 日、アフマディー教徒の医学生 23 名が、ファイサラバード(Faisalabad)市内にある医学校から放校処分を受けたとした。当該放校処分は、一部のアフマディー教徒の学生が自らの信仰を説く活動を行なったとして、こうした行為を非難する他の学生たちが反アフマディーヤを掲げる運動を展開した後に下されたものであった。[60a] (Three Incidents: 2A)

[Return to contents](#)

[Go to list of sources](#)

キリスト教徒

Demography

19.80 USSD IRF Report 2006 には以下の記述があった:

「パキスタン国内にキリスト教徒は、公式には 209 万人いるとされているが、同教徒自らは同国内に 400 万人の信者がいるとしており、うち 9 割がパンジャーブ州(Punjab)に暮らしているとした。キリスト教の各宗派のうち最大の勢力を誇るのが、パキスタン・プロテスタント教会(Protestant Church of Pakistan)に属する信者たちであり、彼らは英国教会派の信徒である。これに続く勢力がローマカトリック教徒たちであり、残りは福音主義の各宗派のいずれかの所属する者たちである。カラチ市内のカトリック司教の概算では、同市内に 12 万人の(ローマ)カトリック教徒が暮らしているとしており、さらに同市を除くシンド州(Sindh)全体では 4 万人、バローチスターン州(Balochistan)クエッタ(Quetta)では 5,000 人の同信徒がいるとした。シンド州(Sindh)奥地に暮らすヒンドゥー教徒の部族のうち下位カーストに属する者のなかには、少数ながらキリスト教に改宗した者もいる... パキスタン国内では、海外からやってきた宣教師たちが活動していた。こうした宣教師の各一団のうち最大のものは、パキスタン教会(Church of Pakistan)向けに聖書の翻訳に取り組んでいた。英国教会派の宣教師グループは、パキスタン教会(Church of Pakistan)を管理および教育の分野において支援すべく複数の宣教師団を現地に派遣したが、そのほとんどが、身体に障害を抱えた人々に寄り添って活動を行うフランシスコ修道会であった。」 [2a] (Section I: Religious Demography)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

最近の出来事

(キリスト教徒に対する差別的な内容の法律に関しては、上記のsubsections [Blasphemy Laws](#) および [Hudood Ordinances](#) を参照のこと)

- 19.81 USSD IRF Report 2009 によると「2008 年 11 月、ローマカトリック教会の Shahbaz Bhatti がパキスタン少数者問題担当相に任命されたことを受けて、同国内のキリスト教徒共同体およびその他の各宗教グループはこうした動きを歓迎した... 他にも同じくキリスト教徒の Jamshaid Rehmatullah がラホール高等裁判所の判事に任命された」とした。[2n] (Section II: Legal/Policy Framework) その一方で、同報告書によると「キリスト教徒に対する暴力行為や嫌がらせは、本報告書の対象期間中にも相次いだ」とした。[2n] (Section III) さらに同報告書の記述によると、同期間中に、少なくとも 6 名のキリスト教徒が、冒とく法(blasphemy laws)に規定のある行為を犯したとの容疑をかけられたとした。[2n] (Section II: Abuses of Religious Freedom)
- 19.82 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)は、2009 年 8 月 13 日付の国別報告書パキスタン(Country Report for Pakistan)のなかで、以下のように言及している:

「タリバーンが掲げるイデオロギーが... パキスタン国内に暮らすキリスト教徒を狙った襲撃事件急増の要因のひとつになっている。(2009年)8月1日には、およそ800人のイスラム教徒が、パンジャブ州(Punjab province)のGojraの町に暮らすキリスト教徒を襲撃した。キリスト教に則って執り行われた結婚式において、聖書コーランが冒とくされたとする事実無根の噂が広まった後、少なくともキリスト教徒8名が殺害された。Gojra以外のパンジャブ州(Punjab)の各地においても、ここ数週間のうちに、キリスト教徒が襲撃を受けた... 急進派のイスラム勢力および説教者らがこうした襲撃事件の急増を引き起こしているとされる。同国内でのシャリーア法(sharia law)の適用を求める動きも、根底には同国からキリスト教徒を追放すべしとする考えに相通じるものがある。」 [75c] (The Political Scene)

- 19.83 USSD IRF Report 2009の言及によると、パキスタン国内の社会一般において宗教的少数派を強制的にイスラム教に改宗させる行為が見られたとした。少数派側の主張では、こうした行為に対してパキスタン政府がとった行動は十分なものではなかったとした。同報告書によると「NCJPの話では、パンジャブ州(Punjab Province)のファイサラバード(Faisalabad)、ラホール(Lahore)およびグジュランワラ(Gujranwala)の各都市において、改宗の強要および誘拐に関する事件が複数報告された。NCJPの記録によると、2008年に発生した女性を狙った誘拐および改宗の強要行為に関する事件、全39件のうち、34件がラホール市内で起こったものであるとした。こうした被害女性の大半がキリスト教徒であり、他にもヒンドゥー教徒が2名いた」とした。[2n] (Section II: Forced Religious Conversion)
- 19.84 2009年1月3日付の*Daily Times*紙は、ラウルピンディ(Rawalpindi)市内にあるAdiala刑務所の敷地内に建設中の教会が、完成間近であることを報じた。Adiala刑務所はその敷地内に教会を抱える最初の刑務所となる見通しであり、完成の暁には250人超のキリスト教徒の囚人らが同教会を訪れるものと思われる。Adiala刑務所は、パキスタン政府による財政面および運用面での支援があったことで実現する運びとなったが、キリスト教徒たちはさらに同州(パンジャブ州)の各地にある各刑務所にも教会を設ける意向であった。[55a]

第13節: [Prison Conditions](#) も参照のこと

- 19.85 USSD Report 2008(米国務省の国別人権報告書 2008年度版)の記述によると、キリスト教徒は、国内の他の少数派のグループと同様、「...同国全土において宗教的な暴力行為の標的とされてきた...」という。さらに同報告書によると「...官公庁を含めて、雇用において相当の程度の差別的な待遇を受け、さらに教育の機会の享受についても差別を受けた。」 [2k] (Section 2c) USSD IRF Report 2009(米国務省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009年度版)によると「キリスト教徒は召使として働くこと(those involving menial labor)を除き、職を得ることが困難ではあったが、キリスト教徒の活動家らの話によると、近年では民間部門においてこうした状況はいくらか改善してきた」とした。[2n] (Section III)
- 19.86 HRCP Report 2008には次のような記述があった:

「(2008年)1月上旬、数十人ものキリスト教徒たちがラホール記者クラブ(Lahore Press Club)の構外で抗議活動を行った。それは、地元有力者らがパキスタン政府からの支援を受けるかたちで Bakar Mandiにある自宅を占拠したことに抗議してのものであった。抗議活動に参加した者たちは、現在ではパキスタン政府が所有する(ことになっている)当該土地に、自分たちは英領インドからの分離独立時以前から居住してきたと主張し、そうしたいきさつがあるにもかかわらず、立ち退きを迫られているとした。彼らの話によると、自分たちは非常に貧しく、新たに自宅を購入する余裕などないという。一時的にでも風雨をしのげる住処(shelter)などもなく、もはや残された選択肢は子どもと共に心中する以外にはないとした。2月末には、Chananpura, Bakar Mandiのキリスト教徒の住民たちが、現在当該土地の帰属をめぐる民事裁判が係属中であるにもかかわらず、「土地収奪者たち(land grabbers)」が彼らを包囲して脅しや嫌がらせを繰り返していると主張した。同住民らの主張によると、土地収奪者(land grabbers)と思われる人物に代わって、武装した男たちが、同住民の同胞である若い一人の男性、Faqirah Masihの着衣を剥ぎ取り、この者を続けざまに叩いたとした。さらに武装した男たちは、この若い男性に対して、キリスト教徒たちが分離独立以前から構えている自宅をブルドーザーで破壊するという脅しをかけた。」 [27e] (p76, Freedom of thought, conscience and religion: Christians)

- 19.87 USSD IRF Report 2006(米国務省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2006 年度版)には以下の記述があった:

「数多くのキリスト教徒が、社会経済的に最貧層に属し、差別や差別的な待遇を受けていたが、こうした不利益を被る現状につき、どうやら宗教というよりも、むしろ民族および社会的な要因に起因した部分が大きいものと思われる。貧困に喘ぐキリスト教徒の多くが、ヒンドゥー教の下で下位のカーストにあった先祖を同じく持つ者たちであり、そうした先祖は多くの場合、いわゆる「不可触民(untouchables)」とされる人々であった。そうした彼らの社会において置かれてきた状況は、以前に比べると多少は改善してきたとはいえ、100年以上にもわたり伝道的な性格の支援および啓発活動が精力的に行われてきた割には、目立った進展は見られなかった。伝えられるところによると、イスラム教徒が多数派を占める各公立学校において、キリスト教徒の児童・生徒が、給食時には、別個のテーブルを使用することを余儀なくされたという。」 [2a] (Section III: Societal Abuses and Discrimination)

- 19.88 上記に関連して USSD IRF Report 2009(米国務省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)には以下の記述があった:

「雇用に関して宗派に基づく差別が広く見られた。キリスト教徒は召使として働くこと(those involving menial labor)を除き、職を得ることが困難ではあったが、キリスト教徒の活動家らの話によると、近年では民間部門においてこうした状況はいくらか改善してきたとした... 一方で、各少数派の共同体の指導者らは、政府が煉瓦作りや農業部門において見られる借金をかたに取ったかたちでの労働(bonded labor)を防ぐべく十分な措置を取らなかったとしてこれを非難した。なかでもキリスト教徒やヒンドゥー教徒が、こうした違法な労働慣行の被害を被っていた。」 [2n] (Section II)

19.89 USSD IRF Report 2006 には以下の記述があった:

「数多くの... キリスト教徒が、政府が運営する各教育機関への入学申請の際、宗派を理由にした差別的な待遇を受けたとした。伝えられるところでは、キリスト教徒およびアフマディーヤ教徒はこれまでに医学校への入学を拒否されてきたという... 同国全土において拘留者に対する警察による拷問および虐待が依然として深刻な問題となっており、時として超法規的な処刑に至る場合もあったという。宗教的少数派に属する者が上記のような事例の被害者となる場合において、はたしてその者の宗派がこうした事例を招く要因となっているのか否かを確かめることは通常の場合困難であったが、一方でキリスト教徒およびアフマディーヤ教徒の双方の共同体の主張によると、両共同体いずれかの信徒が虐待される可能性は相対的に高いとした。」

[2a] (Section II)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

シーア派、スンナ派のイスラム教徒

概観

19.90 BBC は、様々な宗派を紹介する内容の記事(2009 年 8 月 19 日更新)において、シーア派、スンナ派のイスラム各派の類似点および相違点に関して、以下のように記している。両派ともに「... イスラムの根本的な部分では一致しており、聖典(コーラン)を至上のものとしている点では共通するが、その一方で、民族上の構成の違いにとどまらず、お互いに異なった歴史的な経緯をたどってきたこと、政治的および社会的にも相異なった進展を経てきたことに起因して、両者の違いはあまりにある。両派をめぐる違いは、預言者ムハンマドの死後、その正統なる後継者がいったい誰であるのかという疑問から生じた。」 [35k]

19.91 同上の記事には、次のような記述もあった:

「7 世紀初め、預言者ムハンマドが亡くなった際、彼はイスラムの信仰だけでなく、アラビア半島に(当時)およそ 10 万人いたとされるイスラム教徒たちで構成される共同体をイスラム国家として建国するにいたった。しかしながら、やがて誰がムハンマドの後継となるのかという問題が浮上し、それが元で建国間もないイスラム国家が分裂することとなった。

「イスラム教徒のうち多数派を占めるグループは、預言者ムハンマドの古くからの信託者、アブー・バクル(Abu Bakr)をカリフ(政治および社会的な面での指導者(politico-social leader))に選出した。同グループ内の大半の者たちは、継承は政治的な側面についてのみ行われ、精神的な側面は含まれないと考えていた。しかしながら、もう一方の少数派のグループは、古参の信託者ら(the senior Companions)も含めて、預言者ムハンマドの従兄弟、アリーこそがカリフであるとした。同一派は、預言者ムハンマドがアリーに秘義を授けて自らの後継者に任命したとし、アリーを、政治にとどまらず精神的にも指導者であると考えた。アブー・バクル(Abu Bakr)を初代カリフに選出した... つまりは、アブー・バクル(Abu Bakr)こそが預言者ムハンマド継承の資格を

有する者であると考える一派はイスラム教スンナ派として知られるようになった。一方、アリーに預言者ムハンマドの継承権があると考えるイスラム教徒は、イスラム教シーア派として知られるようになった。こうした呼び名が使用され始めたのは、つい最近(only later)のことである。スンニー(スンナ)とは「スンナ(Sunnah: (ムハンマドの言行))に従う者」を意味する。シーアとは「アリーの党派(partisans of Ali)」を意味する「シーア・アリー(Shiat Ali)」の略である。

「「継承者(successor)」という呼び名だが、ムハンマド以後に登場した各指導者たちも彼と同様、預言者であるということを含意するものではないーシーア派、スンナ派の両派ともに、ムハンマドこそが唯一無二の預言者(the final prophet)であるという点では意見が一致している。」 [35k]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

Demography

19.92 USSD IRF 2009 Report(米 국무省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)によると「パキスタン国内のイスラム教徒のうち、多数派をスンナ派が占め、シーア派は 2 割程度である」とした。[2n] (Section I) さらに同報告書によると「(FATA: 連邦直轄部族地域)クッラム管区(Kurram)は、唯一、シーア派の占める割合がかなり高い部族地域であり、同管区の全住民 50 万人のうちおよそ 42%を占める。クッラム管区(Kurram Agency)に存在する宗派間での憎悪は、これまでに散発的ながらも衝突をもたらした。2008 年、武装勢力は、こうした宗派間での対立を巧みに利用しながら、徐々に同管区内にいくつか存在するパキスタンとアフガニスタンの両国を結ぶ主要中継地を手中に収めはじめた」とした。[2n] (Section II: Forced Religious Conversion) シーア派の信徒らの話によると、パキスタン全国民のうち少なくとも 2 割の者がシーア派であるとしたが、さらに同派は「(教義の)解釈をめぐる Qom (およそ 4 割)および Najaf(およそ 6 割)の各分派に分かれる」とした。(USSD IRF 2006) [2a] (Section I)

19.93 上記に関連して USSD IRF Report 2006 には次のような記述があった:

「パキスタン政府の概算によると、同国内にシーア派の分派であるイスマール派の信徒(Ismailis)がおよそ 75 万人いるとした。その多くの者が Aga Khan の信奉者であるという。推定で 8 万人とされるイスマール派の信徒たち(Ismailis)が、(教義の)解釈をめぐる Bohra もしくはその他の少数派の各分派に所属していた。シーア派の信徒は同国全土に散らばっているが、そうしたなかでもカラチ(Karachi)、ギルギット(Gilgit)の両都市、さらにはバルーチスタン州(Balochistan)の一部地域に特に集中していた。イスマール派の信徒は主にフンザ(Hunza)、カラチ(Karachi)およびバルティスタン(Baltistan)の各都市で見られた。イスラム教スンナ派の共同体は、シャリーア(イスラム法)の解釈をめぐる大まかに 3 つの学派(Brailvi、デオバンド学派(Deobandi)およびアフレ・ハディース派(Ahl-e-Hadith))に分けられていた。同共同体はさらに、その社会政治的な組織としてジャマーアテ・イスラーミー(Jamaat Islami: JI)を抱え、神学上の独自の理論を確立し、各宗教学校や教会(モスク)をもつ。アフレ・ハディース派(Ahl-e-Hadith)の信者は、イスラム教徒全体のせいぜい 5%ほどを占めるにすぎない。その多くはパンジャブ州

(Punjab)に集中している。JI を支持する者の数についてだが、同組織のメンバーは常日頃から他の学派への支持を表明していることから、実態を把握することは難しく信頼できるデータがない。ただ言えることは、同信奉者[信者]らは一般的に各都市の人口密集地区に居住しているということである。Brailvi およびデオバンド学派(Deobandi)双方の指導者らは、自らの学派の信徒がイスラム教徒全体の 8 割までを占めるとした。両者とは何の利害関係もない第三者的な立場にある監視者のほとんどの者たちが、各学派のうち Brailvi が最大の勢力を誇ると考えており、イスラム教徒全体のおよそ 6 割を占める。一方のデオバンド学派(Deobandi)の信者は 2 割ほどを占めるにすぎないが、その数は増え続けているという。Brailvi に属するイスラム教徒はシンド州(Sindh)およびパンジャブ州(Punjab)において圧倒的多数を占めていた。デオバンド学派(Deobandi)の信者たちは概ね、パンジャブ州北部から NWFP(北西辺境州)を横断してバローチスタン州(Balochistan)北部へと至るパシュトゥーン・ベルト(Pashtun belt)に居住しているが、同一帯以外でもカラチ(Karachi)およびパンジャブ州サライキ(Seraiki)において増加が見られる。」 [2a] (Section I: Religious Demography)

宗派間での暴力行為

- 19.94 USSD Report 2008(米国務省の国別人権報告書 2008 年度版)によると、「FATA(連邦直轄部族地域)外で活動を展開している偏狭な宗教上の過激派組織およびテロ組織が関与したと思われる襲撃事件が、各礼拝所、宗教的な集まりさらには宗教指導者らを標的にして発生し、数百名もの命が奪われた」とした。さらに同報告書の記述によると、2008 年において「イスラム教スンナ派およびシーア派の双方による宗派間での暴力行為が相次いだ...」とした。 [2k] (Section 1a)
- 19.95 ジェーンズ社が作成した「国別リスク評価・パキスタン(Sentinel Country Risk Assessment for Pakistan)」と題した報告書の「治安(Security)」の項(2009 年 9 月 8 日更新)に、次のような記述があった:

「パキスタンはその建国以来、同国民のおよそ 2 割を占めるとどまる少数派のシーア派イスラム教徒と、同国民の多数派を形成するスンナ派イスラム教徒とが対立する図式で、宗派間での激しい暴力行為がひっきりなしに繰り返される様を見てきた。宗派間での暴力行為は 1980 年代になって激しさを増した。その背景には、イラン革命後、シーア派の影響力が強まるのではないかと懸念がスンナ派の信徒に高まったこと、さらにはそれを受けてサウジアラビアが中東地域の全域に存在するスンナ派のイスラム学校(madrassahs)および関連施設を対象に資金援助を行ったことがある。反シーア派を掲げたスンナ派系の主な過激派組織としてラシュカル・エ・ジャングヴィー(Lashkar-e-Jhangvi:LeJ)が存在するが、2002 年に非合法化された後も、引き続き同国の治安にとって深刻な脅威となっている。2003 年には宗派間での暴力事件の全体的な発生件数は次第に収まってきたものの、2004 年にはその傾向が一変し、再び増加に転じた。2008 年には反シーア派を掲げた暴力行為が大幅に増加し、2009 年も年間を通してこうした傾向が続くものと思われる。」 [36d] (Security: Social stability)

- 19.96 USCIRF Report 2009(信教の自由に関する合衆国委員会が作成した年次報告書 2009 年度版)には以下の記述があった:

「宗教的な動機に基づく暴力行為—その多くが少数派のシーア派イスラム教徒を標的にしてスンナ派系の過激派が引き起こしたものだ—が一同国内の全土で相次いで発生している... こうした過激派の一部には、タリバーン系のグループとつながりを持つものも存在するが、これまでに、何ら刑事上の責任を問われることなく何百人にも上るシーア派の住民を処刑(殺害)したり、タリバーンにおいて採用されている厳しい処罰を科したり、さらにはシーア派や他の少数派の住民たちを退去させるといった蛮行に関わってきたとされる。」
[53b] (p66)

- 19.97 HRCP Report 2008 (パキスタン人権委員会が作成した年次報告書 2008 年度版)には以下の記述があった:

「前年までと同様、同年(2008 年)のムッハラム月(the month of Muharram)(イスラム暦における一番目の月の名称、イスラム暦は太陰暦に基づいているため、グレゴリオ暦の日付を基準に見た場合、毎年変わってくる。2008 年のムッハラム月はグレゴリオ暦で見た場合、1 月 10 日から 2 月 8 日までであった)においても、宗派間での対立、緊張状態は相当に深刻なものであった。自爆攻撃の発生件数に増加が見られること、さらには戦闘状態が次第にその激しさを増しつつあることが、毎年ムッハラム月が巡ってくる度ごとに高まってくる宗派間での緊張状態に、さらなる追い討ちをかけることとなった。法と秩序の維持を図るために軍の力が必要だった。各病院には高度の警戒態勢が敷かれ、特にラワルピンディ(Rawalpindi)およびラホール(Lahore)市内において自爆攻撃が立て続けに発生したことを受けて、各病院の指揮命令系統が戦時体制のものに移行された... クッラム部族管区(Kurram tribal agency)では、スンナ派およびシーア派の各宗派に属する戦闘員が惨たらしい戦闘に参加し、その結果 1,000 人を超える戦死者が出た。何千人もの住民が退去を余儀なくされ、さらにはその財産を略奪されたり、焼き払われたりされた。」
[27e] (p75, Freedom of thought, conscience and religion: Sectarian violence)

- 19.98 USSD IRF Report 2009(米 국무省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)によると「パキスタン政府はひき続き、高官級の職員らが発起して(at its most senior levels)、事態の沈静化、寛容、少数派の権利の擁護、以上の促進を図るべく宗派間での対話と融和を呼びかけた... 宗教問題担当省(Religious Affairs Ministry)とイスラム・イデオロギー評議会(Council of Islamic Ideology)は、宗派間での会合や定期的な対話の機会を設けるべく、ひき続き尽力した」という。[2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

- 19.99 同上の米 국무省の報告書には、さらに次のような記述があった:

「聖職者を狙った暗殺は、いくつかのグループにとっては常套手段として、ひき続き用いられていた。こうしたグループには、非合法化されたイスラム原理主義組織、サハバ戦士協会(Sipah-i-Sahaba: SSP)をはじめ、テロ組織のラシュカル・イ・ジャングヴィー(Lashkar-i-Jhangvi: LJ)ならびにイスラム原理主義組織、スンニー・テヘリーク(Sunni Tehrike: ST)および Sipah-i-Mohammad Pakistan(SMP)などが含まれる。SSP および LJ はシーア派および Barelvis の双方を標的にし、一方、ST および SMP はデオバンド学派

(Deobandi)の信者らを標的にして犯行を繰り返した... [2n] (Section II) 宗派間の関係は依然として緊迫していた。宗教的少数派に対する暴力行為、さらにはイスラムの各分派同士の争いがひき続き発生した。多くの者が少数派側にこうした襲撃につき責任があると考えていたが、その一方で、差別的な内容の法律が存在すること、さらには宗教に関して狭量な考えを植えつけるような教えのあり方が、上記のような宗派をめぐる襲撃を許容する環境を生み出しているのではないかと思われる。警察は往々にして暴力および嫌がらせの阻止に乗り出すことはなく、あるいは、かかる犯罪を行った者を咎めようとはしなかった。」 [2n] (Section III)

- 19.100 USSD IRF Report 2009 には、同報告書の対象期間(2008 年 7 月から 2009 年 6 月まで)中に発生した宗派間での暴力事件について、数例ほど言及があった:

「2008 年 10 月、Rashid Akbar Niwani 容疑者が、パンジャーブ州(Punjab) バッカル(Bhakkar)にあるシーア派信徒のパキスタン下院議員(パキスタン・ムスリム連盟ナワーズ派)の自宅を狙った自爆攻撃を実行、25 人が死亡、Niwani 容疑者を含む 62 人が負傷した。パキスタン警察は当該事件にアルカーイダやタリバーンとのつながりのあるイスラム原理主義組織が関わっているものと見ていた。2008 年 8 月には FATA(連邦直轄部族地域)クッラム管区(Kurram Agency)においてシーア派およびスンナ派の宗派間での衝突が発生した。当該衝突が長期間に及んだことで、2008 年 8 月から 11 月の間に、およそ 700 人が死亡したとされ、数千人もの住民が退去を余儀なくされた。首都イスラマバードで開催された、部族によるジルガ[合議](tribal jirga)には、パキスタン下院議員を含めて、シーア派およびスンナ派の両派から 100 名が出席、2008 年 9 月 25 日をもって両宗派間での暴力行為に終止符を打つ旨が合意された。」 [2n] (Section II)

- 19.101 南アジア・テロリズム・ポータル(SATP)の公式サイトには、2008 年にパキスタン国内で発生した宗派をめぐる暴力事件に関する統計(各紙の報道に基づく)が掲載されていた。同統計によると、全体で 97 件の事件が発生し、306 人が死亡、505 人が負傷したとした。SATP は、2009 年 1 月から 11 月 1 日までの間に、パキスタン国内で宗派をめぐる事件が 103 件発生し、187 人が死亡、397 人が負傷したとした。 [61a] (Sectarian Violence in Pakistan)

- 19.102 英国外務連邦省(FCO)が英国国境庁に宛てた 2009 年 1 月 9 日付の書簡のなかで、FCO 職員は次のように述べている:

「...同国ではシーア派は少数派ではあるが、同国内においても同教徒が比較的多数を占める地域において一主にスンナ派によるシーア派を狙った一宗派をめぐる暴力事件が相次いでいる。一例を挙げると、2007 年 1 月には、北西辺境州バンヌ(Bannu)において、シーア派の宗教行事であるアシュラ(Ashura)が催されている最中、少なくとも 2 名の自爆犯がシーア派の観衆目がけて攻撃を仕掛け、さらには 2 発のロケット弾がシーア派のモスクに打ち込まれるという事件が発生した。パキスタン当局はこうした事態に(一応は)対処をする構えを見せるのだが、同国内での警察による取調べ等は被害者側の保護に相応しいものとはいえず、さらには必ずしも法律上の手続きを通じて正義の実現が図られるとは限らない。」 [11j]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

20. 民族

- 20.01 アジア人権センター(Asian Centre for Human Rights)が 2007 年 8 月、国連人種差別撤廃委員会(UN Commission Against Racial Discrimination)宛てに発表した報告書には以下の記述があった:

「パキスタン最大の民族はパンジャーブ人(全人口の 44.15%)であり、これにパシュトゥーン人(15.42%)、シンド人(14.1%)、Seraikis (10.53%)、Muhajirs(7.57%)およびバローチ人(3.57%)が続く。上記の各民族以外にも少数ながら Turwalis、Kafiristanis、Burusho、Hindko、Brahui、Kashmiris、Khowar、Shina、および Kalash 等といった各民族も同国内にいる。これに加えて、パキスタンは、パシュトゥーン人、タジク人、ウズベク人、トルクメン人、ハザラ人等で構成されるアフガン難民の最大の受入国であり、こうした難民の多くが同国に定住している。カラチ市内には数多くのベンガル人、アラブ人、ビルマ人(ミャンマー人)およびアフリカ系イスラム人の難民が定住している。一方、数十万人とされるイラン移民がパキスタン国内全土にわたって暮らしている。」 [67a] (p13)

- 20.02 米務省の国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)によると、「国籍、民族および人種上の各少数派に属する者への意図的な差別が同国内の各地で広く見られる。しかしながら、こうした差別の実態を示した明確かつ正確なデータは十分には存在しない」とした。[2k] (Section 5)

バローチ

- 20.03 ロンドンに本部を置く NGO であるマイノリティ・ライツ・グループ(Minority Rights Group International)は、パキスタンの概要を記した報告書中のバローチ(バルーチ)人の項で、以下のように述べている:

「バローチ人は、バローチスターン地方(Baluchistan)に古くから暮らす土着民である。同地方はパキスタン領バローチスターン州(Baluchistan)とイラン領バルーチェスターン州(Baluchistan)に分かれているが、バローチ人の多くはパキスタン領側の上記の州に居住している。バローチスターン州は、現在のパキスタンを構成する各州のなかでも最大の領域を誇っており、同国全土の 5 分の 2 近くを占めている... 1998 年に実施された直近の国勢調査によると、パキスタン全人口 1 億 3,100 万人に対して、バローチスターン州人口は 650 万人であった。2006 年において、パキスタンに居住するバローチ人は推計で 820 万人とされた... バローチ人は主としてスンナ派イスラム教徒であり、ハナフィー派(Hanafi school)に属している。」 [93a]

- 20.04 代表なき国家民族機構(Unrepresented Nations and Peoples Organization: UNPO)は、パキスタン・バローチスターン州(Baluchistan)での人権状況に関する討論会のもようを伝えたプレスリリースを、2009 年 6 月 8 日に発表した。そのなかでバローチ人を取り巻く状況について以下のように記している:

「...同国内において少数派のバローチ人は、これまでにパキスタン政府によって政治的および経済的にも周辺的な地位に追いやられてきた。バローチ人に対する暴力行為としては、同住民への無差別的な実力行使、特定の人物を

狙っての殺害行為、ならびに政治活動家およびジャーナリストらに対する失踪が含まれる。これまでに数十万人もの住民が、バローチスタン州 (Baluchistan) からシンド州 (Sindh)、パンジャブ州 (Punjab) あるいは隣国のアフガニスタンへと立ち退きを余儀なくされてきたといわれており、当該問題は、地域に限定されたもののとどまらず、国際間での問題としての様相を呈してきている。」 [87]

- 20.05 UNPO further noted that 「同地域(バローチスタン州)は、同国内では例外的に天然資源が豊富な地域であり、こうした事情から国内外から搾取的な資源開発の流れが相次いだ」とした。 [87]

第 4 節: Recent developments: [Political events in 2009](#) および 第 8 節: Security situation: Militant Activity: [Balochistan](#) も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

ダリット(DALITS)

- 20.06 デンマークに本拠を置き、ダリット(Dalit)の権利にかかわる問題に焦点を当てた各グループの連帯からなる「国際ダリット連帯ネットワーク (International Dalit Solidarity Network: IDSN)」は、2007 年 6 月 3 日に開催されたワークショップの席上、パキスタン国内でのカースト制に基づく差別の現状について報告した。同報告によると「推計では、指定カースト(scheduled caste)に区分されている者約 200 万人が、パキスタン国内において最下貧層に属しており、日常的に差別を受けている。こうした指定カーストには Kolhi、Meghwar、Bheel、Balmiki、Oad、Jogi、Bagri、その他の各共同体が含まれる」とした。 [24]
- 20.07 上記のワークショップの模様を報じた BBC の記事を引用しながら、IDSN はその報告(書)の中で次のように言及している:

「調査の結果、上位カーストに位置するヒンドゥー教徒さらにはイスラム教徒の双方の手による、最悪とされる差別の実態が明らかになった – それは、まさに不可触民に対する扱いそのもののかたちとなって現れた(came in the shape of untouchability) – 換言すると、こうした不可触民(ダリット)たちは、飲食店、理髪店といった公共の場所への立ち入りを制限された。ある場所においては、彼らは「壊されし人々」として他の者とは異なった扱いをされ (they were served in separate crockery)、またある場所では上述したように立ち入りさえ拒否されていた。彼らは居住空間も他の者たちとは隔離されていた。ムルタン(Multan)市内では不可触民(ダリット)と思われる者が全住民の 35% を占めていたのに対して、農村部の Rahimyar Khan では全住民の 95% をもダリット(Dalit)が占めるという具合に、(居住空間の住み分けに関して)都市部よりも農村部のほうが状況はより深刻である。回答者の 69% が、上位カーストのヒンドゥー教徒あるいはイスラム教徒の隣人が、彼らを結婚式といった社交の場に招待するようなことなく、たとえ招いたとしても、食事の際には明確に分けたうえで配膳すると答えた。地域別に見ると、Tharparkar (回答者の 60%) よりも Rahimyar Khan (同 87%) にこうした回答が見られた。

「同調査によると、指定カースト(scheduled caste)に区分されている者のうちわずか1%が国家公務員職に従事していたにすぎず、しかも初等学校の教師といった国家公務員としては最下層とされる職種に就いていたにすぎなかった。ダリット(Dalit)の非識字率は、パキスタン全体ではおよそ50%であるのに対して73%と高率であった。読み書きのできる者のほとんどが初等もしくは中等教育まで受けられるが、実際に課程を修了して卒業できた者はわずか1%にすぎなかった。

「ダリット(Dalit)全世帯のおよそ56%が、(本来ならば)一人用の katcha houses で生活している。全世帯の35%が5歳未満の子を亡くした経験を持つと答えた。データを見る限り、彼らが国内の各政党や政府から見放されている実態が明らかになった。したがって彼らは中央政府が推し進める権限委譲による恩恵を何ら享受することができなかった。彼らは経済的にも搾取されていた。シンド州(Sindh)において奴隷的労働に従事する者の大半が指定カースト(scheduled caste)出身者である。

「調査を行うなかで、指定カースト(scheduled caste)等の社会の周縁部に追いやられた人々を取り巻く様々な問題の実相を知る入手可能な情報が非常に少ないことが分かってきた。インドの例とは異なり、パキスタン国内においては、法律上の保護措置は存在せず、カースト制に基づいた差別を是正する措置、アフーマティヴ・アクションは採られていない。」[24]

- 20.08 2007年11月24日付の *Daily Times* 紙の記事によると、パキスタン人民党(PPP)は、シンド州議会選に向けて擁立した候補者全9名のうち、指定カースト出身者はこれに含めなかったとした。さらに同党はパキスタン下院選にあたって擁立した候補者全5名のうち、わずか1名のみを指定カースト出身者から選んだとした。同記事によると、シンド州に暮らすヒンドゥー教徒の全住民270万人のうち、220万人が指定カースト(scheduled caste)出身者であるとした。同記事はさらに続けて、ジァ＝ウル＝ハク大統領(当時)の下でその登録および把握の作業が進められた(which were registered as such by former President Zia-ul-Haq)指定カーストは、公的部門の特定の職種につき雇い入れの際に一定の員数が確保されているなど、雇用の機会が開かれているとした。[55h]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

ムハジール人(MOHAJIRS)

概観

- 20.09 Encarta Online Encyclopedia 2005 には以下の記述があった:

「ムハジール人(Mohajirs)はパキスタン全人口の8%を占める。彼らは1947年に英領インドが分割された後にパキスタン領内に定住したイスラム教徒である。パキスタン国内の他の民族とは異なり、彼らは部族に根ざした文化的な独自性を持たない。Mohajirs は、同国の国民の中では唯一、公用語のウルドゥー語を母国語としている。Mohajirs は当時、インド領内に居住するイスラム教徒のための独立国家、パキスタン建国を実現すべく、英領インドの分割を主張するパキスタン運動(Pakistan Movement)の先頭に立った。分割以

後、数多くのイスラム教徒がインド領内の各都市から新生国家であるパキスタンに移り住んできた。こうした移民たちは、やがて自らを、ウルドゥー語およびアラビア語の双方で「難民」を意味する mohajirs と称するようになった。Mohajirs の多くが、カラチおよびハイデラバードの両都市をはじめとするシンド州の各都市に定住した。彼らは、他の大半の土着のパキスタン住民たちに比べて、教養があり、ビジネス、金融、さらには行政の各分野で指導的な地位を占めてきた。現在でも mohajirs の大部分が都市部で暮らしている。」 [32a] (p2)

ムハジール連合民族運動党(Mohajir Qaumi Movement: MQM)の結成

20.10 Encarta にはさらに以下の記述があった:

「シンド人は、同州の各都市においてムハジール人(Mohajirs)が優勢である状況を前にして、自分たちは疎外されているかのような感情を抱いていた。やがて 1970 年代にシンド人のなかにいわゆる中産[中流]階級が出現したこと、さらには 1972 年にシンディー語が同州の公用語に採用されたことを受けて、ムハジール人(Mohajirs)とシンド人との間に次第に緊迫した雰囲気醸成されるようになった。1973 年パキスタン憲法の制定を機にシンド州(Sind)は都市部と農村部に区分されることになったが、これにはより多くのシンド住民の民意を中央政府に反映させるという意味合いがあった。こうした事態を受けてムハジール人(Mohajirs)の多くが、自分たちが享受している様々な機会を奪われつつあると感じるようになり、やがて自らの利益を主張すべく社会的な運動を展開するに至った。やがて同運動は 1980 年代の中頃にはムハジール民族運動(Mohajir Qaumi Movement: MQM)へと発展を遂げていき、そのなかで、ムハジール人(Mohajirs)を 1 個の独立した民族グループを構成するものとして公認すること、およびムハジール人(Mohajirs)の権利の向上を訴えた。MQM 各派による対立や内部抗争が表面化したことで、同組織はその評判を下げ、その勢力にも衰えが見られたが、カラチをはじめとしたシンド州の各都市部においては依然としてその勢力を維持している。MQM はこれまでにパキスタン国内におけるムハジール人(Mohajirs)としてのアイデンティティをより明確なものにすることに寄与してきた。」 [32a] (p2)

20.11 Europa World Online(2009 年 6 月 5 日閲覧)によると、MQM は「1984 年にムハジール民族運動(Mohajir Qaumi Movement)として設立され、その後 1997 年に統一国民戦線(Muttahida Quomi Mahaz)と名称変更したが... 同組織の活動の内容は、(インドから)パキスタンに移り住んできたウルドゥー語話者の移民であるイスラム教徒の利益を主張していくこと、ムハジール人を(シンド人、パンジャーブ人、パシュトゥーン人およびバローチー人に次ぐ)5 番目の主要民族に指定してもらうよう働きかけること、同国で支配的とされる前近代的な政治制度を廃止して、民主制の実現を図ることである。」 [1] (Political organisations: Muttahida Qaumi Movement (MQM))

20.12 SATP(南アジア・テロリズム・ポータル)の公式サイト上の「統一国民戦線(Muttahida Quomi Mahaz)、パキスタン国内のテロ組織」と題した欄(2008 年 3 月 17 日更新、閲覧)に次のような記載があった:

「当初、ムハジール民族運動(Mohajir Qaumi Movement: MQM)として創設された同組織であるが、現在では2つの分派に分かれている。MQMの創設者、Altaf Hussainが率いる分派は、やがて統一国民戦線(Muttahida Quomi Mahaz)と名称変更し、現在では一般的にMQM(A)と称されている。(MQM(A)と同じく)1992年に組織された、もう一方の分派であるが、現在でも当初の名称であるムハジール民族運動(Mohajir Quomi Movement)を名乗っており、現在では一般的にMQM(H)と称されている — 真(real)を意味する(H)aqiqiをその名称の末尾に付している。MQM(A)は同国内で実施される選挙の一連のプロセスに参加しているものの、一方ではMQM(H)とともにシンド州の都市部で発生した複数のテロ事件につきその責任を問われている。1998年にパキスタン政府によって強硬な措置が相次いでとられたことを受けて、MQM(A)は再び純粋な政治組織を目指して改組に取り組んできた。」 [61d]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

最近の出来事

20.13 ロイター通信は2009年6月8日に以下のように報じた:

「お互いに敵対関係にある政治勢力同士による争いの波が、怒涛のようにパキスタン最大の都市、カラチ市に押し寄せている。一連の暴力行為により、先週だけで各敵対グループに所属する者、少なくとも26名が死亡した... 1,600万人を擁するカラチ市で発生した今回の暴力事件は、同市内で支配的な政治勢力である、統一民族運動(Muttahida Qaumi Movement: MQM)とムハジール民族運動(Mohajir Qaumi Movement)もしくはHaqiqiと称する両組織が、同市内での支配、影響力を争った結果生じたものである。」 [17g]

20.14 2009年7月15日付の*Daily Times*紙は、2009年7月14日に行われたイシュラトゥル・イバード(Dr Ishratul Ibad)シンド州知事との会談後、レーマン・マリキ(Rehman Malik)内相がメディアに対して語った内容を報じた。同内相の言によると「カラチ市内で相次いで発生している、特定の者を狙ったの殺害行為(targeted killings)を看過することはできない。当該行為に関与した者については例外なく厳しい措置をとる...」という。さらに同記事が報じた内容では「シンド州知事は、パキスタン政府が過去3日間のうちにカラチ市内での当該殺害行為の発生を阻止すべく有効な措置を取ったと発言した。同州知事はさらに、アースィフ・アリー・ザルダリー(Asif Ali Zardari)大統領と統一民族運動(Muttahida Qaumi Movement: MQM)の代表、Altaf Hussainが接触し、住民を危害から守るためには強硬な措置が必要であるとの見解で両者が一致したと語った」という。 [55r]

20.15 同上の*Daily Times*紙の記事は、レーマン・マリキ(Rehman Malik)内相の発言を次のように伝えている:

「(内相は)... カラチ市内における治安を維持するために、同市内にパキスタン・レンジャー(Rangers)および警察を増員してきたと発言した。同内相によると、殺害された者の遺族には、警察組織で働く機会を与えることも検討しているとした。同内相の話ではMQMの代表もこの件に関して全面的な協力を約束したという。マリキ内相は、当該地域の住民全員に対して、特定の者を狙ったの殺害事件(targeted killings)を目撃した場合には、携帯電話を使用し

てその犯行の模様を録画し、内務省宛にその情報を送付するように呼びかけた。」[55r]

- 20.16 同じくカラチ市内で行われた内相による記者会見の模様を報じたものとして、2009年7月14日付の *Dawn* 紙は、マリキ氏が「...カラチ市内での特定の者を狙った殺害事件(targeted killings)の調査、真犯人の特定および当該人物に対する措置に至るまで、加害者の政治的な所属の如何にかかわらず、公正に任務を遂行する司法委員会(judicial commission)を設置する意向である」と発言したと伝えた。[42j]

- 20.17 USSD Report 2008(米国務省の国別人権報告書 2008 年度版)には以下の記述があった:

「同年(2008 年)、カラチ市内で最大の政治勢力を誇る、統一民族運動(Muttahida Qaumi Movement: MQM)党の情報筋(sources)は、シンド州での政治的な支配をめぐる対立関係にある、同党とジャマーアテ・イスラーミー(Jamaat-e-Islami: JI)の双方間での現在もなお継続中の暴力行為の最中、JI 側の活動家が、カラチ大学の学生を含む同党のメンバー19 名を殺害したとして非難した。11 月 29 日、30 日の両日には、民族間の暴力行為により、MQM のメンバー14 名が亡くなった。一方、JI 側は MQM が同組織の活動家 13 名を殺害したとして非難した。

「4 月 9 日、MQM に所属する弁護士とカラチ市内に在住する他の弁護士との間で騒動が発生し、9 名が亡くなった。パキスタン当局は弁護士事務所で 7 名の遺体を確認した。こうした騒動以外にも、元閣僚のシェール・アフガン・カーン・ニアズィ(Sher Afghan Niazi)氏が前日の 4 月 8 日、ラホール市内において襲撃を受けたことから、群集が 40 を数える車両に放火するという事件が発生した。

「当時解任されていたチョードリー最高裁長官が 2007 年 5 月にカラチを訪れる時期に合わせて実施されたデモの最中、40 名を超える政治活動家たちが殺害された事件に関連して逮捕された者たちに対する訴訟手続きが同年(2008 年)末までにシンド高等裁判所において開始されていた。同国で監視活動を行う者の多くは、シンド州政府がデモ会場周辺に警察官を配備する命令を下さなかったとする報告が複数寄せられたことから、当該暴力事件の非が、当該州政府の与党連合の一角を占める MQM にあるとした。これに対して MQM の幹部らは、今回の暴力事件で MQM のメンバーにも 18 名の犠牲者が出たとして、MQM の当該事件への関与を否定した。当局は後に、MQM が当該事件に関する審理をかく乱させる目的でデモを計画しているとして非難した。」[2k] (Section 1a)

- 20.18 USSD Report 2008 には以下の記述もあった:

「カラチ市内の一部の大学では、武装した学生グループ — その多くが、全パキスタン・ムハジール学生機構(All Pakistan Mutahidda Students Organization)(MQM の下部組織)あるいは Islami Jamiat Talaba(JI の下部組織)とのつながりを持つ — が、言語、シラバスの内容、試験に関する方針、成績評価、教義(doctrines)および服装等をめぐって、他の学生、教官および事務職員と衝突したり、これらの者を脅したりした。こうした学生グループは頻

繁に、試験の際にカンニングがしやすいように取り計らったり、大学職員の雇い入れの際に干渉したり、大学への入学の可否に影響を及ぼしたり、時として大学の予算の使用にまで影響を及ぼすこともあった。こうした影響力は、多くの場合、抗議集会、学内メディアの支配、および集団での暴力による脅し、以上の各手段を組み合わせることで行使された。こうした事態を受けて、多くの大学で構内での政治活動が禁止されたが、その効果は限定的なものにとどまった。」 [2k] (Section 2a)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

21. レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)およびトランスジェンダー (LGBT)

レズビアンおよび女性両性愛者に関しては、[Women](#) の節も参照のこと

法律上の権利

- 21.01 パンジャーブ州警察の公式サイト上に掲載されていた、パキスタン刑法第 377 条の条文は以下の通りである:

「第 377 条. (自然の理に反する行為: Unnatural offences): 何人も、自然の理 (order of nature) に反して自発的に男性、女性もしくは動物と性交渉をもった者は、無期懲役または 2 年を下らないか 10 年を超えない懲役刑および科料に処す。

「解釈(Explanation): 性器を挿入する行為は、本条に規定の犯罪行為にあたる性交渉を構成する要件として十分である。」 [63] (Pakistan Penal Code, accessed via the Punjab Police website)

- 21.02 「ソドミー行為に関する各法律(Sodomy laws)」公式サイト(2007 年 11 月 24 日更新)によると、当該関連法規に規定のある罰則には「... 鞭打ち 100 回といった身体への刑罰」も含まれるとした。同サイトはさらに次のように述べている:

「「1990 年にイスラム法が再び発布された。」「パキスタン刑法の規定によると、男性同性愛者間の性交渉については、2 年ないし無期の懲役刑に処するとしているが、一方、世俗の法規と並存するかたちで施行されているイスラム法の規定によると、最高で 100 回の鞭打ち刑もしくは石投げによる死刑が適用される。」(パキスタン刑法第 377 条の条文を見る限り、レズビアン(女性同性愛者)には同条文は適用されないように思われるが、一方のイスラム法はこうしたレズビアン(女性同性愛者)にも適用されるものと思われる)「逮捕および裁判等の手続きは省かれる ... ソドミー行為に関する規定が実施されていない他の場所においても(As elsewhere with unenforced sodomy prescriptions) こうした法律が存在することは脅威である – つまり他人をゆする手段として悪用されるおそれがあるということである。警察は度々、同性間での性交渉(商業目的のものであるか否かを問わず)に関わった事実がすでに判明している者たちから、お金を受け取ったり、あるいは性交渉をもったりしている。(Stephen O Murray、Badrudin Khan 共著 『同性愛に対する社会的大および法律上の制約(Sociolegal Control of Homosexuality)』の「パキスタン(Pakistan)」の章より引用)」。」 [50]

- 21.03 パキスタン国内での同性愛者をめぐる状況に関して、IRB (カナダ移民難民委員会: Immigration and Refugee Board of Canada)が作成した 2007 年 11 月 29 日付の報告書には、以下の記述が見られた:

「パキスタンでは同性愛行為は違法とされている。同国刑法第 377 条によると、同性愛については明示的に規定されていないものの、「自然の理(order of nature)に反した性交渉」については、科料および/または 2 年ないし無期の

懲役刑に処するとしている。1990年に発布された同国のシャリーア法によると、同性愛行為は、身体への刑罰(鞭打ち刑)、懲役または死刑をもって処罰されるとしている。同様に、同性愛者間での婚姻についてもパキスタンでは違法とされている。その一方で、2005年10月には、同国ハイバル地方(Khyber region)において男性同士による「婚姻」が行われたと伝えられた。伝えられるところによると、同地域で行われた部族の評議会の場で、当該男性らに対して、「宗教かつ部族の掟を破ったとして」この地域を離れるか、さもなければ死刑に処する旨の決定が下されたという。2007年5月には、ラホール高等裁判所が性転換手術を受けたとされる夫がなおも女性であるとの判断を下したことを受けて、当該夫婦は収監された。当該夫婦は当初、新婦側の家族からの嫌がらせに耐えかねて、同高裁に対して保護を求めたのであるが、同高裁は当該夫婦が夫の性別につき虚偽の証言をしたとして偽証罪にあたると判断し、当該2名の者による同性間での婚姻は「イスラムに反する」との判決を下した。一月後、パキスタン最高裁への上訴を経て、当該2名は保釈された...」[12c]

- 21.04 上記のパキスタン最高裁への上訴に関して、国際ゲイ・レズビアン人権委員会(IGLHRC)は、2008年2月に発表した「パキスタン国内の人権およびトランスジェンダー」と題する報告書(IGLHRC Report 2008)のなかで、次のように語っている:

「... トランスジェンダーの権利を扱った画期的な訴訟事件が現在パキスタン国内で係属中である。ラホール市内にある ASR Resource Centre の所長、Nighat Saeed Khan 氏の話によると「パキスタン国内のトランスジェンダーたちは、警察、家族、地域社会および宗教上の権威者らによる、実におびただしいまでの数の危険にさいなまれてきた。本国を離れることを余儀なくされた者もいた」という。今回の訴訟事件はこうした現状に一石を投じるものになる。当該訴訟事件は、当該訴訟事件は、女性から男性への性別変更を希望する夫およびその妻が、自分たちの婚姻を承認してもらうことを試みた画期的なものであり、性別の特定(gender identity)にかかわる問題を含む当該訴訟事件の審理が最高裁に移されたことで...当該訴訟事件は(今後の同様の事件の)判例[先例]となる。」[49]

- 21.05 しかしながら、法廷での当該事件の審理は、2007年11月の非常事態、さらにはそれに引き続いて2008年初頭に発生した政治上の混乱を受けて、司法当局が騒動に巻き込まれるなど、長期化を余儀なくされた。(IGLHRC, 2008年2月)[49]
- 21.06 パキスタン国内のトランスジェンダーおよび性倒錯者[性転換者]に関して、英国外務連邦省(FCO)は、こうしたテーマを扱ったドキュメンタリー番組を制作した民間テレビ局 Geo TV のジャーナリストおよび番組制作者を含めて、同国内の各専門家から意見を伺った。こうした各専門家との面談後、FCO は同国内の関連法およびトランスジェンダーに関して、英国国境庁(当時は英国入国管理局(Border and Immigration Agency))に宛てた2008年2月6日付の書簡の中で、次のように述べている:

「同国は2つの法制度: パキスタン憲法と連邦シャリーア法(イスラム法)が並存するかたちとなっている。パキスタン憲法の下では、社会的に認められた

性別は女性もしくは男性の 2 つしか存在しないこととなっている。同憲法上には、性転換手術を受けた者の地位については何ら規定されていない。一方で、シャリーア法はこうした手術を一切認めておらず、これらを厳しく禁じている。これまでに性転換手術にかかわる様々な事例が、逮捕および告訴の対象とされてきたのも、シャリーア法の規定に基づくものであった。(その性転換手術の)重大性に応じて、個別の事件ごとにそれぞれ異なる刑罰が言い渡されてきた。

「... (当該事件の審理を担当する法廷が)推測する(当該被告人が性転換手術を受けた)理由に応じて、当該性転換者には禁固刑もしくは鞭打ち刑が言い渡されることになる。シャリーア法には、石投げによる死刑といったさらに厳しい刑罰が規定されているが、実際に当該刑罰が執行された例はない。一部の農村地域では、地元の長老らが開く評議会場で下された決定に基づき、石投げによる死刑が実際に執行された例もあった... パキスタン憲法は、性別に基づく差別はこれを一切認めない旨を規定している。しかしながら、実際には、こうした人々(性転換者も含めて)の権利を保護してきたとは言えない。」 [11f] (Paragraph 1)

下記の [Transgender/Transexuality](#) のsubsection も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

政府当局の対応および姿勢

21.07 USSD Report 2008(米商務省の国別人権報告書 2008 年度版)には次のような記述があった。「同性愛者間の性交渉は犯罪行為とされているが、実際のところ、パキスタン政府がこうした事件について起訴に踏み切った例はほとんどなかった。同性愛者が自らの性的志向を明かした例はほとんどなく、同年(2008 年)において、同性愛者がその性的志向を理由に差別を受けたとする報告は寄せられなかった。」 [2k] (Section 5)

21.08 IRB(カナダ移民難民委員会)が作成した、2007 年 11 月 29 日付の「情報の照会等に対する回答書(Response to Information Request : RIR)」には、以下のような記述があった

「パキスタン国内での同性愛者を対象とした起訴の件数およびそれらの起訴の結末に関する情報は、調査局(Research Directorate)が接触した各情報筋からは得られなかった。その一方で「世界各国の人権状況に関する報告書 2006 年度版(Country Reports on Human Rights Practices for 2006)」によると、パキスタン政府がこうした事件につき起訴に踏み切ったことは「ほとんどなかった」とした。それにもかかわらず、2005 年 5 月には、同国北西部のハイバル地域(Khyber region)において、男性同性愛者 2 名が、性交渉を行ったとして逮捕された後、公の場で鞭打ちの刑に処せられた。」 [12c]

21.09 Spartacus International Gay Guide 2009(更新版)のパキスタンの項の記述によると、同国内において同性愛者による社会的な運動や活動団体は一切見られなかったとした。同ガイドによると「道徳の基準に関して厳しい内容が規定

されているイスラム法が存在しているにもかかわらず、男性同性愛者、(異性の服を好んで着用する)服装倒者および性転換者は、警察からの干渉もなく比較的平穏に暮らしている」とした。その一方で、同ガイドは、男性同性愛者は当局からの保護をほとんど期待することはできないとした。同ガイドはさらに、「世間一般および家族の者は、同性愛について、決してこれを好意的に見ることはないのだが、自らに何らかの影響が及ばない限りは、大抵の場合において、こうした状況を受け入れるだけの度量を持ち合わせている」とした。[25] (p686)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

世間一般の反応および姿勢

21.10 IGLHRC Report 2008 には以下のような記述があった:

「パキスタン国内において、レズビアン、ゲイ、両性愛者、性転換者およびトランスジェンダー(zenana)の各共同体に、現状を変えていこうとする草の根での活動は知られていない。こうした現状を改革していこうとする機運に欠けること、自らの性的志向について沈黙を守ること、さらには男性同性愛者および女性同性愛者のほとんどが深く閉じこもっていること(deeply closeted status of most gays and lesbians in Pakistan)(こうした者の多くが、自らの性的志向が表沙汰になることを避けるために、お互い居所を隔てて生活している)から、彼らを取り巻く生活の状況および人権状況を正確に把握することは困難なものになっている。本国を離れたパキスタン同性愛者たち本人からの話によると、実際に彼らの口から出た言葉は、恐怖、秘密(secrecy)、孤立、自殺、強制された結婚、標準とされる異性愛に従わせようとする家族および地域社会からの圧力、以上のものであった。」[49]

21.11 同性愛行為に対する世間一般の反応というテーマに関して、上述の IRB RIR (2007 年 11 月 29 日付)には次のように述べられていた:

「パキスタン国内において、同性愛は「割合と」一般的に確認できてよいようにも思われるのだが、公の場でそれを話題にすることははばかられている社会的な「タブー」とされている。伝えられるところによると、同性愛者が自らの性的志向を公にすることもほとんどないという。国際連合(UN)統合地域情報ネットワーク(IRIN)が 2005 年 5 月 10 日に発表した記事によると、パキスタン国内の同性愛者は「同国内で少数派を占めるに過ぎないこうした同性愛者たちに対して、概ね無関心であるかまたは不寛容な態度を示す(同国の)頑固なまでに(staunchly)保守的な社会において、「疎外(outed)」されているのではないかと不安を絶えず抱えながら暮らしている」とした。同記事はパキスタン国内の非政府組織(NGO)の代表が語った言葉を引用して、仮にある者が同国内で同性愛者の権利を訴える運動を公然と行った場合、その者は最終的に宗教上の信者らによって殺害される可能性があるとした。しかしながら、調査局(Research Directorate)が接触した複数の情報筋の話によると、パキスタン国内では同性愛は一般的に「黙認されて」いるという。同性愛者を狙った襲撃は「ほとんどない」とされている。同国の北西辺境州(NWFP)では、パシュトゥーン人男性が少年を恋愛の対象として見ることがよく知られているが、IRIN によると、こうした行為は「現在当該地域の文化に深く根付いた慣習となっている」とした。2006 年 3 月には、ドレスに身を包

んだ男性同性愛者らの一団が、ラホールで開催された祭りに参加した。伝えられるとことによると、同国内の各同性愛者の「連帯」感を高めるうえで、インターネットがその役割を果たしているという。オンラインでのチャットルームが「中上流階級に属する男性同性愛者にとって、安全でかつ匿名による討論の場」を提供する存在になっていると言われている。」 [12c]

21.12 同上の RIR にはさらに以下の記述も見られた:

「英国放送協会(BBC)の 2005 年 10 月 5 日付の記事によると、同性愛者のカップルが、カラチやイスラマバードをはじめとした国内の各大都市において、一緒に生活する姿が「徐々に」見られるようになったとした。一方で、*Guardian* 紙の 2006 年のある記事によると、同性愛者のカップルと一緒に生活することは「ほとんどない」としており、さらに、多くの男性同性愛者が「家族の者を憤慨させることを避ける」ために、最終的には女性と結婚するとした。IRIN の別の記事によると、イスラマバード、カラチ、ラホールといった大都市での雰囲気は「幾分かは」寛容であるとしつつも、農村部においては、保守的な傾向が「大勢を占めて」おり、同性愛者は依然として「人目を避けるように生活して(closeted)」いるとした。パキスタン国内の慣例として同性愛者のカップルが公の場でお互いに愛情を示すことは概ね許容されていることから、男性同性愛者のカップルが、周囲からの注目を浴びることなく交際を続けることが可能となっているとしている。」 [12c]

21.13 女性同性愛者のカップルに関連して、IGLHRC Report 2008 には「パキスタンでは女性 2 人が一部屋を共有することも可能だが、それは恋人同士の関係としてではない」との記述があった。[49]

第 23 節: [Women](#) および subsection [Single women](#) も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

トランスジェンダー/性転換

21.14 FCO が作成した 2008 年 2 月 6 日付の書簡のなかに、パキスタン国内のトランスジェンダー(異性への転換を望む人)および性転換者の状況について、以下のような記述があった

「トランスジェンダー(異性への転換を望む人)は、ウルドゥー語で「第 3 の性(third form)」もしくは「hijras」と称されている。両性愛者(hermaphrodites)、トランスジェンダー、性転換手術により男性から女性へと性別変更した者(eunuchs)、性転換者など.. に対して相応しい呼び名がない。これらは全てひっくるめて Hijra と呼ばれている。大半の者がただ単に彼らを見無視するのみであるが、男性は大抵の場合彼らを嘲笑する。彼らの平穏な生活を脅かす一番の障害となるものは、公の場で殴打されたり、衆人環視の中で暴言を受けることを含めて、他の男性から被る性的嫌がらせである。彼らは、物乞いとして表に現れたり、結婚式の席で踊りを披露したり、さらには、お金と引き換えに子どもを授かる(the birth of children in exchange for some money)など、社会の周縁部でひっそりとした生活を送らざるを得ないことを悟るようになる。どこへ行こうとも嫌がらせから逃れることができないことから、彼らには居場所や働き場がない。彼らには教育の機会も与えら

れていない。仮に彼らが子どもを養子にとり、その子を養育する場合、世間一般からの圧力を受けるかたちで、最終的にはその子を手放さなければならない状況に追い込まれることになる。」 [11f] (Paragraph 6)

- 21.15 同上の書簡によると「パキスタンでは、(女性として)ふるまったり、性転換手術を受けたり、さらには性に関して生物学的および心理学的な問題を抱える男性すべてをひっくるめて Hijras と称されている」という。さらに同上の書簡によると、女性側に男性への性転換手術を受ける例はほとんどなかったことから、彼女たちは Hijras と称されるようなことはないとした。 [11f] (Paragraph 7)

- 21.16 同上の書簡には以下の記述もあった:

「性転換願望を抱くこと(transsexualism)もしくは性転換手術を受けること、以上これらの犯罪行為は、基本的に、全能の神の創造物である私たち人間の体に(不正に)手を加える行為と解されている。こうした行為は犯罪と見做される... こうした問題/テーマを様々な角度および方法から理解することは、そもそもこうした問題がタブーとなっていることもあり、非常に難しいものとなっている。こうした状況は「上述の性に関連した犯罪の実行者(criminals of sexual crime)」に対して向けられる(世間一般の)理解、さらには最終的な判決の内容にも影響してくる。

「これまでのところ、こうした事例がシャリーア法廷において審理されたという例はない。イスラムの教義に関して革新的[進歩的]で穏健的な解釈のあり方が、次に挙げるような解釈を可能にしている:「イスラム法は、執刀医が当該患者に対して深刻かつ極度に危険な健康上のリスクを伴う手術を行う場合に限り、例外的に適用される(Religious law only makes exceptions when a doctor prescribes the operation for a grown adult due to a severe and extremely dangerous health risk for the patient)。イスラム法の下では、当該患者にはこれより他に選択肢は全く残されてなく(Under religious law there should be absolutely no alternative for the patient)、いったん当該患者が手術を受けると、それ以降、その者は新たな性別に倣って扱われることになる。」以上は、革新的な学派に属するイスラム法学者が語った言葉を引用したものである。同学者の名は Khursheed Nadeem といい、同氏はイスラマバード市内にある NGO「研究教育機構(Organization for Research and Education)」のパキスタン担当局長(Country Director)である。旧来の標準的なイスラムの解釈に則れば、鞭打ち刑および石投げによる死刑が相当することになる — こうした刑罰の方法は、初期のイスラム社会において、姦通罪に対してとられていた... (現在においても)性に関連した犯罪行為のうち最も重いものについては、石投げによる死刑および鞭打ち刑が執行される。これまでに、パキスタン国内の(正規の)法廷が、かかる犯罪者に対して上記のような刑罰を宣告した例は一切ない(...こうした事件が実際に審理された例も、ほんのわずかな事例でしかない)。しかしながらこうした事件が農村部に持ち込まれた場合には、前近代のかつ部族内でのみ通用する法および慣習に基づき、性転換者が公の場で鞭打ち刑に処されることもある。ただし、こうした性転換者が比較的寛容とされる地域へと逃れることもあり、実際にこうした刑が執行されたとする事例はごくわずかにとどまる。」 [11f] (Paragraph 2)

- 21.17 さらに同書簡には、性転換者が犯罪を行った場合、法律に基づいて下される処置が他の犯罪者と同様のものであるかどうかについて記述があった。[11f] (Paragraph 9)
- 21.18 身分証明書の取得に関連して、FCOによる同書簡には次のような記述があった：
- 「パキスタン国内において、性転換者の話によると、彼らが身分証明書の記載内容の変更を求める旨の書類を提出しても、担当の職員が取り合ってくれないとした。それどころか、嘲笑、暴言、その他にも精神的に苦痛となる言葉などを浴びせかけ、なかには、当該申請者を逮捕してもらうべく職員が警察に届け出る例までであるという。仮に当該申請者(性転換者)が逮捕された場合、その者に弁護士が選任されることはなく、自ら弁護士を立てる他はない。」 [11f] (Paragraph 4)
- 21.19 民間放送局 GEO TV のジャーナリストおよび番組制作者が語ったところによると、彼らは、(記載内容を一部変更した)新たな身分証明書もしくは渡航文書の発行を申請してもこれを断られたとする性転換者数名と実際に話をしたという。上述の FCO による同書簡には「...発行官庁の担当職員は、こうした申請者(性転換者)に対して、既往歴および手術証明書(health and operation records)の提出を求めているが、その一方でパキスタンではこうした手術を行うことは違法とされていることから、医師が執刀証明書を発行することは考えられない。世間一般に対して不面目を被るのではないかという恐れ、不快感・反感を誘う挑発行為に映るのではないかという不安、さらには(官僚式の)煩雑な手続きが、こうした事態にいくらか影響している(Public humiliation, aggravation and bureaucracy are part and parcel of this process).... NADRA(国家データベース登録局: National Database and Registration Authority)には、こうした申請が例外的なものに見做す向きがあることから、これに関連して取り立てて明確な方針があるようには思えない」との記述があった。[11f] (Paragraph 11)
- 21.20 2009 年 7 月 18 日付の *Guardian* 紙によると、パキスタン国内のトランスジェンダー、服装倒錯者および性転換手術後に男性から女性となった者(eunuch)を取り巻く状況の改善を図って、最高裁が「...すべての hijras につき...これらの者がパキスタンの国内社会においてさらに受け入れやすい存在となることを図って、政府が行う各種登録の対象に含めるものとする」との決定を下した...これを受けて、現在 hijras には、パスポートやその他政府が発行する各文書の性別欄において eunuch の頭文字をとった「E」という文字が記載されるようになったとした。[92a]
- 21.21 その一方で、最高裁の上記の決定に関して、英国外務連邦省(FCO)は 2009 年 11 月 12 日付の書簡の中で次のように述べた。「...本件に関する最高裁の決定は、基本的に宣言的な性格のものであり、政府に対してほとんど拘束力をもつようなものではない; 本決定は、当該原告らがパキスタンの国民であり、教育といった政府による基本的なサービスを楽しむ資格が与えられていることを確認したものにはすぎず、さらに、国内法上の各種の保護は、当該原告らが実社会で直面している様々な不利益を実際に取り除くことまでを予定したものでは全くないことを確認したものにはすぎない。」 [11f]

- 21.22 「イスラム法の下に生きる女性たち(Women Living under Muslim Laws)」の公式サイト上に掲載された 2007 年 8 月 14 日付の最新情報は、夫が局所的な[不完全な]性転換手術(partial sex-realignment treatment)を受けたある夫婦につき、その者たちが当事者となった訴訟事件(段落 21.04 も参照のこと)について伝えている。同情報によると「彼女(Shamial Raj, 夫)は、合法的に任意の場所で生活を送ることが可能であり、当該 2 人の「女性」は一緒に生活することができる。彼女らは、ありのままの状態と一緒に生活を送ることができるのだが、これを表沙汰にしないように内密にしておく必要がある。」[62]
- 21.23 同上の最新情報には、以下の記述もあった:

「Shamial と Shahzina の夫婦について各メディアが盛んに報じたわりには、当該夫婦が「女性の同性愛」もしくは当人たちによる婚姻の合法性をめぐる、起訴もしくは裁判にかけられたことは、取り立てて議論の核心とはならなかった。こうした事例に関して、パキスタンの国内法上、明示的な規定があるわけではなく、罰則についても何ら明確にされていない。Shamial の性別をめぐる問題は、当該夫婦が、Shahzina の父親による当人たちへの嫌がらせに終止符を打つべく、裁判所に訴えを提起したことで、はじめて表面化することとなった。その父親は自身の借金問題を解決するために Shahzina に対して利益を齎し得る結婚を強要したとされる...PPC(パキスタン刑法)第 377 条に規定の容疑に基づき、当該事件は法廷での審理に移された。当該夫婦が「女性の同性愛」および当人たちの婚姻をめぐる起訴または裁判にかけられた点については論点とはならなかった... (2007 年)5 月 28 日、当該事件の審理を担当した裁判所は、Shahzina および Shamial の両名を刑法第 377 条(自然の理に反する行為: Unnatural offences)の規定に基づき断罪するには証拠が不十分であるとの判決を下した。その一方、法廷において偽証が行われたとする状況が確認されたため、当該容疑に対して(比較的軽微な)判決が下される可能性も依然残る。」[62]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

22. 身体障害者

- 22.01 米 국무省の国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)には次のような記述があった:

「法律上、身体障害者の権利について平等に扱われる旨が規定されている。連邦および州レベルにおいて身障者を一定の員数雇い入れることが要求されており、公的部門および民間を問わず、全職員もしくは従業員のうち少なくとも 2% を適格な身障者から雇い入れなければならない。しかしながら、実際には、こうした規則を執行する制度が十分に整備されていないことから、遵守は徹底されていない。政府は身障者の雇用に関する法律を制定していないか、あるいはそうでなくとも各事業主もしくは官公庁に対して雇い入れを義務付けるといった措置をとっていない。身体的または精神的に障害を抱えた者のほとんどが、家族の者の世話になっていた。ところで、一部の事例ではあるが、身障者たちに物乞いをするよう強要して、これらの者が稼いだお金の大半を奪う法外な者もいた。

「身体障害者を雇い入れることを拒否する事業主体は、身障者支援基金に対して罰金を支払わなければならないが、ほとんど守られていなかった。国家障害者社会復帰評議会(National Council for the Rehabilitation of the Disabled)が、身障者に対して生活に足るだけの支援的な基金を提供するだけでなく、就職斡旋および融資等の便宜を図っていた。同評議会はさらに「パキスタン障害者社会復帰協会(Pakistan Society for the Rehabilitation of the Disabled)」を運営し、当該組織を通じて身体障害者に対し、社会復帰支援、職業訓練および医療上の支援を行っていた。

「キングエドワード医科大学(King Edward Medical College)が、同大学内に身体障害者用の施設や設備等が整っていないことを理由に、ある 1 人の身障者の治療を拒否したことを受けて、シャバズ・シャリーフ(Shahbaz Sharif)パンジャーブ州首相は(2008 年)12 月 7 日、大学側に対して当該子どもを受け入れるよう命じるとともに、治療に掛かる費用については州政府がこれを負担するとした。

「身体障害者の選挙権または参政権について何ら制約はなかった。」 [2k] (Section 5)

- 22.02 パキスタン保健省(Ministry of Health)の公式サイトに掲載されている「よくある質問 (FAQs)」の欄に「国立障害研究所(National Institute for Handicapped)」を通じて受けられる各種サービスが一覧のかたちで示されていた。それによると障害者は治療および医療目的でのリハビリテーションが受けられる。同研究所が提供するリハビリ的な要素を含んだサービスとしては、言語療法、作業療法、聴覚にかかわるもの、および心理学的な要素を含んだ療法があった。同研究所によるあらゆるサービスが障害者本人およびその家族を対象に無料で提供された。 [29k] (National Institute for Handicapped)
- 22.03 パキスタン政府組織の「子どもの福祉および発達のための国内委員会(National Commission for Child Welfare and Development: NCCWD)」は、「2008 年子どもの性的虐待と搾取(Child Sexual Abuse and Exploitation

2008)」と題した年次報告書のなかで、「障害者に優しい(disabled friendly)」主要都市に、イスラマバード、ペシャワール、カラチ、クエッタおよびラホールの5都市を選出するに至ったとした。同報告書はさらに続けて:

「国立リハビリテーション医学研究所(National Institute for Rehabilitation Medicines)も同様に、あらゆる障害者を対象に障害の早期発見および治療等のサービスを提供している。同研究所の活動としては、障害者に対して一般的な医療上のサービスを提供することに並行して、リハビリに関連した革新的な技術の提案、試験、導入をはかること、障害の早期発見、各種の調査および研究を行うこと、障害に関連した情報や資料等の所蔵場所(repository)としての機能を果たすこと、政策担当者や政策立案者さらには障害者の治療や介護等に関わる制度全体を対象に、技術面での支援およびガイダンスを提供すること、以上が挙げられる。」 [29] (p14)

23. 女性

概観

23.01.1 パキスタンの人権委員会（HRCP）は、2009 年 4 月 1 日に発行された同委員会のレポート「2008 年の国内人権問題」（2008 年 HRCP レポート）の中で以下のように記している。

「パキスタンはグローバル経済の崩壊と、自国の中心的な問題である水、電気、ガスの不足問題、それから高額な食糧問題の影響を受け、貧困レベルが急激に上昇している。女性は既に社会で弱い立場におり、不利な扱いを受けている。彼らには栄養のある食べ物、整備された医療ケア、教育の機会や発展の機会が与えられていない。また家庭内暴力、雇用者からの虐待の被害にも遭っている。さらに女性に対する暴力の件数は高い率を維持しており、より多くの女性が貧困から脱し、仕事を与えられると騙されて性的虐待や人身売買にさらされる。そしてジルガ（部族長会議）やパンチャヤット制が依然として民族的な地域や遠隔地で存続しており、これが女性を破滅に追いやる。教育の欠如、自分自身の権利の自覚、そしてもっと重要な事は深刻に経済を頼ることが女性を災難に対し極端に脆弱なものとする。政府と民間事業は特定の課題に対処したいいくつかの構想と計画に着手し続けているが、大きく前進はできていない。」 [27e] (p117-118, 女性: 女性の権利と貧困拡大)

23.02 パキスタンは国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）の調印国である。（2007 年 6 月 11 日、UNHCR、CEDAW） [20d] (p1)

23.03 2007 年 6 月 11 日付の女性差別撤廃委員会（CEDAW）の第 38 回セッションでは、パキスタンにおける多くの改善点について述べた結果が記されている。

「最近の女性差別の撤廃と男女同権を目的とした法律改正で、特に 2002 年の改正である法的枠組み命令下での憲法第 51 条と 59 条の改正により国民議会と上院への女性の政治参加が増えたこと。；2000 年のパキスタン市民法 1951 の改正で外国籍配偶者の子供に国籍を与えること。；2002 年に採択された人身売買の阻止と制御条例；2004 年に採択された「名誉殺人」の起訴を刑法改正法令による導入；2006 年に採択された Hudood 法令をいくつか改正した女性擁護（刑法改正）法令のこれらの採択を歓迎する。」 [20d] (p2)

23.04 同委員会はパキスタン政府が国家計画措置（1998 年）を採択し、国家政策の発展と女性への権限付与（2002 年）、ジェンダー修正措置計画（2005 年）をそれぞれ賞賛した。また女性発展省の組織を再編成し、国家委員会が女性の地位を創設し、女性の暴力犠牲者を支援する努力をしたことについて奨励した。 [20d] (p2)

23.05 しかし、同委員会は CEDAW に基づくパキスタンの義務導入について、以下を含める懸念を表明した。

- ・ 憲法の中で差別を定義することの欠如。
- ・ CEDAW が国内法に完全に導入されていない。

- 新しい法律の導入、救済機能のアクセスが欠如していることにより、対策の導入が不十分である。
- 女性の権利を促進する諸機関が持つ資源の不足
- 名誉に関する犯罪、Qisa や Diyat 法の普及について
- 刑事司法制度の中での女性に対する暴力を犯罪とする釈明義務の欠如
- jirga（紛争を解決する民族会議）が依然として使用され、最高裁判所がそのような集会を禁じているにも関わらず、それにより「女性に対する暴力」の決断が下されていること。
- パキスタンは依然として女性に対する伝統的、文化的に根深いステレオタイプの考えが家族の中、あるいは職場、社会にある。
- 政府や裁判制度（裁判官として）に女性が代表として出ている中での人身売買について
- 高い非識字率、医療ケアへのアクセス欠如、出生や婚姻の届出が整備されていないこと等の社会経済問題
- 離婚した際の不平等 [20d] (p3-8)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

法的権利

- 23.06 パキスタンの憲法では「全ての市民は法の下に平等であり、平等に保護される権利を与えられている。この条項の中には国家が女性や子供の保護を回避するような特別な条項は何も含まれていない。」 [29n] (The Constitution of Pakistan: Part II, Chapter 1, Section 25)
- 23.07 米務省発行の 2008 年カントリー・レポート人権の実情(USSD Report 2008) は次のように見解している。「法律は性別による差別を禁止しているが、実際この規定は強化されていなかった。女性は家族法、財産法、司法制度の上で差別に直面した。」 [2k] (Section 5)

女性の保護条例

- 23.08 2006 年 12 月 1 日に Musharraf 大統領は女性保護法（WPA）に署名した。(WPA). (USSD IRF Report 2008) [2i] (Section II) The USSD IRF Report 2009 はこの法律について以下のように述べている。

「シャリーア法廷よりレイプや不倫の事件を非宗教的なものとした。それまでは Hudood 法令は過酷で差別的な解釈の Quranic 標準の証拠と罰をイスラム教徒と非イスラム教徒に適用していた。Quranic 標準が使用される場合、イスラム教徒と非イスラム教徒の男性と女性の証言の比重は異なってくる。Musharraf 前大統領は Hudood 法令の下で投獄されている全ての女性を釈放する命令を出し、およそ 2 千 500 人の女性が刑務所から釈放された。多くの人が社会的な排斥が理由で家に帰る事ができなかった。その他 2, 3 人が引き続き収監されていたが、殆どが政府のシェルターに収容された。女性で Hudood 法令により姦淫、不倫、酒の所有で逮捕された人々は、現在は女性保護法案に基づいて審理されている。人権と勾留者救済協会の報告では、女性に対する不倫関連の事件が 2008 年から 2009 年の間で大きく減少した。」 [2n] (Section II)

女性への援助もまた参照。

- 23.09 2007 年 12 月 3 日付けの情報請求に対する回答 (RIR) は WPA に関して次のように記している。「女性がレイプの犠牲であり、「同意がない」ことを証明できないレイプの犠牲者は、姦淫の罪で起訴されることを禁止している。異性愛の同意に基づく婚姻外での性交は依然として犯罪と見なされる。しかしながら、法律はそのような言い分は正式に起訴される前に法廷で調査されるとする。」 [12f] (Pakistan: The Protection of Women (Criminal Laws Amendment) Act, 2006 and its implementation, 3 December 2007)

- 23.10 WPA の序文にある題目に関して USSD Report 2008 では次のように記している。

「2006 年の女性保護法はレイプをイスラム法廷での裁判よりも、犯罪として裁判するとしている。それまでの Hudood 法令の下では、レイプは一人の女性が 4 人の男性の目撃者を伴ってその起訴を証拠付けなければならなかった。新しい法律では、警察は民事裁判所の裁判官の同意なしでは、警察署で一晩女性を逮捕し、拘束することが許されていない。また警察署に届け出たレイプの被害者は警察での困難な問題を迂回する方法として、裁判官がセッションに召集して全てのレイプ事件を審問すると規定している。しかし女性の権利団体である NGO 組織は、この法律が金銭的な余裕や、裁判所の出入りができないレイプの被害者の障壁になると非難している。裁判所はレイプのケースを Hudood 法令でなく、女性保護法の下で扱うことを開始しているが、女性擁護団体によれば、この法律は不十分に履行されているという。」 [2k] (Section 5)

- 23.11 2008 年 1 月 4 日付けにパキスタン政府が第 3 期、4 期に報告した子供の権利に関する国連委員会には次のように記されている。

「2006 年の反女性措置（犯罪法）の法令改正を阻止する流れにのって Hudood 法令が改正された。この新しい法令では女性が遺産、女性の売買、強制結婚、コーラン聖典を伴った Nikah（イスラム教の結婚儀式）、Vani の慣習、確執を終結させるための女性の受け渡し、三回の離婚宣言等々、これらの習慣で女性を除外したり、妨害するような措置を終結させる体制を整えた。これらの非人道的な行為はパキスタン刑法の下で違反とされた。」 [79b] (p15)

11 をまた参照。: [Hudood Ordinances](#) and Section 19: Freedom of Religion: [Hudood Ordinances](#) and Section 24: [Children, Childcare and protection](#)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

政治的権利

- 23.12 USSD Report 2008 は以下のように述べている。

「国民議会で女性の為に用意された議席は 60 ある。そしてさらに 16 議席が 342 議席ある国民議会から直接的に選出された。連邦閣議では 5 人の女性が在籍している。国民議会では国の歴史上最初の女性議長である Fahmida Mirza 博士が選出された。女性には 758 議席のうち 128 議席が地方議会に確

保され、地方委員会には3分の一の議席が確保された。地方の官僚は閣議に参加する女性を指名した。いくつかの地方では社会的、宗教的保守派が女性が候補者になるのを回避した。」[2k] (Section 3)

- 23.13 しかし、アジア人権委員会 (AHRC) は同委員会が 2008 年 12 月 11 日に出版した「2008 年のパキスタン国家における人権 (AHRC Report 2008)」の中で、国民議会の女性は直接選出されているわけではなく、彼らは単に政党から議席を与えられているだけで、政治家としての価値には制限があり、縁故主義であるとして批判している。」[52b] (p10)

- 23.14 2008 年の HRCP Report は次のように付け加える。「2008 年 11 月に Fehmida 博士とその他数人の女性国会議員が「女性国会議員による党員集会」を編成し、その目標として女性権利の擁護、女性発展の推進、女性議員の強化と解放、それに沿って女性議員の役割を改善する為に「性別が影響する」法律の提案を行った。」[27e] (p117, Women: Women and politics)

- 23.15 パキスタンの公共生活で女性が抑圧されていることに関して、2008 年の ACHR 南アジア人権目録では以下のように記録している。

「Sindh 州首相の Arbab Ghulam Rahim 博士は 2007 年 8 月 26 日に Thatta で彼の政党が選挙運動を立ち上げる中、女性の指導者は社会の“悪”であると述べた。

「2007 年 3 月 29 日付けでは、Bannu 地区の北西前線地方の年長部族長は女性が国民議会選挙の 26 議席に投票することを妨害した。

2005 年以来、地方のジルダによって非公式な禁止令が出た為に、NWFP の上部 Dir 地区では殆どの女性議員が地区と連盟委員会に出席していなかった。2005 年以降は選出されていない男性の親戚陣が代表として地区と連盟委員会のセッションに出席した。これら自身で指名した女性議員の“代表者”である人々は明らかに父親、息子、兄弟、夫であり、委員会の部屋に出入りし、出席者登録簿に署名し、国の完全なる黙認下で女性議員の代わりに討論に参加した。」[67b] (p75)

- 23.16 2008 年の HRCP Report には次のように記されている。

「女性が選挙に投票することを妨害された事例は国内で多くの報告がある。総選挙の前の Bannu 地区 (NWFP) では、選挙から女性を排除したとの報告がある。また別の連邦直轄部族地域 (FATA) の Bajaur 地区で行われた選挙では、非宗教政党や与党ムスリム連盟カーイデ・アーザム派 (PML-Q) を含めた全ての候補者が女性の投票を阻止することに同意した。パンジャブ州 Multan 近郊の村では、1947 年のパキスタン国家成立以来、女性は一度も選挙に投票したことがないとの報告がある。

2008 年 1 月、Sindh 州最大規模の村の一つである Qmbar 地区の Ghathar 村では 1947 年以来、女性が誰一人として、どの選挙にも投票することが許されていないとして大きくメディアの注目を集めた。HRCP の活動家でこの村を訪れた人は、2008 年 2 月の選挙でこの伝統に終止符を打つことを保障した。[27e] (p106, Political participation)

社会・経済的権利

23.17 AHRC Report 2008 は以下のように記している。

「中流階級の女性は田舎、民族的な地方の女性達より一般的には社会・経済的な自由があるが、それらの地方の女性達はおよそ 1 千 2 百 50 万人の女性達が未だに投票する権利を拒否されている。それら多くの人々はあらゆるレベルでの独立ができていない。上方の指導者が村やストリートに対し、発展的な処置をとることが必要である。ビジネス、あるいは地域行政である警察、司法のほとんどが男性中心である。」 [52b] (p10)

[Political rights](#)のサブセクションも参照。

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

家族法: 結婚・離婚・遺産相続

23.18 1961 年のイスラム教家族慣習法は、「パキスタン全域と、国内のイスラム教徒市民に、彼らがどこにしようとそれが適用される。」とした。慣習法は結婚、複婚、離婚、慰謝料の範囲をカバーしている。1939 年のイスラム教徒離婚法は女性が夫と離婚する事由が定義されている。[31] (p1) 1979 年の Zina 違反の (Hudood 法令の中での施行) 慣習法には、男性は 18 歳に到達するまで、女性は 16 歳、あるいは思春期になるまでは違反であると定義している。[14b] (p1) 2008 年の USSD Report 2008 には次のように記されている。「国会は 2007 年 2 月、強制結婚を違法としたが、この法律の履行はまだ問題となっている。」 [2k] (Section 5)

23.19 USSD IRF 2009 Report は以下のように記している。

「政府は市民または慣習法の結婚を認識していない。結婚はその者の宗教グループに則して執り行われ、登録される。非イスラム教徒の男性が結婚によりイスラム教徒に改宗することは依然として合法である。非イスラム教徒の女性がイスラム教徒に改宗し、その女性の結婚式が改宗前の宗教で執り行われた場合、その結婚は無効と判断される。ヒンズーやキリスト教徒の女性から生まれた子供達は、その女性が結婚後にイスラム教へと改宗した場合、その夫も改宗しない限り、子供は非嫡出子であると判断される。結婚を合法とし、子供が法的に財産を受け継ぐようにする唯一の手段は夫がイスラム教に改宗することである。イスラム教徒の男女から生まれた子供で、その両親が他の宗教グループに改宗した場合は、その子供は非嫡出子であると判断される。そして政府は子供の養育権を持つことができる。」 [2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

23.20 USSD IRF 2008 Report では以下のように記載している。

「イスラム教徒の男性は“啓典の民”とされるユダヤ教あるいはキリスト教の女性と結婚することができるが、その他の宗教グループに属する女性との結婚は、その女性がイスラム教、ユダヤ教、キリスト教に改宗しない限り結婚はできない。そしてイスラム教徒の女性はイスラム教徒の男性とのみ結婚でき

る。実際政府は花婿と花嫁がどのような宗派であろうと、同じ宗教グループである場合や、花婿がイスラム教徒で花嫁が“啓典の民”である場合は結婚を認め、これらの男女から生まれた子供は嫡出子と判断された。花嫁がイスラム教徒で花婿は異教徒の場合、結婚しているとは認められず、子供は非嫡出子と判断された。イスラム教徒の男性はその他の宗教グループに改宗することが許されていない為、結婚を合法として子供が合法的に財産を相続する唯一の方法は花婿がイスラム教徒に改宗することである。」 [2i] (Section II)

23.21 USSD Report 2008 には、また以下のような事が記されている。

「政府は通常、結婚する権利を妨げなかったが、地元の職員は時々影響力のある家族が反対する結婚の阻止を援助していた。また政府は家族の罰する人（通常は女性）が家族の意に反して結婚や離婚を求める件について精力的に起訴はしなかった。女性がイスラム教への改宗時、以前の宗教の儀式で行った結婚は解消されたが、改宗したのが男性の場合は存続した。」 [2k] (Section 1f)

23.22 同情報源には、また以下のような記載がある。

「家族法は、女性の保護に関わる離婚のケース、慰謝料の請求、未成年の子供の養育権と養育費を含めた明確な指針を定めている。多くの女性はこういった法的保護に気づかず、また履行する為の弁護士を獲得できずにいる。離婚した女性はしばしば何の援助を受ける手段もなく、家族からは排斥される。法律では禁止されているが、花嫁の売買取引が田舎では存続している。女性は法律上家族の同意なしで結婚することができるが、そのようなことをした女性はしばしば排斥されるか、名誉犯罪の犠牲となった。」 [2k] (Section 5)

23.23 2008 年 11 月 26 日付け Abu Dhabi Media 会社の英語新聞「The National」の記事には以下のような報告がある。

「2 週間前、パキスタンの宗教問題に関する諮問機関であるイスラム・イデオロギー委員会は、離婚は女性の請求から 90 日以内に夫が期間内に応じなかったとしても行われるべきだとする提案を行った。パキスタンの現在の法律では女性は“メフル”の権利を受け渡し、あるいは夫が結婚の際に金銭を請求した場合に離婚の手続きが開始される許可が出る。現在の法律では、夫は妻に対し、私的に口頭で離婚を告げることが許されている。同委員会は、それは文書で交わされるべきだと推奨している。イスラム法を変更する企ての提案であると宗教的政党からの激しい非難の嵐が起こった後、政府は委員会の推奨に責任を持っていない。」 [40a]

23.24 2007 年 12 月 4 日付けの IRB 「情報請求に対する回答」の中で、未婚女性が一人で生活する課題について、次のように述べている。

「パキスタンのイスラム教徒の家族法によれば、男性は妻に対し一方的に離婚する権利を持っている。イスラム教徒の女性が婚姻を解消する場合、法廷の介入があった場合のみ可能である制度を Talaq と呼ぶ。女性は婚姻契約の下で夫から一方的に離婚できる権限を委ねられていない限り、Talaq を一方的に宣告することはできない。そして通常、妻にそれは委ねられていなかった。キリスト教の家族法の下で、キリスト教徒の女性が法的に婚姻解消を希望し

ている場合、証拠となる理由が非常に厳しいことが障壁となり、多くが最終的に改宗している。改宗することは彼らのコミュニティとの繋がりを絶つことであり、その両親は社会の除け者と同等扱いの“離婚した人”と烙印を押されることを恐れて娘が家に戻ってくることを奨励せず、夫の過失は通常問題とされなかった。[12]

- 23.25 相続法に関して、USSD Report 2008 は以下のような法律の見解を記している。「女性に対する差別について、女性の子供は男性の子供の 2 分の一しか財産を相続する権利を持っていない。妻は夫の 8 分の一しか財産を受け取る権利がない。実際には、女性はしばしば法的遺産相続権利よりずっと少なく受け取った。」 [2k] (Section 5)

- 23.26 同情報源はまた以下のように述べている。

「2007 年 2 月の World Bank の調査では、地方の田舎ではおよそ 3 分の 1 が “watta satta” という交換結婚により、男性がお互いの姉妹を交換する方法で、この方法は相互で報復の脅威をもたらすとされている。この調査では相互間で行われるこの形態は女性にとっていくらかの保護を提供すると示されている。この調査では、“watta satta” で結婚した女性のかかなり大多数が離別、家庭内暴力、その他の主なうつ病的な発症の率が少ないとされている。しかし HRCP のような人権団体はこの習慣を批判しており、「これら婚姻形態は女性を商品として扱い、一つの過程での緊張が他の家庭にも及ぶことがある。」と述べている。 [2k] (Section 5)

- 23.27 USSD Report 2008 には更に次のようなことが記されている。「Sindh 州の田舎では、土地所有家族は財産の分割を避ける為“コーランの結婚”の習慣を継続している。コーランで結婚した女性は父親あるいは長男の法律制御下におり、そのような女性は 14 歳以上の男性との接触を禁止されている。そして家にいることを期待され、家族以外の人とは連絡を取り合ってはいいないとされる。」 [2k] (Section 5)

- 23.28 フリーダム・ハウス「世界の自由度 2009 年」国別報告書のパキスタンでは、「Vani の民族的習慣は、反対活動が女性自身や社会活動家、宗教学者等により益々高まっているが、ライバル両家の流血的な確執を解決する為の結婚で、現在でもパキスタン特定の地方の田舎では続いている。2004 年の最高裁判所で違法とされ、2005 年の重大な判断により、裁判所は地方の警察に女性のを保護するよう命令した。」 [19a]

- 23.29 2009 年 3 月 19 日にアクセスした米 국무省領事局の「親による子供の国際的誘拐」旅行セクションには以下のように記されている。

「パキスタンの家族法、つまりイスラム法を基本とした法律の下では、父親が家族の全ての面においてコントロールする。父親は妻や子供がどこに住むか、どのように教育を受けるか、あるいは移動してよいか、どこまで出かけてよいかということを決定する。裁判所は非イスラム教徒の女性が子供をイスラム教徒として育てず、パキスタン国内で養育する計画ではなく、あるいは再婚した場合でない限り、滅多に子供の養育権を女性に与える事はしなかった。もし母親が養育権を得た場合でも、国を出ることに父親の同意が必要

であろう。パキスタンでは養育権の問題はどのような場合でも適格な地元の法制度を介して解決することが唯一の方法である。パキスタンでは殆どの母親が収入を得ていない。法廷はこのことを踏まえて子供にとってベストな利益になるよう決定を下す。父親は法的に必ず子供に対して責任を持っており、彼が収入を得ているかどうかということは問題ではない。母親はそこまで法的に縛られることはない。そういったことから、ほとんどの場合、父親が養育権を握ることになる。母親を保護する法律はコーランに記載されている。イスラム法の下では、女性は男の子を7歳になるまで、女の子に関しては12歳になるまで維持する権利を持っている。」 [2l]

子供、[法律上の権利](#)、[未成年/強制結婚](#) およびセクション 19:[異宗派間での婚姻](#) も参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

職場での女性

- 23.30 USSD Report 2008 は女性の仕事場における権利に関して以下の見解を示している。

「仕事場での女性を保護する法律はない。報道によれば、嫌がらせが特に家庭内労働者や看護婦に起こったとの報告がある。刑法は嫌がらせを禁じているが、起訴されるケースは稀である。女性は雇用において重大な差別に直面し、賃金は男性と同等の仕事でも少なく支払われることが多かった。国の多くの地方では社会的抑圧により、女性が家庭外で働くことは阻まれた。そして民族によっては伝統的な慣習により、女性が親戚以外の男性と接触しないような事が依然として残っていた。」 [2k] (Section 5)

[名誉殺人のサブセクション](#)も参照

- 23.31 2009 年 4 月 11 日付け Dawn には 2009 年職場でのハラスメントからの保護法案と 2009 年の犯罪法（改正）で女性の職場での保護を規定し、4 月 10 日に導入されたとの報道がある。この記事は以下のように掲載している。

「この最初法案の目的は、女性にとって安全な職場環境をつくり、セクシャルハラスメント、虐待、妨害などの高い生産性を阻害するものを阻止し、仕事でよりよい質の生活を与えることである。法案は男女平等の原則により、憲法で規定されるように差別の脅威なしに生計を立てる権利を構築している。法案は全ての公共、私的な組織にこの規範を適用し、不満や起訴のシステムを機能させ、全ての労働者に安全な仕事環境を確立し、妨害や虐待から開放されることを要求している。」 [42b]

- 23.32 2009 年 11 月 25 日付けの Dawn にはさらに 2009 年職場でのハラスメントからの保護法案について「これは女性労働者から寄せられた男性同僚や上司に対するセクハラ告発の不満を雇用者が調査して作成した制度を規定する本質的な法案であった。」同報告書は刑法（改正）「法律を強化するために PPC や CCP を変更し、現行の法律に“eve teasing”と婉曲的に言われるセクシャルハラスメントに対する補助機能を与えて強化させた。この二つの法案は論理的であり、導入されて同時に採用されることとなったが、奇妙なことにこれ

は履行されていない。その代わり、一番目より重要でない 2 番目の法案が提出され、これが採択された。実質的な法案は全く出なかったのである。」 Dawn が付け加えるところによれば、「国民議会の女性開発に関する常任委員会の議長 Bushra Gohar は、政府が主要法案を採択しなかったことに遺憾を表明した。」 [42k]

23.33 AHRC Report 2008 は以下のように主張している。

職場では女性は低賃金、性的な不品行と争わなければならない状態である。彼らは通常、法律で定められたように支払いをされるわけではなく、わずかな利益をしか得ていない。ほとんどが公的に登録されているわけではなく、職業的な虐待に対し弱い立場にいる。政府の工場やその他非公式事業（政府の法律の下で登録されていない）で働く人々はほとんど女性であり、そこでは工場の運営からは労働法の恩恵である医療手当、産休手当、交通や子供のケアサービスを受けていない。Musharraf 政府の時代に通過した財政法案では、ほとんどが当初の 8 時間より 12 時間労働を期待されるものであった。田舎では女性は雇用者あるいは土地の所有者から夫と共にわずかな報酬で一日中働くことが要求され、しばしば借金を返済する奴隷労働者として縛られた。」 [52b] (p12)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

社会・経済指標

23.34 世界保健機関(WHO)の国別情報・パキスタン（発行日付不明）にはパキスタンの男性、女性に関する社会経済指標が記載されている。2009 年 7 月 9 日にアクセスした同機関のウェブサイトの情報によれば、2005 年の数字から考えると、女性の子供と成人は男性の子供と成人に比べ教育を受けていない傾向が強く、女子の 77 パーセントが小学校へ通い、40 パーセントが中等学校へ通うのに対し、男子は 94 パーセントが小学校へ通い、51 パーセントが中等学校に通う。そして女子の識字率は男子より低く、15 歳以上で読み書きができる女子は 40 パーセントであるのに対し、男子は 65 パーセントである。[5a]

23.35 また、2009 年 7 月 6 日にアクセスした世界保健機関(WHO)による国別情報・パキスタンではいくつか女性に直接関係する基礎的医療データが掲載されている。妊婦管理を受けた女性は人口の 42%、熟練した医療人員による立会い出産はたった 19 パーセントであった。[5a]

セクション 26: [Medical Issues](#)医療問題およびセクション 24: [子供](#)を参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

未婚女性

23.36 カナダの移民及び難民委員会（IRB）は 2007 年 12 月 4 日付けの「情報請求に対する回答」の中で、デンバー大学のジェンダー研究と国際学の非常勤講師に続き、パキスタンに未婚女性が一人で生活することができるかとの事情について述べている。

「未婚の女性が一人で生活することは、都市でも田舎でも非常に難しい。それは年齢、階級、教育、そして都市であるか田舎であるかによる。若い未婚の女性や離婚した女性は、どの階層の女性でも都市に一人で住むのが難しいとわかっている。彼らはアパートを借りることができない。もし不動産を所有していれば、より便利に一人で暮らす選択をすることができるが、ここでもまた社会的な抑圧が彼らの周囲ではあり、あらゆるゴシップやスキャンダルに直面する。そういった場合、年齢が一番大きな問題である。より年配の女性は一人で住むことができるが、それでも社会的、物理的に不安定であると感じている。大都市では高学歴の経済的に独立した一人暮らしをする女性の例もあるが、その率は大変低い。田舎の地域においては、家族と仲が良くなくともほとんどが一緒に同居している。[12]

- 23.37 イスラム法と習慣が女性に影響することに関して、女性問題を専門とする NGO 代表との相談に対し、IRB は同情報請求に対する回答の中で以下のように記載している。

「パキスタンに住んでから 1 年が経過するが、NGO 代表は一人暮らしをする女性に出遭ったのは一度しかないと言う。この代表によれば、女性は活動家であるが故に一人で住むことができ、自分の持つ権利を意識し、文化システムを理解し、それが“日々の挑戦を導く”原動力になったと説明する。彼女はまた他の女性が自分でアパートを借りようとした際、大家は売春宿を開くのではないかと思い抵抗し、借りることができなかったという。またさらに、パキスタンでは男性が一人で生活することも珍しく、結婚して自分の家族を持つまでは、家族と同居することが期待されている。代表の話ではさらに、女性が一人で住む事は違法ではないが、女性がアパートや家を自分で借りようとするには障壁があり、“特に女性が一人で住んでいるという周知の事実がある場合、文化的な抑圧と自身の身の安全が常に問題となっている。”

「パキスタンの市民社会組織である Shirkat Gah 女性情報センターの代表は、過去 30 年にわたる女性の権利を推進して提唱し、2007 年 12 月 4 日付けに共同通信で研究委員会に提供し、パキスタンに住む一人暮らしの女性の状況は社会的、経済的地位によるものだと言った。代表はまた次の情報を提供した。田舎と都市の両方で、良い仕事に就く為、夫が家を出て海外に出稼ぎに行く傾向が増加しているという。その妻達は一人で住むことになるが、重要な点はそのような生活環境には社会的許容と家族からの支援が受けられるということである。財政的な安定がそういった女性達にとっては強みとなり、彼らは悲観的に批判されることはない。[12]

- 23.38 同情報源には以下のことがまた記載されている。

「次の情報は 2007 年 11 月 22 日に、Warwick 大学の法律学教授で女性の権利、ジェンダー、法律を専門とし、オスロ大学の教授でもあり、パキスタンについての多くの文献を出版している方との通信内容である。

「あなたへの質問の回答は、未婚女性が持つ環境、場所、社会・経済、教育、職業ステータスにより異なってくる。一般的に、パキスタンでは独身の女性が男性の家族なしに一人で生計を立てられることは滅多にないと言うのが正確であろう。これらの理由は多数あるが、女性は保護され、管理する役割に

いることが要求されるという、主にそういった習慣と文化に由来していることが多いであろう。社会はまた女性が一人で住むことに不快を示し、独身女性の評判について援助しないであろう。おそらく百万人に一人、大都市に独身女性一人で住み、手段を持ち、彼女を援助して保護する家政婦等を雇う人を見つけることができると思うが、これは少数の例外である。」 [12]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

女性に対する暴力

- 23.39 2009 年 8 月 4 日、家庭内暴力（阻止、保護）法案がパキスタンの国民議会で通過した。法としての効力を発揮するには上院を通過しなければならない。2009 年 8 月 5 日付の Daily Times の報告では以下のことが報告されている。

「この新しい法律はジェンダーが原因の肉体的、精神的な虐待の行為をカバーするだけでなく、経済的虐待、ハラスメント、ストーカー好意、性的虐待、暴言等、その他の抑圧的行動も含まれ、女性、子供、その他弱い人々や、それらの起訴された人々、あるいはまだ家庭内の関係において行われた行為において・・・」

「この法律では、保護委員会はそれぞれ女性の評議員、女性の自助団体（SHO）、警察の副捜査員、保護職員が Tehsil レベルで地元政府と設立するとされている。犠牲者は委員会に直接、あるいは人を介してアプローチし、被害届けを出した人に代わって全ての法的必要条件を満たし、事件を 3 日以内に行政長官に送らなければならないという手続きである。

法廷は被害者が家庭内暴力が行われたという基準を満たす場合、その被害者を考慮して保護請求を通過させることができ、付け加えて起訴された人に対し金銭的な請求を行うことができた。保護請求は被害者が起訴を取り下げるまで持続する効力がある。そして起訴された人が保護命令に従わない場合、罪として最長 1 年、6 ヶ月以内であり、禁固刑を言い渡され、また 10 万ルピー以上の罰金を言い渡される。」 [55o]

- 23.40 Dawn は 2009 年 11 月 25 日の報告で次のように述べている。「イスラム・イデオロギー委員会はこの法案が家族間の確執を扇動し、離婚率を上げると声明文を発表して批判した。同情報源はさらに、「上院が法案を議会によって可決する義務期間である 3 ヶ月は過ぎ去った」と述べている。 [42k]

- 23.41 HRCP Report 2008 では以下のように述べている。

「これら比較的新しい 3 つの法律や改正案は女性を暴力や虐待から守るが、地元行政民族地域である NWFP の（PATA）までには範囲が及んでいなかった。これらの法律には名誉殺人、sawara や vani（子供達が流血確執事態を解決する為に強制結婚をさせられる制度）、女性にほとんどの不法行為についての保釈金を認め、Zina（Hudood 法令の履行）慣習法の違反に関する改正を定めている。2004 年の名誉殺人法、2006 年の犯罪法令（修正）、2006 年の女性保護法令は、こういった問題について述べている主な法令であるが、PATA 地域の行政幹部までには影響していない。これらの地域とは Swat、

Shangla、Chitral、Buner、Malakand、上下 Dir 地区、民族地域の Mansehra や Khistan であり、犯罪が適切な法律の下で調査されることなく起きている。[27e] (p116, Women: Women and the law)

- 23.42 2009 年 2 月 17 日、オーラット財団は 2008 年の年次報告の中で「パキスタンの女性を取り巻く暴力の状況」について述べ、2008 年 1 月から 12 月の間に合計 7733 の女性に対する暴力事件が印刷メディアによりカバーされたと報告した。そのうち警察に届けられた事件は 5686 件であった。[57b]

- 23.43 USSD Report 2008 は以下のように記録している。

「家庭内暴力が蔓延し、深刻な問題となっていた。報告によると、夫は妻を叩き、時には殺しもした。その他の家庭内暴力では拷問、シェービングも含めている。婚姻は既婚の女性を虐待し、妨害した。持参金や家族関係の論争はしばしば死亡、または焼く、酸を浴びせる、外観を損なうような結果に繋がった。家庭内暴力を禁止する特別に設けられた法令はないが、刑法の分野で犠牲者の正義を行使する扱いができる。政府機関のひとつである女性の地位についての国家委員会は家庭内暴力についての議案を提唱した。[法律における最近の変化については 23.36 を参照]

「HRCP による 6 月の報告によれば、Punjab 州の田舎の妻 80 パーセントが夫からの暴力を恐れており、発展した都市地域に住むおよそ 50 パーセントが、夫から叩かれたことを認めている。11 月までには「ストーブ死」が 21 件報告されており、これは女性が灯油を浴びせられて火をつけられた事件である。進歩的女性連盟によると、多くの事件が報告されていないという。

「虐待を報告する女性は重大な挑戦となった。家庭内暴力の法律が整備されていない環境では、虐待者はおそらく攻撃として起訴されるが、被害者が事件を起訴することは滅多になかった。警察や裁判官は家庭内暴力のケースに関して積極的ではなく、家族問題として捉えた。警察は起訴する代わり通常は当事者が和解することを勧めた。虐待された女性は通常その虐待する家族の元へ返されるのであるが、親戚への経済的、心理的な頼りから、あるいは離婚の汚名を着せられる恐れから起訴には至らなかった。また親戚に関しては家族の名誉が傷つく恐れから虐待を報告しなかった。[2k] (Section 5)

- 23.44 パキスタン政府は、2008 年 1 月 4 日付の子供の権利に関する国連委員会に提出した報告書の中で、「全ての火傷事件は、地方政府あるいは警察の職員の指示で登録された医師により直轄の行政長官に報告しなければならないと述べた。医者は火傷による犠牲者が到着したら、直ちに報告書に記録しなければならないとした。」[79b] (p31)

- 23.45 2008 年 1 月から 12 月の期間、オーラット財団では 320 件の家庭内暴力を記録した。(2009 年 2 月 17 日発行、2008 年年次報告より抜粋) [57b] HRCP Report 2008 では少なくとも 185 人の女性が家庭内暴力事件で殺されており、少なくとも 137 人があらゆるレベルの家庭内暴力を受けていることがわかった。[27e] (p122, Women: Domestic violence) 同報告書はさらに、家庭内暴力により体を切断された 4 つの事例を記載している。[27e] (p123, Women: Mutilation) その他の家庭内暴力の例では、138 件の火傷事件を含み、これらは酸攻撃、シ

リンダー爆発、ストーブ火傷により引き起こされている。[27e] (p119, Women: Violence against women)

- 23.46 フリーダム・ハウス「世界の自由度 2009 年」カントリー・レポートのパキスタンでは以下のように観察した。

「伝統的な道徳観、差別的な法律、弱い履行力により、レイプ、家庭内暴力、酸攻撃、そしてその他女性に対する暴力が高い率で起こった。HRCP によれば、80 パーセントの女性が人生の中でそのような虐待を受けているとされる。レイプやその他の性犯罪による女性の被害者はしばしば警察から起訴しないよう圧力をかけられ、またしばしば家族からは自殺を図るよう促された。加害者に対し厳しい判決が度々下されるという事実にもかかわらず、標的となった女性の親戚による集団レイプで、村会議がそれを犯罪として罰することを認める事件が依然として報告されている。」[19a]

- 23.47 2008 年 3 月 11 日付けの IRIN 記事によれば、「家庭内暴力はパキスタンの地域特有のものである。」と述べている。同報告によれば、1999 年の HRW 発行以来 8 年間、家庭内暴力について国内で大きな変化があったことはほとんどないと言う。記事はまた主要な弁護士や人権活動家の意見を引用し、「家庭内暴力はかなり広がっており、我々の社会に女性の力が不足していることと結びついている。」と述べている。[41a]

- 23.48 同情報源はまた以下のように示している。

「時折、女性に襲い掛かる暴力は実に恐ろしいものであった。イスラマバードを拠点とする、Shanaz Bukhari が率いる進歩的女性協会 (PWA) は、毎年 4000 人に上る女性が焼かれると考えており、そのほとんどが夫か家族によるもので、彼らはしばしば軽犯罪、または十分な花嫁の持参金がないとして「罰」を受けるのである。PWA は 1994 年 3 月から 2007 年 3 月にかけての期間、Rawalpindi からイスラマバードの地域の 3 つの病院からだけで、8000 人近くのそういった犠牲者の詳細を収集した。家庭内暴力の犠牲となった女性向けの避難所が不足していること、この問題を自覚する認識力が限られていること、特別な法規制がないことなどの全てがこの問題に絡んでいた。結果、何千もの女性が家庭内で激しい暴力の犠牲となり、そのほとんどが報告されず、問題の原因である犯罪者は結果的にどの罰からも逃げていることになる。[41a]

サブセクション 女性に可能な援助; セクション 9: 治安部隊 拷問 及びセクション 13: 刑務所の状況 を参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

名誉殺人

- 23.49 IRB の「情報請求に対する回答」(RIR)では「パキスタン」とした題で、2007 年 1 月 24 日付けで、特に北方地方における (2001 年から 2006 年) 習慣の男性と女性を標的とした名誉殺人について簡略にその習慣と、それがどのような人に適用されるかについて記載している。

「パキスタンの名誉殺人について女性に焦点をおいた詳細な情報がある。名誉殺人は女性に対して多いが、たまに男性も性的不貞により告発されることがあり、その後殺害されるという習慣であると記載されている。殺人する者は、犠牲者が家族にもたらした起訴という恥に対する復讐をするのである。しかし、少女、数は少ないが少年までもがこの慣習の犠牲者となった。名誉殺人はパキスタンで行われる地域により、それぞれ異なった名称で知られる。Sindh 州地方では、karo kari と呼ばれ、karo とは“汚点”がついた、あるいは名誉を汚された男性という意味で、kali とは“汚点”がついた女性という意味である。北西辺境州（NWFP）では tor tora と呼ばれ、tor とは起訴された男性、tora とは起訴された女性を指す。Punjab 地方では kala kali、そして kala とは起訴された男性を意味し、kali は起訴された女性を意味する。Balochistan 地方では sinyahkari という。」 [12e]

- 23.50 同情報源ではさらに、名誉殺人の動機と理由について記載しており、以下のように記述している。

「名誉殺人はしばしば男性により、単なる主張にすぎない場合でも、自分たちの名誉が女性家族の性的不祥事により汚されたと考えられる場合に起こる。民族の正義制度では、たとえば女性の性的不正行為により傷つけられた家族の名誉を回復させるのは夫や親戚関係の男性の義務とされ、それにはその女性を殺し、相手の愛人男性も殺す。NCSW（女性の地位に関する国家委員会）は名誉殺人だけでなく、すべての家庭内暴力が「男性の名誉に影響する不服従と考えられた行為に対する女性への罰」とされる。パキスタンのメディアの報告では、起訴された女性の相手である男性もまた家族の名誉を守るために殺されるか、彼女の部族の名誉回復の為に、両親の同意なしにほかの部族の女性と結婚するとされている。」 [12e]

- 23.51 IRB の「情報請求に対する回答」は、名誉殺人の動機を以下のようにまとめる。

- 家族の財産を維持する。
- 他家族の財産を維持する。
- 女性が夫を自由に選ぶことを阻止する。
- 離婚請求する女性、レイプされた女性、家族の意向に反する女性を罰する。
- 反対する者に対する復讐
- もう一人を殺すことの偽装。 [12e]

- 23.52 IRB はまた次のように続ける。

「名誉殺人はパキスタンの田舎地域で最も広く行われているとの報告がある。2004 年には、名誉殺人で報告された半分以上が南 Sindh 州地方で起こった事件であったが、実際は Punjab 州、Balochistan 州、北西辺境州（NWFP）、連邦直轄部族地域（FATA）でも名誉犯罪は起こっていると考えられている。しかしながら、HRCP はこうした形の殺人が、2005 年の Lahore で起こったように都市で増加していると述べている。パキスタンの NCSW（女性の地位に関する国家委員会）は名誉殺人が都市でも行われ、これらの事件が都市のエリートの間で行われることを示している。 [12e]

- 23.53 フューマン・ライツ・ウォッチが 2009 年に発行した (HRW Report 2009) には以下の記載がある。

「2008 年、名誉殺人は国中で行われた。特に身震いするほど恐ろしい事件が Sindh 州や Balochistan 州で報告された。ある一つの事件では、家族の意に反する結婚をしたとして 5 人の女性が射殺や生き埋めにされた。

「人権活動家による激しい非難にもかかわらず、Balochistan 州の上院議員である Israrullah Zehri は公の場で名誉殺人を「部族の慣習」として擁護し、また国会議員である Hazar Kahn Bijrani は民族会議の Jirga で議長を務め、2006 年に 5 人の 6 歳とそれ以下の子供たちを紛争解決の「償い」として受け渡す命令を下しているが、2008 年 11 月にこれらの人物は Zardari 大統領によってパキスタンの内閣に昇進した。」 [13a] (Discrimination)

- 23.54 2008 年の 1 月から 12 月の間に 472 人の女性が“名誉”と名のつく殺人で殺されたと記録され、1516 人が殺され、123 ケースの殺人未遂が記録された。2008 年には合計 7 千 733 件の女性に対する暴力が記録されている。(2009 年 2 月 17 日出版のオーラット財団 2008 年次報告書より抜粋) [57b] しかし、HRCP Report 2008 の記録によれば、少なくとも 1210 人の女性が様々な理由で殺され、この中には 612 人の名誉で殺された人も含まれている。[27e] (p121, Women: Murder and honour killings) Daily Times の 2008 年 11 月 14 日付の報告によれば、「下院の統計によれば、2005 年から 2007 年の期間の名誉殺人事件の合計は 1019 件あるとされている。」[55b] 殺人や名誉殺人の主な動機は女性が不義の関係をもった場合、あるいは結婚が女性の意思で選んだ場合などと思われた場合などである。この“名誉”とされる殺人の実行犯は女性の兄弟、父親あるいは他の親戚であった。(オーラット財団、第 2 四半期報告書より抜粋) [57a] (p9)

- 23.55 USSD Report 2008 はまた次のように述べている。「名誉殺人や切断はこの年、広範囲に起こった。女性の犠牲者が大半であるが、いくつかは男性も名誉殺人の標的となった。名誉犯罪の統計は信頼できるものではなく、報告されない数が多い。だが、1 月から 5 月の間で 476 人の女性が殺されたと報告がある。」 [2k] (Section 5)

- 23.56 HRCP Report 2008 はまた以下のように述べている。

「名誉の名の下での殺人は国内の男性、女性の両方で目撃された。大半の犠牲者は女性であり、男性は通常、追放や免責あるいは現金での賠償金支払い、またあるいは親戚女性を結婚させることで解決された。ほとんどの事件の場合、女性は不義の罪や、地域の家父長制の脅威となるような独立した精神を示したために殺されるものであった。NGO によれば、この年初めの 2 ヶ月の間に Sindh 州では 17 人の女性が Karo-kari を理由に殺されたという。」 [27e] (p121, Women: Honour killing)

- 23.57 同報告書の中にある、「パキスタンの子供の状況 2008 年」(SPARC Report 2008)は、子供の権利を保護する社会に向けて以下のように記述している。

「宗教や家父長制の差別的な利用は、家族機能の相互関係に影響し、平行した司法制度による是認が男性を配偶者、姉妹、娘に対する暴力や殺人の名誉

行為に及ばせる許可となり、家族の財産を守る為等々の理由で「不義の関係」が原因のものだけでなく、離婚、レイプ、名誉殺人の偽造など複数の理由による犯行に及ばせるのである。部族制度の復讐、正式な法制度の両方が女性と少女を対象に、好ましくない残酷な仕打ちや判決として通過する。国家機関の法履行組織や司法はそのような女性に対する犯罪を途方もなく寛大に扱っており、法律には「名誉」とした抜け道が多数ある。そういったことにより、名誉殺人の伝統は衰えないのである。」 [71e] (p37)

- 23.58 フリーダム・ハウスのフリーダム・ハウス「世界の自由度 2009 年」カントリー・レポートのパキスタンには次のような見解が示されている。「政府が支持する法律が 2005 年に制定され、より厳しい判決と名誉殺人の死刑の可能性が導入された。しかし活動家は当局が強固な姿勢でこの法律を履行する意思があるかに疑問を投げかけた。[19a] 名誉殺人に関する法律改正意見で、パキスタン政府は 2008 年 1 月 4 日、子供の権利に関する国連委員会において、法律が低いレベルで導入される問題を挙げ、「ほとんどは状況に対応する適切な訓練の不足と、関連した法規定を適用することの不足が原因である。」と述べた。[79b] (p31)
- 23.59 USSD Report 2008 はまた名誉殺人の刑罰について 2005 年に制定された法律について述べている。しかしながら、同報告書では「人権グループは法律が“qisas”や“diyat”と呼ばれる、加害者を起訴する代わりに犠牲者や犠牲者の相続人が物理的、金銭的賠償の手段で代替することを許容する法律だと非難した。名誉犯罪は通常、家族関内で行われることが多かった為、加害者は深刻な刑罰を避ける為、金銭的な支払いで解決する交渉ができた。」 [2k] (Section 5)
- 23.60 ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2008 年 5 月 5 日、人権委員会に提出し、「パキスタンの内務省では、4 千 100 人以上の“名誉殺人”が 2001 年以降行われている。」と報告した。また「Qisas や Diyat の法律が、親戚である人々を殺人から“許す”ことになり、金銭的な賠償金により解決される風潮が強くなり、これが加害者を名誉殺人という名の事件で刑罰から逃れるのに利用されている。」と述べた。[13d]
- 23.61 「情報請求に関する回答」(RIR)の中で、独身女性について触れ、2007 年 12 月 4 日にカナダの移民及び難民委員会 (IRB) は以下のように記している。

「独立系ウェブサイトの South Asian Media Net は南アジア地域の情報と分析をカバーしたニュースを掲載し、パキスタンの女性が置かれている状況について以下のように分析している。:

「パキスタン社会で、社会・文化的関係はほとんど父権社会である。男性の名誉や izzat (名誉) 概念は女性の性的行動と結びついているので、性は家族の名誉の潜在的脅威と考えられている。それゆえに、女性の行動範囲は限られ、Purdah 制度、性の隔離、暴力により支配されている。South Asian Media Net は女性は公の場で雇用の競争をするスキルに欠けている為、彼らは最終的に社会的、経済的に男性に頼ることになる。Purdah は“スクリーン”、あるいは“ヴェール”と訳され、女性を公の生活から隔離する習慣で、身を隠す

衣服をまとい、壁で障壁を作り、家の中をカーテンやスクリーンで仕切る。
このことが結果的に女性から経済的自立を奪うことにつながっている。 [12j]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

レイプ

サブセクション女性の保護条例およびセクション 11 と、[フドゥード令のレイプに関する法律改正](#); また[名誉殺人のサブセクション](#)参照。

- 23.62 USSD Report 2008 は次のように述べている。「レイプを報告しないという深刻な問題がある為、国の信頼できる統計はない。地元観測者の間では、レイプはこの国でもっとも深刻な人権侵害タブーとされている。 [2k] (Section 5) しかし、オーラット財団は 2008 年の年次報告の中で 2008 年の 1 月から 12 月の期間で 439 件のレイプ、307 件の集団レイプがあったと記録している。 [57b]
- 23.63 HRCP Report 2008 は以下のように報告した。
- 「2008 年、HRCP は 808 件のセクシャル・ハラスメントの事件を記録し、そのうちの 350 件がレイプ、445 件が集団レイプ、13 件が剥ぎ取りであるとし、少なくとも 221 人の犠牲者が未成年であるとした。セクシャル・ハラスメントはパキスタンで増加しており、単なる変質者の行為ではなくなっている。時には個人的な確執を解決する方法としても利用されている。いくつかのパンチャヤットやジルガでは 2008 年、起訴された人物の女性の親戚が犠牲者の仲間によりレイプされるという命令の評決を下した。女性や少女はまた離婚、結婚の申し入れの拒否、自分の選択による結婚、文化的倫理への反抗、その他の自立した決定を試みる多くの場合に報復としてレイプをされた。少女が自身の父親、また近親家族にレイプされる事件や、結婚した女性が家族内で痴漢行為をされる事件が非常に多く報告された。女性はまだ職場で性的に嫌がらせをされ、その殆どが家庭内の手伝いであった。少女が先生やイスラム神学校のマドラサでレイプされた事件も報告されている。レイプを映像にするというショッキングな流行も出現し、多くがその映像を犠牲者の脅迫に利用し、更なる性的搾取、あるいは金銭やビデオを闇市場で売ることになっているとの報告があった。法履行期間の探知により、これに関連した犯罪で何人かが逮捕された。」 [27e] (p124, Women: Sexual harassment)
- 23.64 USSD Report 2008 にはさらに以下のことが記述されている。
- 「配偶者以外によるレイプは犯罪行為である。婚姻内のレイプ、あるいは加害者と犠牲者の結婚契約書は結ばれているが、式が執り行われていない場合のレイプは起訴できない。レイプは頻繁におきたが、起訴されることはめったになかった。予測では、犠牲者で警察に報告した件数は 10 パーセントに満たないとされ、社会的倫理観や影響の恐れが原因となっている。女性発展、社会福祉、特殊教育省は、NGO の援助と共にこれらの問題を扱う任務を与えられている。レイプの刑罰は 10 年から 25 年の禁固刑と最小限の罰金、あるいは最高で死刑である。集団レイプは死刑か、終身刑になるが、宣告された刑はしばしばずっと軽かった。」 [2k] (Section 5)

23.65 同報告書はさらに以下のように記している。

「困難な状況を迂回させる為、警察に來たレイプの被害者は裁判官がレイプのケースを判断するセッションに召集し、法律でそれが規定されている。しかし女性の権利団体である NGO はそれを批判し、その法律では金銭的に余裕のない人や法廷に出かけることができない被害者にとって障壁になるとしている。法廷はレイプの事件について Hudood 法令よりも女性保護令の適用を開始した。女性人権団体によれば、その法律は行使力が弱いという。[2k] (Section 5)

23.66 同情報源は以下のように続ける。

「警察は時々レイプ事件に関わっていた。犠牲者は警察によりしばしば虐待や恐喝を受け、特に起訴された者が賄賂を渡した場合は起訴を取り下げる要求をしてきた。警察は犠牲者に対しレイプの起訴をする前に賄賂を要求し、また捜査はしばしば表面的にしか行われなかった。NGO の報告によれば、いくつかの警察はレイプ被害を記録することを止めたという。医療職員は十分な犯罪法医学の訓練を受けておらず、こういったことが起訴をさらに複雑なものとした。」 [2k] (Section 5)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

女性に可能な援助

政府の援助

23.67 USSD Report 2008 の中で、2005 年に当局が女性の警察の数を増やしたという記述がある。「すべてが女性のスタッフにより構成され、レイプを含めた女性の管理保護の不満に対応する。オーラット財団はこれらの警察署が資源不足や適切な訓練を受けた女性が不足している為に機能しないと報告した。法廷は男性の警察官が女性の被疑者と交流することを禁止すると命令しているが、男性の警察官はしばしば普通の警察署で女性を拘束し、尋問した。」 [2k] (Section 1c)

セクション 9 も参照:[治安部隊](#)

23.68 女性を支援することが可能なセンターについては、USSD Report 2008 の中で以下のように述べている。

「政府は苦悩している女性への危機管理センターを運営し、支援を得るために NGO に照会した。だいたいおよそ 70 の地区避難居住施設があり、およそ 250 の施設が緊急で運営される施設とされており、これには地域の社会福祉課で運営された女性警察署や居住施設もある。地区で運営されるセンターには避難場所、医療ケアへのアクセス、限られた法的代理人、いくつかの職業的訓練がある。そしていくつかのケースでは政府が運営する避難場所で女性が虐待を受けた。非政府運営の避難場所は 5 つあり、Islamabad, Lahore、Multan、そして Karachi に二つあった。」 [2k] (Section 5)

- 23.69 HRCP Report 2008 は「2008 年、女性の為の避難施設はまばらにあり、不十分であると述べている。政府の Darul Aman 避難場所は悪評高く、拘留センターと類似しているとされ、門限、虐待、性別を区別した環境の不足などがあるとされている。」 [27e] (p128, Women, Shelter for women)
- 23.70 女性危機センターについて、2006 年 7 月更新の女性発展省のウェブサイトには Islamabad、Lahore、Sahiwal、Vehari、Rawalpindi、Mianwali、Peshawar、Kohat、Quetta、Karachi の 10 地域にあると記載されている。それに加え、10 の危機センターが設立される予定であり、これらは Faisalabad、Sialkot、Bahawalpur、Hyderabad、Mirpur、Sibi、Abottabad、Multan、Mirwala、Nawabshah である。これらのセンターは地元 NGO により運営されている。このサイトにはセンターで受けられるサービスにおいて以下を記載している。
- 医療援助
 - 法的援助
 - 特別カウンセリング
 - 暴力や事件の履歴の捜査
 - 法履行機関と警察へのクレームとの連携構築
 - 小額融資での企業訓練
 - 小額金融での再生
 - 無利子で 1 万 5 千ルピーの提供—各ケース [29h] (危機管理センター—避難居所)
- 23.71 しかしながら、HRCP Repot 2008 の記述では、「女性の避難所が女性省により設立されたが、これは十分な数でなく、全く機能的ではなかった。」 [27e] (p128, Women: Shelter for women)
- 23.72 2007 年 3 月 8 日付けの Inter Press Service News Agency の記事によれば、女性を支援するセンターは連邦女性発展省 (MOWD) によりそれぞれ異なる年で設立、管理され「緊急事態の対処を基本に、暴力からの生還者や困難な状況にある女性の復帰を援助し、緩和する提供を行っている。実際これらのセンターは政府が人権問題を認識していることの示しであるが、その導入は不十分である。 [7]
- 23.73 同記事の見解によれば、「パキスタンは女性に対する暴力が蔓延しており、女性センターでの混乱が見受けられる。電話は不必要に鳴り響き、精神科医は暴力を振るわれた女性を診察し、弁護士は訴訟を準備する。センターは棄てられる代わりにこういったことが起きている。Karachi のセンターを記事でコメントしたのが続いてあり、地元 NGO で働く弁護士の言葉によれば、センターに来る女性が不足しているのは不十分な尽力、調整、ガイドラインの不足によるものだという。付け加えてセンターは基本的サービスの資源を提供することが不足しており、食料や衛生用品が不足していた。記事はまた、Sindh 州にある 4 つのセンターのうち Karachi センターだけが機能していると見解を示した。 [7]
- 23.74 パキスタンで女性の権利を推進、提唱する Shirkat Gah 女性情報センターの代表との通信で、2007 年 12 月 4 日付け IRB の「情報請求に関する回答」で一人暮らしの独身女性について以下のように述べている。

女性は常に社会から批判を受け、家族からの支援を受けられない独身女性の一人暮らしはもっとも困難であった。この複雑な問題は、情報が欠如していることや国の支援機関へのアクセスが限られていることなどから問題に一層の歯車がかかり、彼らが自分自身で解決できないプレッシャーとなっている。政府レベルでは地域社会の支援センターが置かれておらず、女性が暴力に対抗する手立てを支援する制度が欠如しており、虐待的な関係に縛り付ける状態となっている。政府により運営されている避難所は、その目的が一時的な滞在である為に適切な法案を整備しておらず、また滞在期限の過ぎた女性が再生復帰するための法案もない。」 [12j]

- 23.75 同情報源はさらに、田舎から都市へ職を探しに移動してくる女性について次のように述べている。「多くの難局に直面する。ホステルには女性の従業員が不足しており、入居手続きは複雑で、女性がホステルに泊まることへの社会的に否定的な態度もある。」パキスタン第二の都市である Lahore では、政府は現在の人口 1 千万人と推計しているが、ホステルで働く女性の従業員はたった二人で、ごく少数の個人的運営である。 [12j]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

非政府組織 (NGOs) の援助

- 23.76 USSD Report 2008 は「多数の非政府組織が運営されており、これらには進歩的女性協会、Sehar、変革への闘争、レイプに対抗する戦争、オーラット財団などが都市部において活発に活動していた。これら団体の主な関わりは家庭内暴力、Hudood 法令、名誉犯罪をも含んでいた。」 [2k] (Section 5)
- 23.77 HRCP Report 2008 は次のように述べている、「個人的な運営の避難所は引き続き開設されており、避難所を提供し、彼らの物資や福祉活動により更生サービスも受けられる。しかし、これらの施設は小規模であり、数は僅かしかなく、一般庶民の間での認知度は低い為、政府の大規模な関与と活動が必要としていた。」 [27e] (p128, Women: Shelter for women)
- 23.78 非政府組織 (NGO) である「人権のための弁護士および法律扶助」(LHRLA) は現プロジェクトのセクションにおいて、Karachi の保護サービスセンター詳細について以下のような記載を含んで記述している。
- 「虐待犠牲者の為のホットラインサービス、訓練された医療心理学者のカウンセリングと心理療法、虐待事件の陳述文書化、女性や子供が受けられる全サービス提供機関のデータベース照会サービス、法的援助、女性デスク（女性問題を専門に扱うデスクが別に設置される予定。）この施設には女性のスタッフが配置され、法律、心理学、様々な形態での心的外傷や虐待から生還した人達への更生サービス、家族の為に失踪した子供たちのデータベース、LHRLA は青少年収監者達へのカウンセリングや保護サービスを提供する予定である。 [68]
- 23.79 進歩的女性協会 (PWA) のウェブサイトには Rawalpindi にある“AASRA—避難所”は 1999 年に家庭内暴力の被害者を支援するために設立されたと掲載され

ている。[69a] (The Shelter) PWA に加え、「1987 年以来、1 万 7 千件もの女性に対する虐待を扱った。」そして以下のような援助を行った。「犯罪事件は警察に届け出て、裁判制度を通じて弁護士が起訴を起こし、法的支援を提供、感情・道徳的支援、代替居住施設の提供、組織や政府とのコンタクトの提供である。」 [69b] (What We Do)

セクション 25:人身売買、セクション 17:人権にかかわる組織、団体および活動家も参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

女性の健康

- 23.80 UNICEF は 2008 年の世界子供白書の中で、パキスタンの女性保健職員は 1994 年に開始され、「回避可能で治療可能な健康医療の介入を女性や子供達のために拡充し、病院やヘルスセンターが社会的障壁や距離により排除してきた健康への意識を地域全体で向上させる。」現在では国内で少なくとも 9 万 2 千人の女性保健職員がいるとされ、少なくとも 1 千人（または 150 世帯）の村に一人の職員が配置されている。 [72c] (The State of Asia-Pacific's Children; p23)
- 23.81 2009 年 2 月付け、UNICEF の 2008 年パキスタン年次報告では以下のように記載されている。
- 「訓練を受け、適切に配置された保健提供者の不足が問題の根源にある。UNICEF は緊急産科ケアの訓練を医師と救急医療士の 375 人に対して支援し、新生児の必須緊急ケアの訓練を 100 人に対して支援した。出産前の訓練を 200 人の保健職員へ、そしてさらに 60 人を感染予防に訓練した。産科、新生児、子供の健康に関する訓練を 45 の施設と 194 人の保健職員に対して行った。 [72b] (p16)
- 23.82 パキスタン政府は 2009 年 8 月 12 日、子供の権利に関する国連委員会に応える報告書で、4500 人以上の地域助産婦（CMW）学生が、Punjab 州、Sindh 州、NWFP、Balochistan 州の地域で訓練中であると報告した。 [79] (p8)
- 23.83 HRCP Report 2008 の保健に関するセクションで、「FATA（連邦直轄部族地域）では女性医師が病院におらず、多くの女性が男性医師により診察されるのを拒否、あるいは回避した為、この地域の女性にとっては重大な問題となっていた。妊産婦死亡率は下がったとはいえ依然として高い。1990 年は 1 万人につき 533 人の死亡率であったが、276 人にまで減少している。 [27e] (p172, Health: Public hospitals)
- 23.84 HRCP は自殺率についての報告書を以下のように記している。
- 「自殺率は 2008 年、依然として高く、その多くの原因が増加する貧困、家庭内問題、結婚の選択、強制結婚であった。若い女性は両親からの警告や失恋によって自殺を図った。いくつかのケースでは、うつ病や治療する金銭的余裕がない為に末期的な病で自殺したことが伺われた。多くのケースは、特に貧困が問題となっており、女性は小さな子供を伴って自殺を試み、あるいは

企てた。HRCP の記録によれば、その年で 798 人の女性が自殺を図り、さらに 541 人が自分で自殺を図ろうとした。自殺の方法で一番多いのは毒物摂取、次に女性が自分で首吊りをする、そして自分で火をつけるという順番が多い。
[27e] (p127, Women: Suicide by women)

[医療問題を参照](#)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)